

第一百三回 参議院文教委員会会議録第十二号

(一一四)

昭和六十三年十一月二十日(火曜日)

午前十一時四分開会

| | | |
|-------|--|---|
| 委員の異動 | | 十二月十五日 辞任 本岡 昭次君 十二月十九日 辞任 杉元 恒雄君 十二月二十日 辞任 林田悠紀夫君 出席者は左のとおり。 |
| 委員 | | 十二月十九日 補欠選任 久保 宜君 十二月二十日 補欠選任 久保 宜君 林田悠紀夫君 林田悠紀夫君 林田悠紀夫君 |
| 理事 | | 十二月二十日 補欠選任 久保 宜君 久世 公堯君 杉山 令鑑君 仲川 幸男君 林 寛子君 林 純美君 佐藤 昭夫君 小野 清子君 木宮 和彦君 久世 公堯君 山東 昭子君 世耕 政隆君 田沢 智治君 竹山 弘子君 寺内 鶴治君 柳川 久保 安永 高木 健太郎君 田沢 亘君 竹山 弘子君 寺内 鶴治君 柳川 久保 安永 高木 健太郎君 |
| 事務局側 | | 十二月二十日 常任委員会専門員 文部省高等教育部長 文部省高等教育局長 教育局長 文部省教育助成局長 文部省高等教育部長 國分 正明君 倉地 克次君 古村 澄一君 野崎 弘君 佐々木定典君 |
| 説明員 | | 十二月二十日 防衛庁人事局人 第一課長 三井 康有君 |

○ 本日の会議に付した案件

○ 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付)

○ 委員長(杉山令鑑君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十二月十五日、本岡昭次君が委員を辞任せられ、その補欠として久保宜君が選任されました。
また、昨十九日、杉元恒雄君が委員を辞任せられました。

れ、その補欠として林田悠紀夫君が選任されました。

○ 委員長(杉山令鑑君) 教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○ 久保宜君 文部大臣も、もう任期も非常に短くおなりになつたと伺つておりますが、今回の高石前次官の数々の問題、そしてこれにまた関連して、文部省に対する国民の不信を生むようないろいろなことがたくさん問題にされてまいりました。このことは、今教育の現場においてもまた国民の間ににおいても、文部省をして文部行政に対する非常な不信感を生んでおるのでございますが、文部大臣として、この高石問題を初めとして文部省の責任について、御在任中にこの問題には決着をつけになるべきだと思うのでございますが、文部大臣はどのようにお考えになつておりますでしょうか。

○ 国務大臣(中島源太郎君) おっしゃいますように、私どもが一番心を痛めておりますのは、今回の一連の事態と申しますものが文教行政を預かります文部省に対する信頼を著しく損ねておる、こうしたことあります。特に教育改革を進める上につきまして、まず国民の方々の御理解が必要であります。また、現場の教職員の皆様方の御理解も必要であります。何よりも、そこで学んでおられる青少年の方々の心を傷つけているのではないかという点もまた私の心が一番痛む点でござります。この信頼を回復し取り戻すためにはどれだけの努力をいたせばまずその信頼を取り戻すことができるのか。私は三倍も五倍も申し上げておりますけれども、何倍努力すれば取り戻せるといふものではございません。全力を傾けていかなければならぬ、こう思つておるわけでございます。

○ 国務大臣(中島源太郎君) 直接というのは文書でなくとも、こういう意味でございますと、私もせ

そこで、この高石氏の行為を含めまして、また一連の事態というものを考えますと、その責任の大半は私自身が大いに自戒すべきもの、私自身がまずこの事態を反省して、そしてその信頼の回復に取り組まなければならない、これは事実でござります。しかし、私を初め現職員が一丸となりまして氣を引き締めて信頼を取り戻すことに全力を傾注するために、やはり一つの引き締めるための自戒の策をまずとるべきであろうと、こう思いましたして、実は本日、文部省阿部事務次官並びに加戸官房長に対しまして、この一連の事態に対しまして服務上対処が不十分であったという意味を含めまして、書類による文書による厳重注意を行つたところでございます。これはまた私に対します自戒の意も含めてといつもりでございます。

ただ、それだけでいいのだろうかということがあります。そこで終わりではない、今後さらに再びこういうことがありませんように服務規律の厳正を期さなければならぬという意味で、せめて自助努力と申しますか自淨作用を生むような機関をつくるべきであるとということで、服務規律に照らしましてこれから全職員が再び過ちを犯しませんように事前に調査し指導する機関といったしまして服務調査指導委員会というものを省内に設けて、今後につきまして備えていくということをきょう取り計らった次第でございます。

もちろん、それを主にいたしまして私ども万全の努力をいたしてまいりたいということをつけて加えさせていただき、とりあえず現在の御報告にさせていただきたいと思っておる次第でございます。

○ 久保宜君 文部大臣はその後高石さん本人から直接説明を受けられたりしたことはござります。少なくとも、こういう意味でございますと、私もせ

ひ高石氏と人間としても一度会って人間同士で真意を聞きたいと思つておりましたが、これは結果的に、御質問に端的にお答えをいたしました。

○久保宣君 高石さんは文部次官であつただけでなく、臨教審の事務方の責任者でもございましたし、また今回、臨教審の答申を受けるという形で提案をされましたが、この教育改革と称する法案の提出に当たつても重要な責任を持たれた方であります。この方が、全くみずから今度の問題について文部大臣に対しても説明を行なうことなく、また私どものこの当委員会への出席要請に対してもおこたえにならずに、そのままになつてはいるということは、私大変遺憾なことだと思っております。これが文部省を代表された方のるべき態度であろうか、こう思つておりますが、なぜ文部大臣が高石さんと会うことができないのか、また高石さんはなぜこの委員会に私どもからもお願いを申し上げているのにおいだだけないのか、この点については委員長からもひとつお答えをいただきたいと思つてございます。

○委員長(杉山令鑑君) ただいまの久保君の質問に当たりまして、私ども委員会といいたしまして積極的に努力を進めてきたところであります。御本人が病気療養中ということでおいでございまして、残念ながら現在まで環境が整つておりません。以上、御報告申し上げます。

○久保宣君 その病気療養中というものは委員長として御確認になつておるのでござりますか。

○委員長(杉山令鑑君) 確認をしております。

○久保宣君 その確認されたものをひとつお示しいただきたいと思います。

○委員長(杉山令鑑君) その件につきましてはいろいろと問題点もございまして、御本人は別といたしましても病院側にもいろいろと御迷惑をかけさせさせていただきます。

○久保宣君 私はそのことは納得できないのであります。みずからこれだけ日本の教育界、そし

て国民全体に対しても大きな影響を及ぼすことを引き起こした方としては堂々と出でみえるべきでありまして、もし本当に御病気ならその病気の状況等についても、江副さんでも病名などはちゃんと発表されておりますよ。病院が逃避の場所になるようなことでは困るのであります。横綱の休場と同じようなことをやられては困るんです。ぜひ

このことについてはきちんとしていただくよう短いのでこれ以上は申し上げませんが、理事会においてかかるべき御協議をいたしました上、当委員会に正式に御報告をいたさりますよう強く要請をいたしております。

それから文部大臣、生涯学習振興財団なるものが文部省を代表された方のるべき態度であろうか、こう思つておりますが、なぜ文部大臣が高石さんと会うことができないのか、また高石さんはなぜこの委員会に私どもからもお願いを申し上げているのにおいだだけないのか、この点については委員長からもひとつお答えをいただきたいと思つてございます。

○委員長(杉山令鑑君) ただいまの久保君の質問に当たりまして、私ども委員会といいたしまして積極的に努力を進めてきたところであります。御本人が病気療養中ということでおいでございまして、残念ながら現在まで環境が整つておりません。以上、御報告申し上げます。

○國務大臣(中島源太郎君) 今おっしゃった中に三つあると思います。

一つは、この財團の設立の経緯から今までございますが、当初高石氏自身が理事長としてこの財團にかかわっておられたわけあります。その後理事長を辞任されました。そこで、この現在あります財團、これを解散すべきかどうかという御意見も私は一つの傾聴すべき御意見と、こう思つておりますが、高石氏が理事長をやめられた同時に、この設立の目的に、せつかりつくった財團ができるような方向で向かうのであれば、これはあえて解散という道をとる以外にも道があるのであります。みずからこれだけ日本の教育界、そし

ます。

ただ、最後に申し上げたいのは、この財團がどのような形であれ、これと私学助成とは全く別物でありまして、一般の私学助成につきましては、委員会の附帯決議もありますように、「二分の一補助を目指して努力しろ」ということは十分に置きました。

さて、一般の私学助成の重要性と、その拡大については今後とも努力をいたしてまいりたい、こう思つております。

なお、この財團について、細かい経緯その他について、私は文部省としてこの設立の経緯や帝京大学の寄附などをめぐって、極めてこの財團の設立の経緯並びにその設立された場所とか、そ

うものについてもいろいろ問題がある。そして今後私学の関係についても非常に深刻な影響を及ぼすものであるから、この際高石さんが設立に当たられた生涯学習振興財團なるものは解散をさせ

る指導をさせておりますが、その後この問題についても非常に深刻な影響を及ぼすものであるから、この際高石さんが設立に当たられた生涯学習振興財團なるものは解散をさせ

る指導をすべきではないかと申し上げましたら、私はこの高石さんの問題を考えていきます

ときに、今文部省と地方の教育委員会や学校との関係において、やはり文部省の方に少し反省し検討をされるべき点があるのではないかと思うこ

とがございます。高石さんも若くして北九州市の教育長になられて腕を振られたということがしばしば伝えられておりけれども、文部省から各県の教育委員会に当然のこととして教育長や課長等に出向されることが今非常に多くなっています。で、親子ほども年の違う若い課長が長年にわたって教育の現場で苦労している教職員、管理職を含めて教職員の人たちに法律と人事権を持ついろいろと統制をしていくというやり方が強くなり過ぎているのではないか。

ここに一つ私は申し上げて教育委員会の御参考に供したいと思うんですが、「連続窃盜の

理職を含めて教職員の人たちに法律と人事権を持ついろいろと統制をしていくというやり方が強くなり過ぎているのではないか。

ここに一つ私は申し上げて教育委員会の御参考に供したいと思うんですが、「連続窃盜の

元高校長 上司接待費で転落」という新聞の報道書かれています。彼は最近裁判の結果懲役一年六ヶ月、執行猶予三年の判決を受けたのであります。が、どうもこういうことを考えてまいりますが、どうもこういうことを考えてまいります。

重ねる間われる県教育界の体質」ということで書かれてあります。彼は最近裁判の結果懲役一年

の中に、本人が供述をしたと言われている中に、文部省から出向した若い東大卒の課長を家まで送り届けることもあった。その奥さんの証言です。

若くてすごく頭の切れる課長さんに仕えた時期があり、それまで仕事を楽しんでいた様子だったのが、悩みがあるような口ぶりになりました。そして、しかし彼は必死に窃盜で稼いだ金でいろいろ

が、将来、自分の出世に大きく影響するからといつて努力をした結果、窃盜にも非常に頑張りました。それで期待したとおり二年後には課内ナ

ンバーの指導監になり、そして道徳教育を指導したのであります。彼はその後、若しくして高等

学校の校長に転出し、この高等学校の校長時代も窃盜を重ねてまいりました。その後、ある事件に遭遇して、突如として辞任をいたしました。私立

学校に勤め、今度は勤めました私立学校でまたや導したのであります。彼はその後、若しくして高等

学校の校長に転出し、この高等学校の校長時代も窃盜を重ねてまいりました。その後、ある事件に遭遇して、突如として辞任をいたしました。私立

学校に勤め、今度は勤めました私立学校でまたや導したのであります。彼はその後、若しくして高等

学校の校長に転出し、この高等学校の校長時代も窃盜を重ねてまいりました。その後、ある事件に遭遇して、突如として辞任をいたしました。私立

学校に勤め、今度は勤めました私立学校でまたや導したのであります。彼はその後、若しくして高等

学校の校長に転出し、この高等学校の校長時代も窃盜を重ねてまいりました。その後、ある事件に遭遇して、突如として辞任をいたしました。私立

学校に勤め、今度は勤めました私立学校でまたや導したのであります。彼はその後、若しくして高等

学校の校長に転出し、この高等学校の校長時代も窃盜を重ねてまいりました。その後、ある事件に遭遇して、突如として辞任をいたしました。私立

学校に勤め、今度は勤めました私立学校でまたや導したのであります。彼はその後、若しくして高等

ない、先般來の御答弁をお聞きいたしましたと、そのようにも受け取れるのであります。そのように理解をしてよろしうございますか。

○政府委員(倉地克次君) 今回審議をお願いをしておりますのは、免許状につきまして専修免許状を設けるなどいたしまして三種類の免許状を設けるということを御提案し、御審議していただいています。これを給与制度上どう評価するかということがあるわけでございますけれども、これは免許状の改正そのものとはまた別の問題であるというふうに私どもは理解している次第でございます。そういうことでございますし、また給与上のほかに人事制度上これをどう扱うかということは、先ほど来申し上げておりますように、人事についてはその勤務成績の実情などに基づいて措置すべきものというふうに考えている次第でございます。

○久保宣君 聞いていることにストレートに答えてもらえればいいんです。

今度の免許法改正は、この改正によって免許状の種別を給与や人事に連動させることを意図して提案したものではない、こう言つてもらえばいいんです。意図して提案されているならそろ言ひなさい。それなら私が言うことがある。そのどちらかはつきりしてもらえればいいんです。文部大臣お答えいただいた方が一番いいんじゃないですか。

○国務大臣(中島源太郎君) 私からお答えいたします。質問に端的にお答えをいたしますと、給与その他を変更するという意図で出したものではないのではないか、こういう御質問であります。それにつきましては、私どもはこの免許法を御提出したということによってそのような給与その他に変更が生ずるということは現在考えていない、これが正しい答えであるうと思ひます。

○久保宣君 や、そういうことじゃなくて、私はこの免許法改正を提案されるに当たって、この免許法の三種別への改正によって給与や人事に連動していくということを提案者として意図され

ておりますかどうかということを聞いているんです。意図されて出されたんだとかと。そうでなければ、そうではない、こう言つてもらえればいいわけです。

○政府委員(倉地克次君) 先生のおっしゃる連動を意図するかどうかということについて、若干連動がどういう意味かという議論もいろいろあるわけでございますけれども、私どもといたしましては免許状の三種類化などを御提案し、それを御審議していただいているわけでございまして、それでどこまで評価するかというのではなくて、それではそれを持つて回ったような言い方をせに問題であるというふうに理解している次第でございます。

○久保宣君 なぜそういう持つて回つた言い方せにやならないのですか。あなた方のこの提案に当たつての考え方を聞いておるんですよ。そのことを文部省として法改正を提案するに当たつて、この免許の種別を給与や人事に連動させるというふうな意図で出したのではない、そのことをはつきりします。

○政府委員(倉地克次君) 連動と申しますと、いろいろとその言葉 자체の響き、それからいろいろな解釈があり得るかと思う次第でございますが、そういうことで私どもとしては正確に申し上げるために、その三種類化をどう給与制度上または人

事制度上評価するかというのではなくて、その三種類化が、今それ言うとぐあいが悪いから言わぬといふ。ようなことにも聞こえるじゃないですか。痛くもない腹を探られたくなかつたらはつきり言ひなさい。

○政府委員(倉地克次君) 連動を意図しているかどうかということについてもと正確に私どもは申し上げたいと思って今までの答弁をしているわけでございますけれども、要するに三種類の免許化があるわけでございますけれども、それを給与上どう評価するかということはまた別の制度の問題であるということを申し上げている次第でござります。それで、それを給与上どう扱うかにつきましては、正確に申し上げれば当面現状を変更することは考えていない、そういうことでござります。

○久保宣君 その当面というのは、法律的な用語でございますけれども、連動を意図したかどうかということに

○政府委員(倉地克次君) せっかく御提案をしている関係でございます。政府委員が一生懸命正しく申し上げようとして御答弁を申し上げました。政府委員の御答弁申し上げたことと同じでござります。

○久保宣君 正しくというのはあいまいにこまかすことではない。それで正しくというのとじやないんですか。今言葉で表現されたようなことになるじゃないですか。それをなぜはつきり言わぬ。そうでしょう。あなた方の考え方聞いておるんで、それ別の問題であつて、人事院やなんかのことを聞いておるんじゃない。それをはつきりしなさいよ。この法改正を提案した意図には、腹の中ができるだけ正確につかまれないようですね。それで当分の間はそのようなことはありませんか。それで、それを給与上どう扱うかにつきましては、正確に申し上げれば当面現状を変更することは考えていない、そういうことでござります。

○政府委員(倉地克次君) 大変恐縮でございますけれども、連動を意図したかどうかということに

○久保宣君 その当面というのは、法律的な用語でございますけれども、連動を意図したかどうか

二年ですね。十二年間の教職経験が、その経験の評価として与えられた三十五単位が、なぜ十五年たつたら消えるのか。これは非常にわかりにくい。しかも法律は努力義務となっている。努力義務と説明されている。法律には努力義務と書いてないが、これは努力義務だと言われておる。努力義務になぜそういうバナルティーが課せられなきやならぬ。

そして、十二年間やつてきたことで、三十五単位に当たるという単位の認定をやつたはずなのに、それがなぜ一種免許状を取得しなければ三十五単位消えるのか。これが私はどうしても理解できません。これはその免許状によって区別し、そして教師をあなたの方の思うとおりに管理しようとする、そういうような思想と重なっていくわけです。やっぱり十二年間の教職の経験というものが三十五単位に当たるということならば、その取得した三十五単位というのは、これは教師自身が固有に持つている権利ですよ。それをあなた方が罰則として取り上げることは、どうしてもおかしい。

このことについては、今度の法改正で、実際にそのことが該当してくるのは数年後のことですね。十年以上の人には、十五年で変わっていくんですから、関係ございませんね。今の一けたの経験年数の人が十五年に達するとき生じてくる問題です。だから、まだ相当な期間があるが、もしこの制度をどうしてもやりになるという場合には、その不合理な点については、今後十分現場の意見等も聞きながら、検討を加えるというお気持ちはあるなりませんか、大臣。

○政府委員(倉地克次君) 若干御説明させていただきたいことがあります。それは、十年以上たつた方については、十五年ゼロ単位が適用されませんが、ということは、最終的には十単位お取りにならなければならないわけでございますけれども、それが十五年超えても三十五単位

がなくなるということはないわけでございます。

それはもうずっと十単位お取りになればいいということです。

うことでございます。それで、今先生のおつしやいました三十五単位のいわゆるそれがなくなると

いう誘導措置が適用される方は、来年の四月からお入りになる先生方につきまして、それが適用されるということでございます。

○久保宣君 それははつきりしてくださいよ。

そうすると、今在職中的人は在職年によって認定される三十五単位というのは、これは十五年を超えてもそのまま権利として認められるということですね。そうですか。

○政府委員(倉地克次君) 今、先生のおつしいましたように、この取得したものとみなされる単位がなくなるという方は、来年の四月一日からお入りになった方についてのみございます。

○久保宣君 それでも非常に不合理があるわけですよ。なぜ、それじゃ今教師でやっている人は十五年過ぎても経験年によつて三十五単位が認められ、来年から教師になる人はそれはだめだ、それはおかしいじゃないですか。そんなことはあり得

ますよ。なぜ、それを教師としての経験が十五年過ぎても振りかえられるということならば、その三十五単位は、すべての人に、生涯にわたつて保障されていなければ、私は問題だと思うんですよ。そんなことを、非常に不合理な点があるわけ

です。

まだ、話をすればいろいろございますよ。一体二種免許の人が二種免許のまま生涯教師を続けるということは問題があるのかどうか。その人の置かれた状況によって、研修の機会にも恵まれず、非常にまじめに教師としてはすぐれた教育活動をやつしている人で、一種免許のまますとやる人もいるんですよ。こういう人たちを、あなたはだめだといふような判定を文部省が一片の法律で下す

たといふふうに考えておりますけれども、そういうふうに考へておられる以前の段階として、私どもとしては十単位の単位をお取りいただくよう

十分努力してまいりたいと、そのように考えておる次第でございます。

○久保宣君 最後にもう一つ伺いたいのは、例えば今度の免許法の改正がもしも成立するといふことになった場合に、研修の機会というのは、義務を課するならば教職員の権利として十分保障されなければならぬと思うんですが、大学院等への進学について私は一つの事例を先般申し上げました。これらの問題について、休暇の制度とか休職の制度とか、身分を保全しつつ研修の機会を保障されるということについて、文部省として十分御

がでございますか。

○国務大臣(中島源太郎君) 先生の御質疑の意味を伺うのにやぶさかではございません。ただ、いろいろ質疑をもうただいてまいりました。ここで私が精神論でお答えしてかえて間違うといけませんので、法律文言上、誤りなくお答えをした方がいいと思いますので、その点は事務的に政府

委員からお答えをいたすことをお許していただきたいと思うわけでございます。

○政府委員(倉地克次君) 先ほど来、来年の四月一日からお入りいただく方に、いわゆる先生のおつしやつておられた措置が適用されるということ

を申し上げておったわけでございますけれども、具体的に法文に沿つて申し上げますと、それは附則の十一項に書いてある次第でございます。そういうことでございますけれども、これは来年の四月一日からお入りいただいた方に十単位を、まあお入りいただいた早々から、計画的にお取りいた

だくことはそんなに無理なことではないかというふうに思ひますが、私どもとして

も、来年四月一日からお入りいただく方々につきましては、認定講習などにつきまして十分留意して御単位をお取りいただくよう努力してまいりたいというふうに考へておられる次第でございます。

ただ、最終的にやはり誘導措置として今先生が申し上げているような措置は講じておりますけれども、そういうふうになる以前の段階として、私どもとしては十単位の単位をお取りいただきよう

です。

ニネスコの教員の地位に関する勧告九十五条、あなたも御存じだと思いますが、教員は給与全額までは一部支給の研修休暇を日々与えられなければならぬ、このことは、日本も加わっておる教員の地位に関する勧告の中で、きちんと九十五条に定められていることになります。だからこういう立場でやらなきゃだめです。

○久保宣君 慎重にということはやらぬということだからね。そうではなくて、この問題についてしながら、この問題については慎重に検討してまいりたいと、そのように考へておる次第でございます。

○政府委員(倉地克次君) いわゆる研修の休職と研修の休暇の制度のことだと思いますが、確かに組合としての学校運営上の問題も十分考えつつ、

こういうことについては適切に対処してまいりました。この点について大臣、あなたのお考へをお聞かせて、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(倉地克次君) 大変恐縮でございますけれども、先生が前回申された件につきましては、これは教員の大学院への派遣の問題だと思うべきでござりますが、初中局長通知が随分前に出ておる

辺を御理解いただきたいと思う次第でござります。

○久保直君 それでは大臣、いいお答えを期待したいと思います。

○国務大臣(中島源太郎君) 私も精神的には理解できるわけであります。先生が具体的におっしゃいました研修休暇とか研修体験、これにつきましては教養審でも言つておりますように、他の職種との均衡上検討すべき点がある、こう明記しておるわけでございますので、それに従つて先ほど政府委員がお答えをいたしましたように、私どもも教養審の検討を見ながらといふのは前提にあります、慎重に検討してまいり、こうお答えして、これが正しい答えであろうと私も思うわけでございます。

○安永英雄君 先ほど文部大臣の方から、高石前文部次官の文部行政に対する誤った行為、こういふものについての今後の文部大臣としての考え方をお述べになりました。私は、この前の委員会で四点、高石問題とは別に文部省自身が誤った方向をとつておるのではないかということ文書で出してくださいようお願いをして、昨日受け取りました。この点について、余り時間がありませんので、意見と、それから簡単な答弁をお願いしたい。

一番目は、リクルート社の講演会、セミナー等で歴代の文部大臣が講演に出かけておる。大臣は全然報酬はもらっていないそうですけれども、百万千瓦もらつた大臣もいるという調査の結果もありますが、今後この問題についてどうするかといひます。大臣がこのリクルート社の今日までの講演等にも出かけておるという事実も知つてゐるわけです。大臣にとどまらず、そういうリクルートという会社に特定せずに、いわゆるそういう

う一つの商社とか企業とか、こういったところに

役人がそこに出かけていって、そして内容は私は問いません。行くこと自体がやはりこれは一つの反省と、それから方針、こういったものをお聞き

したいと思います。

○国務大臣(中島源太郎君) おっしゃる意味はよくわかります。私自身がこの一年二ヵ月、職を得ております間にいろいろなところで、むしろこちらからいい機会と思って出かけました中に、もちろん相手先が企業の場合も幾つかはございました。また学校法人の場合もありますし、宗教法人の場合もございます。それを一切いけないと言つておられます間にいろいろなところにございますが、これからおっしゃいますように新大臣も含めまして職員そのものがいろいろなことに遭遇すると思ふんですね。その場合に、一概に規律的に決めるということよりも、職員自体がこの点はどうすべきであるかということを、また問題点はどう対処すべきかということを調査もする、それはどう対処すべきかということを調査もする、また指導もするという機関を設けましたのは、まさに先生のおっしゃることを、これから服務規律に照らして過ちないようだといふことを念頭に置いております。

○安永英雄君 短くていいですから。

で、そこで私は、大臣だけじゃなくて部長クラス、局長クラスがこのリクルート社の今日までの講演答は、いわゆる関係法令に規定された要件に基づいております。

次に、文部省の審議会委員の人選のあり方について私はお聞きしておったわけであります。回

りますよ。今までのことも間違つていなかつた、これはもう関係法規に従つて今までやつておるこ

とだし、今後もそうやりますということなんだけれども、問題は、このリクルート問題をめぐつて、リクルート社からたくさん文部省関係の公

式あるいは私的諮問機関、あなた方も認めておるわけですね。これは多過ぎると。これはいけない、公平欠いていると。そういうことで、実際基本の法規はあるかもしないけれども、運用面で大きく考えなきやならない面がたくさんあるんじやないか。

私がもが常に言つておる公平の原則、ガラス張りの人事をやりなさい、偏ったような企業ばかりをやつて、教育関係では現場の実際にやつておる教育関係の人を入れなきやと言つても入れない。こういったことについて今後考えなきやならぬのじやないかということを私は聞いておつたんでも、その後のこの反省について、これをどう進めていくのか。とにかく今まで間違つていませんし、法規に基づいて今後もやります、こんな官僚化で抱えてしまつた、この後の人選等もこれは十分直ちに反省して決めなきやならぬ、こういったところに反省はないのかということを私は聞いたわけです。どうですか。

○政府委員(加戸守行君) 委員会のあるいは私的諮問機関の委員の人選に関しまして今回いろいろ御指摘を承っているわけでございます。基本的には関係法令の規定に照らして公正な運用を期すべきものでございますが、ともすれば特定の人、これが有能な方だからといふことで各課がばらばらに任用し、結果的には例えば千二百名中のうち四人がリクルート関係の方といふような状況も出たわけでございますし、その辺は全体的な目配りでございますし、その辺は反省を招かないよう

な一層適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○安永英雄君 次に、財團法人の日本女子社会教育会館という問題について質問をいたしたいと思います。

これは内容は申しませんけれども、文部省の態度として、日本女子社会教育会館がその目的を達成するための管理運営上の問題であり、財團法人自身が判断すべきことと考える、これでいいですか。リクルート社との密接な関係があるじゃないですか。疑わしい。こういう疑わしいことについては詰まつたからといって肩がわりしておる。文部省とリクルート社との密接な関係があるじゃないですか。なぜ、そこまで言つたんだから、ここまで言つたんだからどうか、ここまで言つたんだから反対しなきやならぬのじやないか。こういうことを私はこの前聞いておるわけです。

これはついでに申しますが、先ほど久保委員の方から質問がありましたけれども、生涯学習振興会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省が、その点についてははつきりしなかつたわけですが、その点についてははつきりしなかつたわけですが、それだけでも、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。私は行政としてやらなきやならぬ問題なんです。私は直ちにこの女子社会教育会館がどうのこうのと言つたけれども、そもそも財團法人を認可するあれば解散させる、こういったことはこれは文部省としてやらなきやならぬ問題なんです。

女子社会教育会館、これあたりも簡単に借金出たからといって民間会社の肩がわりをホテルに頼んでやつてもらつた、結構じゃないか、自身が判断すべきことだというふうに切り捨てていいものかどうか。文部行政がここに傷かなければならぬ問題じやないかということを私は言つておるわけですか。

○政府委員(齋藤謙淳君) 日本女子社会教育会館につきましては、その会館の運営としまして民間の経営ベースでいろいろ話をいたしまして、たまたま晴海グランドホテルというのがそれを引き受けてくれたわけであります、それがリクルートの関連会社で結果的にあつたという、こういうことございまして、完全に民間ベースに基づいて行つてあるところでございますので、文部省としては自主的な判断で運営を任せていきます。○安永英雄君 そういうことを聞いているんじやないんですよ。ただ単に女子社会教育会館の問題でございました。今から起つた問題で、生涯学習振興財團も含めて表に出てきた財團というのは失敗なんですよ。その失敗の責任を私は言つているんじゃない。今後文部省として行政するときには、これは認可をするときに非常に慎重にいかなきやならない問題も反省しなきやならないか、手をつけられるまでは解散させなきやならないじやない。今後文部省として行政するときには、端的でいいですよ。今から起つた問題で、生涯学習振興財團も含めて表に出てきた財團というのは失敗なんですよ。その失敗の責任を私は言つているんじゃない。今後文部省として行政するときには、これは認可をするときに非常に慎重にいかなきやならない問題も反省しなきやならないか、手をつけられるまでは解散させなきやならないじやないか、こういう決意ありますかということを聞いているんですよ。

○政府委員(加戸守行君) 財團法人のあり方に関します当委員会におきますいろいろな御意見、私ども十分承つておるわけでございまして、例えば生涯学習振興財團でござりますと、所管は福岡県の教育委員会でござりますけれども、当委員会の御議論の空氣も十分伝えておりますし、また現時

に、今まで幾つかの問題があつた中で反省をして、先生のおっしゃいますことは今後特に心すべきことであるといふふうに伺いました。

○安永英雄君 これも同じような私は質問をさせ

ていただきたいということで取り組みをいたしているところでもございますし、先生の御意見の題じやないかということを私は言つておるわけですか。

○安永英雄君 今後の運営等につきましての目配り等も十分させ

ていただきたいと思っております。

○安永英雄君 財團の問題は、これは今たまたま

福岡県の問題のようにおつしやつたけれども、文

部省の責任ですよ。一県にまたがるような財團の

範囲のときには文部省がやるんでしょう、はつき

り言つて。文部省にたくさん来つて、その中から

八億も持つていくというルートはこれは認可をす

るときに調べればわかるところなんです。金さ

ないんですよ。ただ単に女子社会教育会館の問題

で影響する財團だから福岡県教育委員会がやつた

けれども、これが二県にまたがるときには全部文

部省に来るわけなんだ、文部省が何件も取り扱つ

ている。そういった指導というものを認可の段階

でよく今後は検討しなきやならぬ。

書類がそろつておりますから二日間でやりま

したと福岡県は言つて。書類がそろつておる

から、帝京じゃないか、帝京というは私学なんで

は無償で借りて、そして高等研究所は二千万のリ

クルート社から金もつてそして研究している。

大臣、それでよろしいですか。この責任者と

いうのは、これはこの前も申しましたが、天城さ

んですよ。これは文部省の顧問がなんかしている

んだ、こういう回答が私に来つてます。研究する内

容そのものを私は言つてないんだけれども、

大臣、それでよろしいですか。この責任者と

いうことは、先ほど申したとおりの中に私は入

りましたけれども、はつきり言つて。文

部省の責任ですが、しかし文部省

の私に対する回答といふのは、財政が苦しい、こ

の研究所の場合も重要な研究をして苦しい財政の

中で続けている。だからこういふことは認められ

るんだ、こういう回答が私に来つてます。

○安永英雄君 今まで短期間のうちに答弁をいた

たように、文部省としてはこの服務規律をチエッ

タするような、この名前はおつしやらなかつたん

でとどめますけれども、適当に、大臣おつしやつ

ト社から出ている。こういった財團の認可、解散

といふことは、先ほど申したとおりの中に私は入

りましたけれども、はつきり言つて。文

部省の責任ですが、時間がありませんから以上

は内容は申しませんけれども、ほとんどただで、反

対してリクルート社から基金なんというのにはほと

んど全部もらつて。これは御存じと思います

が、基本財産三千万、そのうち二千万はリクルート

ト社から出ている。こういった財團の認可、解散

といふことは、先ほど申したとおりの中に私は入

りましたけれども、はつきり言つて。文

部省の責任ですが、時間がありませんから以上

は内容は申しませんけれども、ほとんどのだで、反

対してリクルート社から基金なんというのにはほと

んど全部もらつて。これは御存じだと思います

が、基本財産三千万、そのうち二千万はリクルート

ト社から出ている。こういった財團の認可、解散

といふことは、先ほど申したとおりの中に私は入

りましたけれども、はつきり言つて。文

部省の責任ですが、時間がありませんから以上

は内容は申しませんけれども、ほとんどのだで、反

対してリクルート社から基金なんというのにはほと

んど全部もらつて。これは御存じだと思います

が、基本財産三千万、そのうち二千万はリクルート

ト社から出ている。こういった財團の認可、解散

といふことは、先ほど申したとおりの中に私は入

りましたけれども、はつきり言つて。文

部省の責任ですが、時間がありませんから以上

は内容は申しませんけれども、ほとんどのだで、反

対してリクルート社から基金なんというのにはほと

んど全部もらつて。これは御存じだと思います

が、基本財産三千万、そのうち二千万は

こく質問をしたわけで、最後まで明確にならないのですが、いわゆる車修免許状と一種免許状との関係について、これの両者の間には上下の関係はないというふうに私は聞いたんであります。それが、その意味をもう少し説明してください。

○政府委員(倉地克次君) 一種免許状でございますけれども、これは大学卒業程度を基礎資格としているわけでございますが、教員の資質として求められるものの標準的なものを成すというふうに考えられている次第でございます。また、二種免許状でございますけれども、これは短大卒を基礎資格としておりますけれども、これにつきましては、一種免許状との関係におきましてなお一層の研さんの必要があるというふうに位置づけて、今回規定がされている次第でございます。

○安永英雄君 そうであれば、給与面あるいは身分の上でもこの点については差はないというふうにとつてよろしいですか。

○政府委員(倉地克次君) 職務の面につきましては同じ教諭でございまして、学校教育に携わる点において、その範囲におきましても別に差異はない次第でございます。給与につきましては、それそれ短大卒、それから大学卒に応じまして給与は定まっているというのが実情でございます。

○安永英雄君 これは将来にわたって優遇措置といふやうな、運動するような措置というのは絶対にとらない、今のお話から言えどもそうなるんですが、改めて聞き直します。先ほどの話は聞かないことにしておりましたので、優遇措置は絶対に講じないということが言い切れます。

○政府委員(倉地克次君) その一種と二種の関係でございますけれども、私ども、その優遇措置と言われますその具体的な内容がどうこうというふうになりますように人事については勤務実績に基づいて措置するということになりますし、給与につきましては当面現状を変更することは考えていませんように人事については勤務実績に基づいて措置するということになりますし、給

○安永英雄君 当面という言葉がいつもつくわけで、私が先ほど言ったように、将来にわたって絶対に差はないかと言えば、必ず今つくわけですね。これは不思議ですけれども、この点はあなたの方必死になつて守つておるわけです。私なんかも中教審の答申あたりからずっとこの審議には加わってきているんですけども、それはもうある時期は差をつけるために免許法を出さんだ、優遇措

置をするためにというふうなことまで言い切った人もおる。私は、これは政府として、文部省として口が裂けても当面の間は免許状の種類によつて差はつけない、当面というのがこれはもうあなたの方の絶対に守らなきやならぬ答弁のあれになつているようですし、大臣に質問しましても政治的発言もこの点はない。

そこで、この当面という問題は、将来見通しておるわけでございましょうけれども、どういった場合にそういうた給与の問題で差がつくというふうに想定されますか、将来にわかつて。言い切れないと、もう初めから頭の中では将来はこれではないというのを、将来ひょっとするとということをつけるべきならない、理由は言えない。そういうふうに想定されますが、将来の問題で差がつくといふやうなことを考えておられる方はどういふことを申し上げるか、ほかに言葉はございませんので、ひとつ御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○安永英雄君 言いようがないじゃないんじゃないで、ひつて御理解をいただきたいと思つてございます。

○政府委員(倉地克次君) 大変恐縮でございますが、率直に申し上げますと、当面その給与制度について現状を変更することは考えていないといふことでございまして、将来こうすることをしたい

いては断言できないので、それで現時点においてはとか、こういう言葉を使つてゐるんですが。今の局長の考え方というものは、免許状に上下はない、免許状の種類によつて給与の差が出てはならないというふうに私は思つて、先のことは不安だから予測はつかないけれども、現時点といふことをつけておかなきやならぬので、これは非常に形式的な問題として今つけておるんだというふうに受け取つてよろしいですか。

○政府委員(倉地克次君) 大変恐縮でございますが、先ほど申し上げましたように、率直に申し上げまして現時点におきまして将来こういうことをするとかしないとかいうことは念頭にあるわけじやございませんので、そこで当面給与について現状を変更することは考えていないということを申し上げておる次第でございまして、私どもとしては当面現状を変更することを考えていませんといふことを申し上げるか、ほかに言葉はございませんので、ひとつ御理解をいただきたいと思つてございます。

○安永英雄君 言いようがないじゃないんじゃないで、ひつて御理解をいただきたいと思つてございます。

○政府委員(倉地克次君) 率直に申し上げまし

て、私ども現行の給与制度を踏まえまして今これ提案しているわけでございまして、それを将来どうこうするということは率直に申し上げましてまだ現在念頭にないわけでござりますので、そのことを率直に申し上げておる次第でござりますので、そのことをよろしく御理解のほどをお願いいたします。

○安永英雄君 念頭にないなんて、そういう言葉

は総理大臣が使うんですよ。局長、一生懸命法案

をつくつたんでしようが。

そこで、私はこれは名前言いませんし、非公式な話ですけれども、例えば将来にわかつてあなた

の考え方としては小学校中学校の教員全部をこ

の専修免許を持っていきたい、全部先生は。そ

ういう時期にはこの給与の問題も考えなきやなら

ぬ、そういう時期ではなかなかかと、次の差をつ

けるときに。こういうことを聞いたことがある

が、これが一つの将来にわかつての目標なんだけ

れども、まあ前段の全員が小学校の先生も中学校

の先生も全部将来はあなた方が言う有能な専修免

で埋め尽くしたい、そういう時期が来れば給与の

ことがあるわけではございませんので、率直に現状を変えることは当面考えていないということを申し上げています。

○安永英雄君 これ繰り返したつて大変時間がと

ります。言いようがないということはないでし

よう、あなたが提案して実際にこれをやつてい

て。あんた空氣みたいな何にも今のところ頭の中

にありませんと言えるような立場じやないでしょ

う。これが通ればあなた直ちに実施するでしょ

う、この免許法は。大混乱でしうが。将来の見

通しも立たないで、とにかく今はこれ通せばよ

るばかりですけれども、そんな答弁はないでし

よ。あなたは本当に空氣みたいな人ですね。提案

をするときは信念があるわけでしょう、これは。ど

ちらです。言いようがないということはないでし

うに受け取つてよろしいですか。

○政府委員(倉地克次君) 大変恐縮でございますが、先ほど申し上げましたように、率直に申し上

げまして現時点におきまして将来こういうことを

するとかしないとかいうことは念頭にあるわけじ

やございませんので、そこで当面給与について現

状を変更することは考えていないということを申

し上げておる次第でございまして、私どもとして

は当面現状を変更することを考えていませんといふ

ことを申し上げるか、ほかに言葉はございません

ので、ひとつ御理解をいただきたいと思つて次第でござります。

○安永英雄君 言いようがないんじゃないんじゃな

いですか。現在、この免許法を審議しているが、現在あなたは将来にわかつてでも免許状の種類につけなきやならない、理由は言えない。そういうふうに想定されますが、将来の展望というものについてあなた方はどういふことを考へておられるのか、お知らせ願いたい。

○政府委員(倉地克次君) 大変恐縮でございますが、率直に申し上げますと、当面その給与制度について現状を変更することは考えていないといふことをつけるべきだと思つておられるのかと、立場を聞いています。それなら言えるでしょう、今の現時点です。この免許法が成立するときの局長とて個人の考え方、あなたの今の時点の考え方について、将来差がついてはいけないと思っておられるのか、差がつくべきだと思つておられるのかと、立場を聞いています。それなら言えるでしょう、今の現時点です。この免許法が成立するときの局長とて個人の考え方、あなたの今の時点の考え方について現状を変更することは考えていないといふことをつけるべきだと思つておられるのか、これは言えるわけでしょう。どうでしよう。

○政府委員(倉地克次君) 私ども今お願ひしてい

るのは、この免許法を改正いたしまして、免許状

について三種類の免許状を設けよう、ということでお願いをしておるわけでござります。これについ

てどういう給与上の評価を行はかということは、

もう現時点において私ども実際の話がいろいろ

検討しているわけでもございませんし、私の念頭

にこうしたらいい、こうあつたらいけないという

問題も考えなきやなるまいがと、こういうことを聞いたととがあるが、どうですか、将来の問題。

○政府委員(倉地克次君) 一種免許状の性格でござりますけれども、これは教員として期待される資質能力としては標準的な水準を示す者というところでございます。また専修免許状でございますけれども、これは特定の分野について深い学識を積み、高度の資質能力を備えた方ということをございますので、私どもは、一種免許状が標準的な者である限り、先生がおっしゃいましたように、その大部分の者が専修といふことはなかなか難しい問題ではないか、そういうことはこの制度上考えられないことではないかというふうに考えている次第でございます。

○安永英雄君 当面という問題が出たから私は聞くだけれども、例えば、これはきのう文部省の方に大学審の大学院部会から答申が出てるんですね。この答申を見ますと、答申の内容、性格そのものについて触れおつたら時間がありませんけれども、結局、大学院入学資格は現在学部卒業を条件としているけれども、改革案では所定の単位数を取れば大学三年から飛び級を認める、あるいは修土課程の修業年限は二年を基準とするけれども、優秀な学生の場合は一年で卒業させる。そのほかたくさん外部からもやれるような答申が、三項目が柱になっています。これによると、やっぱり答申も受けてるんですねから、文部省としては、これはできればもう来年あたりから具体的にどうするかという問題の審議に入らると思うし、これは先ほど言つたように、全部の小中学校の先生が専修免を持つような時期というふうなまあ漠とした言い方じやなくて、これは一つの例ですが、これが実施をされる。そうすると、飛び級飛び級で行つた大学院を修了した者、これが教員になつた場合、この給与はどう決めるんですか。

○政府委員(倉地克次君) 詳細にはよく検討してみないと私どもなかなか難しいわけでございますけれども、現在の給与制度を前提とすれば、歴、経験年数ということでございますので、やは

り修士課程を修了していれば修士課程修了など、資格能力としては標準的な水準を示す者といふことでございます。また専修免許状でございますけれども、これは特定の分野について深い学識を積み、高度の資質能力を備えた方といふことはございませんが、これは教員として期待される資質能力としては標準的な水準を示す者といふことでございます。

○政府委員(倉地克次君) これはしかし、給与下がりやしませんか。皆が、あなた、四年でいくところを三年で過ぎちゃって、一年でまた過ぎちゃう。それでありますか。

○安永英雄君 これは低いでしょう。どういう計算になりますか。

○政府委員(倉地克次君) 現在の給与の格付とそれから方法の決定といふところから見てまいりますと、修士修了につきましては修士修了として評価されるということになりますので、まあ現在の給与制度が今先生のおっしゃいましたようなことを予想してないということもあるわけですが、さいますけれども、現在の規定をそのまま適用すれば修士修了ということになるとなんやないかですね。この予想される次第でございます。

○安永英雄君 私は宙に浮いたような将来の話をしているわけじゃなくて、具体的にちょっと持つてきました。これもまだ今からの問題だとは思ってますけれども、一番近い機会だと思うんですね、これ、給与決定が。これは今、私も予告してなかつたから計算もあれでしょうけれども、明らかにこ

うふうに思われる次第でございます。

○安永英雄君 私は宙に浮いたような将来の話をしているわけじゃなくて、具体的にちょっと持つてきました。これもまだ今からの問題だとは思ってますけれども、一番近い機会だと思うんですね、これ、給与決定が。これは今、私も予告してなかつたから計算もあれでしょうけれども、明らかにこ

うふうに思われる次第でございます。

○安永英雄君 项目が柱になつています。これによると、やっぱり答申も受けてるんですねから、文部省としては、これはできればもう来年あたりから具体的にどうするかという問題の審議に入らると思うし、これは先ほど言つたように、全部の小中学校の先生が専修免を持つような時期といふうなまあ漠とした言い方じやなくて、これは一つの例ですが、これが実施をされる。そうすると、飛び級飛び級で行つた大学院を修了した者、これが教員になつた場合、この給与はどう決めるんですか。

○政府委員(倉地克次君) 詳細にはよく検討してみないと私どもなかなか難しいわけでございますけれども、現在の給与制度を前提とすれば、歴、経験年数といふことでございますので、やは

いうことも通り過ぎて、いつの時点に、あなたの頭クリルだと、こう言つてはいるけれども、この法律が通つて重苦しい空氣というものは置いかないかねですよ。立派に、あなた方は一級と専修免との間は上下の差はない、今は給与の差といふのはこれであります。

○安永英雄君 これは一級と専修免との間は上下の差はない、今は給与の差といふのはこれであります。しかし、あなた、四年でいくところを三年で過ぎちゃって、一年でまた過ぎちゃう。それでありますか。

○政府委員(倉地克次君) これは低いでしょう。どういう計算になりますか。

○安永英雄君 これは低いでしょう。どういう計算になりますか。

いうことなんだと、これはいろいろ意見の食い違つたことがあるにしても、そう明示してきてますよ。

○政府委員(倉地克次君) これは一度もございませんが、あなた方がいうならば大学院の卒業生は絶対につけません。それで、例えば法律が通り、それからずつとその時期がいつだらかいつだらか、下手するとあなた方は隠しておるかもしれません。それからずつとその時期がいつだらかいつだらか、通つたら一週間もしたら給与改定やるんじやないの。私はそう思つうですか。

○政府委員(倉地克次君) これは一度もございませんが、あなたの方は一級と専修免との間は上下の差はない、今は給与の差といふのはこれであります。

○安永英雄君 これは一度もございませんが、あなたの方は一級と専修免との間は上下の差はない、今は給与の差といふのはこれであります。

○政府委員(倉地克次君) これは一度もございませんが、あなたの方は一級と専修免との間は上下の差はない、今は給与の差といふのはこれであります。

いう給与上の制度、こういったものはどういう趣旨ですか。

○政府委員(倉地克次君) 一般的に申し上げますと、特別昇給というのは、勤務実績が非常にいいということで、それに基づく特別昇給というのが一番一般的なものではないかというふうに考える次第であります。

○安永英雄君 特別昇給の制度というのは、今おっしゃったようなこととはちょっと違うような私も気がするんだけれども、財源、これあたりは文部省の予算あるいは各県の予算、これはどういうふうに確保いたしておりますか。

○政府委員(倉地克次君) 財源でございますけれども、これはおおむね一五%の範囲内で特別昇給を行うということが通例になつておるというふうに聞いています。

○安永英雄君 一五%，間違ないです。

○政府委員(倉地克次君) 突然のお尋ねで大変恐縮でございますけれども、若干訂正させていただきますと、人員につきまして一五%の範囲内で特別昇給を行なうということになつております。

○安永英雄君 それで結構です、人員でしょう。そうすると、この特別昇給財源としてどれだけ文部省は確保しているんですか。

○政府委員(倉地克次君) 大変恐縮でございますが、現在その数字を資料として持ってきておりますので。

○安永英雄君 これはどういう使い方をするんですか。

○政府委員(倉地克次君) 率直に申し上げまして、私の記憶しているところでは、教員については一般的な特別昇給というのを余り行つていません。

○安永英雄君 そうすると、先ほど私が申し上げましたように、現場の教師が大学院に行つて、それをこれまで行つてある例があるということは承知している次第でございます。

○安永英雄君 そうすると、おいでになつた方々につきまして特別昇給をこれまで行つてある例があるといふことは承知して車修免を取得して帰つてくる。この人について

て特別昇給の制度で他よりも一号俸高くなつた、こういうことはしてはならないですね。

○政府委員(倉地克次君) 特別昇給の制度でござりますけれども、これは都道府県によりまして、相当いろいろな条例などの規定によりまして、相当いろいろな事由について特別昇給ができるような措置が講じられていますけれども、これが都道府県によりまして、

だ、運用の実態といたしまして、私が先ほど申し上げましたけれども、教員については一般的に余り特別昇給をやつていないのが現状である。ただ、僻地などにつきまして特別昇給をやつたという事例を承知していることがあるということを申し上げている次第でございます。

○安永英雄君 局長、その点については指導しますが、各県。あなたが今言ったように各県。現に私が先ほど言つたように、そういう人が一号俸を特別昇給でつけている、それは好ましいことじやないとあなたは言つたけれども、好ましくない

面差をつけることはできぬと言うが、これは特別昇給の措置によつて差をつけましょうと、こういふ立場のときに使う。あなたもいみじくもそ

う言つたじゃないか。それを特別昇給の制度があるから、おう、よう帰つてきた、専修免を持つておるからあなたに一号俸つける。文部省の方は当

ういうことはやつちやいけないといふうにあなたは指導しますか。

○政府委員(倉地克次君) 特別昇給と申しますのは、やはりその服務監督権者または任命権者が

具体的な事情に応じまして、その職員の意識を盛り上げるといいますか、そういう観点から個々具體的事情に応じて行うものというふうに私ども考

えるわけでございますが、余り一律に国でどうこ

考える次第でございます。

○政府委員(倉地克次君) 率直に申し上げまして、私の記憶しているところでは、教員については一般的な特別昇給というのを余り行つていません。

○安永英雄君 そうすると、おいでになつた方々につきまして特別昇給をこれまで行つてある例があるといふことは承知して車修免を取得して帰つてくる。この人について

別昇給というのは、あなたも言つたように僻地に行つたり、教育の活動に困難なところにおつたり、あるいは本当の事務上のミスによって不合理に行つた立場のときに使う。あなたもいみじくもそ

う言つたじゃないか。それを特別昇給の制度があるから、おう、よう帰つてきた、専修免を持つておるからあなたに一号俸つける。文部省の方は当

ういう信念は正面は差をつけないと、こういった範囲内においてもこの行為は私はいけないと思うが、どうですか。

○政府委員(倉地克次君) 大変繰り返しなつて恐縮でございますけれども、やはり特別昇給につきましては、各都道府県が実態に応じておやりになるのが一番その制度の本来の趣旨を生かすことになります。私どもが一律にどうこうと申し上げるのではなく、あなたは言つたけれども、好ましくない

面差をつけることはできぬと言うが、これは特別昇給の措置によつて差をつけましょうと、こういふ立場のときに使う。あなたもいみじくもそ

う言つたじゃないか。それを特別昇給の制度があるから、おう、よう帰つてきた、専修免を持つておるからあなたに一号俸つける。文部省の方は当

ういうことはやつちやいけないといふうにあなたは指導しますか。

○政府委員(倉地克次君) 私がなぜ言つたかというと、教育委員会の方で、これは文部省からの指導はないし、

勝手に使っていいというふうにとつていてるんですよ。私どもの権限内なんだ、だから免許よう取つてきた。あんた一号俸つけてやろうと、こういうふうに勝手気ままに教育委員会の方で、あなた方

は差はない、こう言つても、地方教育委員会の方で特昇で差をつける。これはあなたたちの志と

違うわけでしょう。だから、教育委員会に任せるとわかれにはいかぬのじやないですか。特昇を使うときにはということで、これこれという私は指導をしなきやならぬのじやないか。

もう時間があまりせんから私は一つの例を言ひますと、まだ生々しいから私は県の名前は言いませんけれども、ある県で、教頭が非常に苦しい立場にあるし、給与も見てやらなければならないと

いうことで、県下の教頭に全部特昇財源をばらまいたんですね。しかも、ばらまくと格好が悪いものですから、教育委員会でわざわざ印鑑持つてござります。それで、貯金通帳を二百冊ぐらいつくつて、各人に教育委員会がその特昇財源を配分したんです。それに判こを押して教育委員会が保管しているんです。

だから、その年の僻地に行つた人に対する特昇財源からそれを出しておつた。いろいろな特昇をいろいろな各方面で使っておつたけれども、教育委員会が出たら私はこれはだめだと思うんです。あなたの信念は正面は差をつけないと、こういった範囲内においてもこの行為は私はいけないと思うが、どうですか。

だから、その年の僻地に行つた人に対する特昇財源からそれを出しておつた。いろいろな特昇をいろいろな各方面で使っておつたけれども、再び出たときに、免許状の専修免を持っておるから、おう、よう帰つてきた、専修免を持つておるからあなたに一号俸つける。文部省の方は当

ういうことはやつちやいけないといふうにあなたは指導しますか。

○政府委員(倉地克次君) これは、あなたが今言ったように各都道府県にこの免許状の種類によつて違つたときに、免許状の専修免を持っておる人に特別昇給措置をして一号俸つけて差をつける、こ

ういうことはやつちやいけないといふうにあなたは指導しますか。

○政府委員(倉地克次君) 私がなぜ言つたかというと、教育委員会の方で、これは文部省からの指導はないし、

勝手に使っていいといつたときには、あなたは現在の頭の中に免許法の種類によつて差はつけない、当

よ。私どもの権限内なんだ、だから免許よう取つ

てきた。あんた一号俸つけてやろうと、こういう

ふうに勝手気ままに教育委員会の方で、あなた方

は差はない、こう言つても、地方教育委員会の方で特昇で差をつける。これはあなたたちの志と

違うわけでしょう。だから、教育委員会に任せるとわかれにはいかぬのじやないですか。特昇を使うときにはということで、これこれという私は指導をしなきやならぬのじやないか。

この点について最後、文部省として指導するかどうか、局長の意見を聞いて終わります。

○政府委員(倉地克次君) 率直に申し上げまし

で、先生のおっしゃっていることも古い意味では
給与の問題になるのではないかと思うわけでござ
りますけれども、私ども、そうした給与の問題に
つきましては当面現状を変更するということは考
えておりませんので、それによりましてひとつ御
理解をいただきたいと、思う次第でござります。
○柏谷照美君 私は、五十八分まであと幾らも時
間がありませんので、要点を絞つて質問をいたし
ます。

は四年まで休むことができるんだけれども、開病院しながら単位をとりなさいなんて、こういうことはどういうふうに文部省としては考えておりますが、その辺にもならないというふうに思うのですが、その辺はどういうふうに文部省としては考えておりますか。

も、私ども、こうした御指摘の期間につきましては、こういう十二年とか十五年の算定の基礎には算入しないということを措置していきたい、そのように考へておる次第でございます。

○粘谷照美君 この提案理由を見ますと、今回の改正は臨時教育審議会の答申及び教育職員養成審議会の答申を受けて法律を出した、こう述べられております。しかしながら、臨時教育審議会は、専修免についてはたしか否定的な意見がたくさん出されたために答申をしていないというふうに思つております。文書等つきましては、こちら

ておられますか。
○政府委員（倉地克次君）　臨時教育審議会の御答申でございますけれども、これは第二次答申、六十一年四月二十三日の御答申でございますが、そこに「現職研修の体系化」というものがございまして、その②のところでございますけれども、「大学院での現職研修の充実に努める必要があり、大学院の修士課程を現職研修や教員養成の過程の中に適切に位置付け」ということを言っておられる次第でございまして、私どもこうした趣旨をさらに養成審議会でも御審議いただいて今回の成案を得たというふうに理解している次第でございます。

○納谷照美君　臨教審は直接答申をしていないと
いうことだけは、私は今の局長の答弁で理解をいたしました。
この専修免許というものの創設というのは、学

いじめや非行や生徒の悩み、生徒指導に、一体専修免許状取得者と学部の卒業生のいわゆる一種免の教員との間にどれだけの違いがあるんだろうか、そんなことを思うわけです。専修免許を取っている人と一種免の人で数学や国語やその他の教科、一体どれだけの違いをもつて教えるのだろうか。そういうことを考えてみますと、給子に差をつけるなどということは考えないでもいいのではないか、こう思いますか、どうでしよう。

○政府委員(倉地克次君) 専修免をお取りいただく方は、一種免をお取りいただいて、さらに直接養成の観点から見れば二十四単位程度教科または教職について単位を修得される次第でございます。その単位の修得の仕方もいろいろな取り方があるわけでございますけれども、特定の分野について深い学識を積むという観点から勉強されるわけでございまして、私どもそうした學習がやはり教員の指導力の上において意義があるものといふうに考へている次第でございます。そうした観点から今回専修免許状を設け、できるだけ現職の方々も自発的にそうした研修を積まれまして専修免をお取りいただけることは有意義ではないかとふうに考へておられる次第でございます。

○粕谷照美君 有利の利というものは一体どういうふうに考へるのかということもあるわけでありますが、私どもも教員が高い学歴を持つということとは非常に大事なことだというふうに思います。そのことを否定しないんですけれども、専修免を取ったから、学部卒だからということで、現場の生徒から見えてみれば本当にいい先生というの、別に専修免を持っているからいい先生だというふうには思わないんですね。文部省なんかと違って局長先生だとか課長先生、いや補佐先生なんといふ、そういうのはないんですよ。生徒から見れば、専修免であらうと一種免であらうと一種免であります。そういう立派な先生で自分たちをかわいがつてくれて、そして本当に勉強していくもらつて、そして自分たちからも何か学んでもらいた

いと、文部大臣のいろいろない教師とは何とかという四項目のお話がありましたけれども、そういうことで私は評価がされるものだというふうに思いますから、今申し上げた次第であります。

しかし、先ほどの安永質問にもありましたように、この間の参考人のときには上越教育大の学長さんにも申し上げましたが、上越教育大の学部を卒業して、そして教員になりたくて採用試験を受けた、Aさんは合格、Bさんは採用されなかつた。採用されなかつたので上越教育大の大学院に入った。二年して出てきたら合格したAさんよりは二年前に不合格であったBさんの方が一号俸高かった。ここでもう学歴の差が出ているんですね、車修免で。そして、その最初に採用されたAさんはそれから何年かたって、私も勉強したいと思つて大学院へ行つた、二年して帰ってきた、あの人はなぜ大学院だったのに私よりも月給が高いのだろう、私も大学院出たのになぜ一号俸低いのだろう、こういう疑問は確かに出てくると思うんです。

う一つの理由に、大学院へ行くという道筋がだれにも公平に開かれていないことあります。今、月給をもらひながら大学院へ行くという制度がありますね。しかも学費も出してくれるという。これ今どのくらいの数字がありますでしょうか。

○政府委員(國分正明君) 現職教員の大学院への入学状況でございますけれども、いわゆる三つの新教育大学、上越、兵庫、鳴門について見ますと、大学院の入学者総数が六百十四人でござりますが、このうち現職教員の入学者は四百五十五人というふうになつております。それから、この新教育大学以外の教員養成系の大学院でございますが、入学者総数が八百八十六人でございまして、うち現職教員の入学者は九十一人というふうになつております。

○粕谷照美君 国立の教員養成系大学大学院における現職教員の入学というのが九十一人と非常に少ないですね。この少ない理由を一体どういうふうにお考えになりますか。

もう一つ、その新教育大学、兵庫、上越、鳴門ですね。この現職教員の受け入れの枠というのはそれ二百ずつあるわけですから、この二百が満たされているかどうか、それはどういうふうに受け取っておりますか。

○政府委員(國分正明君) 後段の方から申しますと、現在、ただいま先生お話しのように、三つの新教育大学につきましては三分の一、具体的には各大学二百人といふのを現職教員の受け入れ枠といふように想定しているわけでございますが、三大学で六百人でございますが、そのうちの七六%という状況になつております。

それから、それ以外の教員養成系大学院への入学者数が少ないのでないかということをございますが、これはこの大学院自体はそもそも現職教員の入学を主たる目的とするというわけではなくスタートしたわけではございませんけれども、極力各大学におきまして現職の教員が入学しやすいよう、例えば夜間等におきまして教育研究指導を

行うとか、あるいはまたそれぞれの大学によって事情は異なりますけれども、特別の入学定員枠を設けるとか、あるいは入学試験につきましても、制度がありますね。しかも学費も出してくれると思うか。

○政府委員(國分正明君) 現職教員の大学院への入学状況でございますけれども、いわゆる三つの新教育大学、上越、兵庫、鳴門について見ますと、大学院の入学者総数が六百十四人でござりますが、このうち現職教員の入学者は四百五十五人というふうになつております。それから、この新教育大学以外の教員養成系の大学院でございますが、入学者総数が八百八十六人でございまして、うち現職教員の入学者は九十一人というふうになつております。

○粕谷照美君 少しずつふえておりますといつたつて九十一人しかになつていないのに、そんなに少しづつなんでものじやない、もうごくごく少數であります。まことに少数だとあうに思います。特に、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、兵庫につきましては六十三年度は一〇%入学者、兵庫につきましては六十六%、鳴門教育大学は六六%、鳴門教育大学は五三%、定員を大幅に割っているわけですね。こんな評判の悪い初めでありますね。つくられるときから、この文教委員会でも大問題だったわけです。これ専修大学の免許状が取れる、そして学びたいという人が入れる。なぜこんなに定員を満たすことができないような状況になつていると思いませんか。

○政府委員(國分正明君) 大学におきましては、十分現職教員を受け入れる用意、また先ほど申し上げましたいろいろな配慮等もしているわけでございますが、現在のところ応募者数が少ないといふようなことでございまして、ただいま御指摘の上越教育大学につきましては、受け入れ枠二百人

でござります。つづいて応募者が百四十三人といふことです。このうち入学者が百三十人という状況になつているわけでございます。

○粕谷照美君 ですから、原因はどこにあるかと云ふことになりますと長期でござりますと長期でござりますので、今先生の御指摘になりましたような後補充の問題でございますとか、学校の中の校務分掌の問題でございますとか、いろいろ具体的にはどういうふうに考えておられるんですか。

私は、この「兵庫教育大学への教員の派遣について」という募集要項みたいなものを見ましたけれども、一つには「入学志願者が大学院修了後も当該都道府県において教員として勤務する意思を有すること」、その県の教育委員会がお金を出す心身が長期研修に耐え得るものであること。それではいかないかということです。だからその県に戻つても、各県の教育委員会に現職教員の積極的な派遣方について御指導申し上げたいし、促してまいりたいと

いふうに考えております。ただ、年々少しずつではございますけれども、数はふえているという状況にございます。

○粕谷照美君 少しずつふえていまして、少しづつなんでものじやない、もうごくごく少數であります。まことに少数だとあうに思います。特に、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、兵庫につきましては六十三年度は一〇%入学者、兵庫につきましては六十六%、鳴門教育大学は六六%、鳴門教育大学は五三%、定員を大幅に割っているわけですね。こんな評判の悪い初めでありますね。つくられるときから、この文教委員会でも大問題だったわけです。これ専修大学の免許状が取れる、そして学びたいという人が入れる。なぜこんなに定員を満たすことができないような状況になつていると思いませんか。

○政府委員(國分正明君) 大学におきましては、十分現職教員を受け入れる用意、また先ほど申し上げましたいろいろな配慮等もしているわけでございますが、現在のところ応募者数が少ないといふようなことでございまして、ただいま御指摘の原因はどこにあると思いませんか。

○政府委員(倉地克次君) 今、先生、兵庫教育大学などの教員の派遣のときの通知を御指摘されただけでござりますけれども、ここにございますように、私どもいたしましては、やはり勉学をしたいという御本人の意欲、これを一番基本にありますものというふうに考えておるわけでございます。それが基本であって、それに十分配慮するることはもちろんでございますけれども、やはりいろいろな要素も考えなければいけませんので、そ

もよくわかるわけでございますけれども、やはり本人の勉学の意欲というのが基本にあることは事実だと思います。ただ、それを基本として定員もあります。予算もあります。だから、志望者がそれをオーバーしたときには、公平な基準で選んでいくこと、これ大事だと思いますけれども、文部大臣いかがでしよう。

○政府委員(倉地克次君) 先生のおっしゃることもよくわかるわけでございますけれども、やはり本人の勉学の意欲というのが基本にあることは事実だと思います。ただ、それを基本としつつ、それに配慮しつつも、やはり学校が組織体として運営されていく以上は、そのほかのいろいろな要素も考えなければいけませんので、そ

うしたもののがなされるよう、私どもとしても留意していくべきものであるというふうに考える次第でございます。

○粕谷照美君 それでは、あと三分ぐらいしかありませんから、この問題これで質問終わりますけれども、しかしやっぱり本人の勉学をしたいといふ気持を殺すような、そういう行政だけはやめもらいたい。文部省としても十分に指導してもいいみたい。そうでなければ生きてこないわけでもありますから、この法律が。

最後に、法律からちょっと外れますけれども、先回通りました初任者研修制度について伺いました。

さきの第百十二国会の本委員会で審議されました際に、竹下首相や中島文部大臣から総括的に答弁をされました十五項目、私と高木委員と二人で質問いたしました。それから附帯決議、これは各県に十分御指導いただいておるんでしょうか。どうも私も聞くところによれば、指導が行き届いてないのではないか、あるいは各県教委が十分耳を傾けていないのではないか、こういうことが感じられることがありますので伺います。

二番目に、初任者研修の本格実施に当たりましては、教職員の団体と十分に協議すべきであるというふうに思いますが、この協議を拒否しているところもあるわけですね。この辺のところについて文部省の見解を伺いたいと思います。

先日、「内外教育」版を見ておりましたら、長崎で「初任研の非常勤講師の採用に登録制」をしたと。あそこは離島が多いのですから。それで、そういうところを一人でやると、指導教員を一人つけなきゃいけない。そうすると、非常勤講師を採用しなきゃいけない。ところが、なかなか適当な人がいないので、もう、一人のところはだめだ、初任者一人あれば一人指導教員ができる。こ

ういうことで、そんなことも考えなきゃならないんだろうかなんという、一生懸命になつているんですね。それで、指導者もいないような初任者が出てくるんではないかといふ私は危惧もあるわけあります。したがいまして、現場を本当によく知っているそういう教育関係の団体と、ちゃんと話し合いをするということは極めて重大なことだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(倉地克次君) 先生の御指摘の附帯決議の問題、それから総括的な質疑の問題でござりますけれども、これは法律成立後の六月と、それからつい先月、十一月でございますけれども、都道府県指定都市の主管課長会議において、私どもその内容を十分御説明し、その趣旨の徹底を図つたことがござりますけれども、まことにいろいろ

たつりでいる次第でございます。

それからもう一つの、関係教育団体の件でございますけれども、やはり初任者研修の効果的な実施を図るために、教育関係団体の御意見を十分聞くことが大切だと思っておりますので、そうしますけれども、それはまだお気の毒なことだけではありません。いわゆるとばかりであるというふうに思つてますけれども、やはり初任者研修の効果的な実施を図るために、教育関係団体の御意見を十分

あります。それで、これにつきまして東大以外のところでございますが、これは甚だお気の毒なことだけではありません。いわゆるとばかりであるというふうに思つてますけれども、やはり初任者研修の効果的な実施を図るために、教育関係団体の御意見を十分

あります。

それ以外の事柄で、対談集につきましては、例えれば地元の高等学校で、この対談集の購入を生徒

を通じて父兄に勧められたということで問題になつたというような事例もございますが、対談集に取り上げられました人物の方からは、例えればマス

コミの報道によりますと、迷惑しているというようになります。しかし、私はやっぱり文部省の信頼に關係しておりますし、総長そのもの人格にも關係するところでございます。すなはち人格を傷つけるということにもなりますので、そういう印象を受けます。まことにこれは遺憾なことであると思ひますので、これに対しても文部省としてはどのような情報を持つかでおられます。また、どのように対応されましたか。また、文部大臣としてはこのようなことについてどんなふうにお考へでございますか。その点についてまず最初にお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(中島源太郎君) 大要是政府委員からお答えしたとおりでございますが、私も資料を通してお聞きなさいました。ただし、この対談をなさった方々が、そのような政治活動に使われるとは知らなかつたということをおっしゃつてお見しております。私は

お話を聞いておるわけでござります。

○國務大臣(中島源太郎君) 大要是政府委員からお答えしたとおりでございますが、私も資料を通してお聞きなさいました。ただし、この対談をなさった方々が、そのような政治活動に使われるとは知らなかつたということをおっしゃつてお見しております。私は

お話を聞いておるわけでござります。

○國務大臣(中島源太郎君) 大要是政府委員からお答えしたとおりでございますが、私も資料を通してお聞きなさいました。ただし、この対談をなさった方々が、そのような政治活動に使われるとは知らなかつたということをおっしゃつてお見しております。私は

お話を聞いておるわけでござります。

○國務大臣(中島源太郎君) 大要是政府委員からお答えしたとおりでございますが、私も資料を通してお聞きなさいました。ただし、この対談をなさった方々が、そのような政治活動に使われるとは知らなかつたということをおっしゃつてお見

ます。大学からの報告によりますと、東大の学長と職員組合の定例の交渉の場におきまして、組合側から高石前次官と東大総長との対談が、本にありました。その中でこの高石問題が論議されたといふことは私もつぶさには存じませんでした。ただ、お話を聞いておくのが礼儀ではないかなという感じはいたしております。

○國務大臣(中島源太郎君) 次は、直接法案とちょっと関係ございませんが、私も知らないかったわけですけれども、日本テレビで十一月の二十日、日曜日の夜

に、文部省の事務次官のことと御迷惑をかけて申しあげありませんということを、個人的に謝意を表しましたことはござります。

○國務大臣(中島源太郎君) 次は、直接法案とちょっと関係ございませんが、私も知らないかったわけですけれども、日本テレビで十一月の二十日、日曜日の夜に、文部省の事務次官のことと御迷惑をかけて申しあげありませんということを、個人的に謝意を表しましたことはござります。

で、あるケースワーカーだと思いますが、献血をすると言うと、葬式代は要りませんよ、あなたも献血をしたらどうだというようなふうに聞こえる。そういう放送があつたというふうで、私もビデオ

現在でございますけれども、毎年二千体程度の献血体が行われているわけでござります。献血の趣旨について、私ども今後とも十分周知徹底方をしていかなければならぬということを、ただいまの事件を通じましても感じた次第でござります。

ます。まだ、何も體験ばかりじゃないわけで、非常に倫理問題がやがましい折から、こうしちことであつては非常に私困ったことである、こう思ひます。

に医学教育を受けた者が、今さら半年か一年ある特定のところを勉強しても、さあ人を教えるといふようなことができるだけの実力がつくだろうか。これに對してはある程度の年齢制限とか、そ

いのは、この言われた女性が答えることの一番最後に、役所の方は、何もしゃべるなど、そう言われました、役所の方からですね。そういうふうに

○高木健太郎君 この番組、一時間ぐらいのかなり長い番組なんですがれども、ほかにもたくさんあります。つらつら語上切り合いつ事など取扱うとして

非常勤講師というものが置かれる。教職課程をとらなかつた学生や社会人の中で教職免許状の取得を希望する者のために、必要に応じて半年から手堅度の教職に専念する特別の果呈を設置すること

○政府委員(倉地克次君) 教職特別課程のお尋ねでござりますが、これは別表第一の備考六号に記載されてゐるところでござります。その趣旨で

けれども、そう言われたと。私、それがある大学の解剖の教授から指摘をされまして、歯体法をつくりますときに、歯体というのは本人の善意によりまして、無条件、無報酬に自分の体を医学、歯学の研究教育のために提供するという、非常にうとい心根から、本人の意思から出たものであります、これがこの法律の一一番中心になる部分でございまして、葬式代が出してもらえるから自分の体を出すんだと、そんなことではせつかく、今何万人の人人が歯体のための登録をしておられますけれども、そのたちは大きな衝撃を受けたんじゃないのか、こう思うわけです。そういう意味では、もしこれが本当だとすると、非常にけしからぬ話であります、こう思いますが、この点について文部省の方は何か調査をされまして、その結果はどういうふうになつておるのか、お聞きいたしたいと思ひます。

そこで、文部省の方からもこの事実関係を調べて教科書に記載するべきだといふ意見が出てゐる。しかし、これは本當に嚴重に言つて、今後どうするかはまだ決まってない。そこで、筆者は、この問題について、その現状と問題点を述べ、今後どうするべきかについて、意見を述べたい。

ができるというものが今度の法案の中にあるわけでございます。これについて二、三御質問を申し上げます。

これは、もちろん教員養成課程の大学にはすべて置かれるわけでしょうか。いわゆる特別教育課程ですね。それからもう一つは、一般の大学にも置かれるものでしようか。希望があればそこにも置くということをおやりになるのかどうか。これは特別の課程でございますから、特別の課程というのは幾らもあるわけでございますから、それをまんべんなく置くということになると非常に大変なことじゃないかと思いますし、また、かといつてある特定の大学だけに置きますと、せっかくその課程を受講したいという人たちが、地域によりましては大変不便をするわけでございます。

そこで、第一の御質問は、特別の課程というのを一体どういうもののなのか、どういうものを持てお

るという観点から、一たん大学を卒業されて、教科に関する専門教育科目は既に履修されているところです。それから、教員の配当ということをございまして、それがども、私どもが教職特別課程というのを、先づいて認可するということになるわけでございまして、その側にあるということになる次第でございます。

○政府委員(國分正明君)　先生ただいま御指摘の番組におきまして、生活保護行政との関連で献体

○政府委員(國分正明君) 先ほど申し上げました
に注意を促していただきたい、こう思いますが、
いかがでござりますか。

課程としてお考えになつておるのか。それはどういふ大学に置かれるのか。地域の実情はどれぐらいいこの中に加味されておられるのか。そうして、

見させていただきました。その事実関係あるいは内容につきましては、荒川区側におきまして、自分の意思で献体の登録をしているにもかかわらず、ナレーターが葬儀代を節約するため区が献体を強要したかのような表現をしているということです。テレビ局に抗議を行つておりますが、現在テレビ局におきましてその事実関係を調査中といふふうに承つております。先生お話にございましたように、献体は無条件、無報酬で行われるということで、現在献体法に基づきました、六十一年度

よう、荒川区長が区の名譽と信用が著しく傷つけられたということで文書で抗議いたしているところでございます。これを受けまして、テレビ局の方で現在調査中でございますので、その調査結果によりましては私どもからもまたお願ひをする場合もあるうかと思いまが、事実関係が現在はつきりいたしておりませんので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○高木健太郎君 ゼひ、その点厳しく取り締まっていただきたい、注意をしていただきたいと思ふ

これに対する教育の手当でといいますか、教育官をどのように配当されるおつもりなのか。現在ある定員の中でこれを賄つていかれるおつもりなのか。これが第二点です。

第三点としましては、まあ思い出したように、社会人の中である程度の学歴を持っている人で、教員免許状を取りたい、あるいは非常勤講師になりたいという人がおられまして、この人が半年か一年の教職に関する特別課程を受けられたとしますても、例えば私のような者が、もう五十年も前

る大学であれば、既存の教員組織で十分これに対応することが可能ではないか、そういうふうに考えていける次第でございます。

それからもう一つ、随分前に大学を卒業された方についてはどうかというお尋ねでございますけれども、これは教科については、既に修得されているわけでござりますけれども、教職については、新しく十九単位程度を勉強されるわけでございます。教科ということになりますと、これは理系なんかにつきましては、特に日進月歩といふ

ことでございますけれども、それ相当の勉強をされられておるのがやはり社会に出たときの一般の人の心がけではないかと思うわけでございますので、そういう方が新しく教職に関する勉強をされ、それで免許状をお受けになるということは妥当ではないかというふうに考える次第でございます。そういうことでございますので、特にこれについて年齢制限ということは、免許状の授与といふことについては設けていないわけでござります。

ただ実際問題といたしまして、各都道府県教育委員会におきましては、教員を採用する場合におおむね一定の年齢制限的なものを考えておりまして、採用の段階におきましてやはりなかなか難しいという点はあるのではないか、そのように考えている次第でございます。

○高木健太郎君 なかなか私、考えはいいんですけれども、実際問題としては大学側で希望があれば、ある特別課程を置くと言われますけれども、文化系のことならば何とかなるかもしませんが、理科系の方になりますと、今局長言われたようになりますから、二十年ぐらいも前に習っているものはもう全然役に立たぬといふことで、新たに勉強しなきゃならない。しかし、自分の意志があつて自分は受けたいという者を拒むことはこれはできないんですか、これは初めからあなたはもうそういうことをやる資格はありませんというふうに断ることは、ただ、単位だけはもつと取っているわけですね。それは私も卒業免状もらつたんだからある程度のことはやつているわけですから、しかしながらその知識はもう全く古くなってしまつて、まあ新たに特別課程の単位を取ろうと、こんなことは実際にはできるでしょうか。こういう非常勤の講師を採用すると、あるいはそういう課程を設けるとなれば、それ相当のもう少し詳しい内規といいますか、選考の過程といいますか、そういうものが必要なんじゃないかなと、こういうふうに思うんですが、その点はどういうお考えですか。

○政府委員(倉地克次君) この教職特別課程は免許状を与えるかどうかということでござりますが、免許法の中で免許状を与えるというときには、やはり所定の学歴とそれから単位の修得といふことが基本でございますので、教職課程の単位は取つておながから、教科の課程はその単位を取つておながから、教職の課程の単位をお取りしているということでございますと、やはり本人が御希望になるならば、教職の課程の単位をお取りいただいて、免許状を与えるということが妥当ではないかと思うわけでございます。

ただ、採用の段階になりますと、これは教職に資質という問題も免許状の問題だけじゃなくて、採用の問題等両方、両々相まって担保していくべきものではないかというふうに考えるわけですが、ある特別課程を置くと言つておられないと採用という段階にまでは至らないのではないかというふうに考える次第でございます。

○高木健太郎君 この点ももう少し時間がたつてみなければ、いろいろ問題があるんじゃないかなと思うんですね。そういう意味では、やっぱり地域性ということも考え、地域の社会人の人で自分は教えてみたいという希望を持っている人がある。ところがその地域にはないということになると、やはり私は何か不公平なような気がするわけなんですよ。だからといって、どこの大学でも置けるわけですから、しかしそんな知識はもう全く古くなつてしまつて、まあ新たに特別課程の希望がある人を入れてやる。しかもそれが教師として、立派な教師が勤まる人じやなきやならぬと、いうわけでもないでしょうけれども、そういうふうな苦情といいますか、不満もある。もう一つは、日本人の英語の教師がついておられた、それは文法、読解力ともに立派な技能を持つおられる方、生徒あるいは学生にはいいと、こういうふうな声を聞かせるのが一番いいだろうといふことからこの仕事を始めたわけでございまして、ことしイギリス、アメリカ等六カ国から千三百八十四人参つております。

○政府委員(古村達一君) 今の中学校、高等学校の英語を何年間やつてもなかなか実用英語にならない、しゃべれない、聞けないといふ批判が英語教育について強くあるわけでござります。したがつて、そういう点で英語の先生のそういうった能力を育むと同時に、やっぱりネーティブスピーカーのじかの声を聞かせるのが一番いいだろうといふことからこの仕事を始めたわけでございまして、ことしイギリス、アメリカ等六カ国から千三百八十四人参つております。

それから将来計画といたしまして近い将来三千人にしたい。来年は概算要求によつて千八百人の人達者でない。そうすると生徒の前で何か恥をかくとか、そういうことも起こつてくるのではないだ

も、御存じのようになに外国人の英語教師を置いているわけですね。外国から呼んで、かなりの厳しいふうにうまく今後協力してやつておいでになるおつもりなのか。

第四番目としましては、外国から呼ぶわけです。これはアシスタント、イングリッシュ・ティーチャー、A E Tと、こう言つておながから、これはアシスタントでござりますから、これはアシスタントでござりますし、チームティーチングの一員でござりますから、これは非常勤講師とも言えないわけでございましょうけれども、講師に近いような存在になっているだけです。これは今度の教免と直接関係はないようだけれども、高等学校あたりで教えられるわけですから、無関係では私はないと思うんですね。そういう意味でお聞きしたいと思いま

A E Tは現在大体どれくらいおられるのでしょうかということが第一問です。そして、今後どの程度にこれをふやしていくかれるおつもりなのか。そしてそれは、現在は高等学校なんですが、中学校も、語学教育というようなことになれば、中学校でもいいのではないかなどという気もいたします。いわゆるもつと中、今まで考えることはこれでできないものであるうか。この受け入れに対しまして、受け入れた結果につきましては功罪いろいろ評判があるわけですが、その点についてはどのような情報を得ておられますか。

例えば、まだまだA E Tの人数が足りないといふようなことも聞いております。あるいはヒアリングであるとかスピーキングであるとか、こういふことはできるけれども、受験に対しても全然これが役に立たない。だからしてもつと文法とか読解力をえた方が生徒あるいは学生にはいいと、こういうふうな苦情といいますか、不満もある。もう一つは、日本人の英語の教師がついておられた、それは文法、読解力ともに立派な技能を持つおられる方、生徒あるいは学生にはいいと、こういうふうな声を聞かせるのが一番いいだろうといふことからこの仕事を始めたわけでございまして、ことしイギリス、アメリカ等六カ国から千三百八十四人参つております。

それから将来計画といたしまして近い将来三千人にしたい。来年は概算要求によつて千八百人の人達者でない。そうすると生徒の前で何か恥をかくとか、そういうことも起こつてくるのではないだ

学校への張りつけは、中学校、高等学校というところでやつておりますが、小学校までは向けておりません。小学校というのは、やっぱり英語というものをまだ教えるのは早いのではないかという基本的に教育課程の問題もございます。そういう點ではなお慎重に検討を要する問題だらうと。中学校、高等学校については積極的に張りつけていきたいということがございます。

この評判というのはどうだということですが、まあ生きた英語を聞けるということから、子供の感じでは非常に自分の会話能力、自分の言ったことが外国人に通じたといったことから非常に自信を持っているとか、持ったとか、あるいは英語を勉強する動機づけに役立ってきたとかといふことで、受験英語との関係をおっしゃいましたが、確かに高等学校から大学受験というのではなくながら、今も大学入試の傾向はかなりそいつたヒアリングのテストというものが大學入試の中に比重を占めつてある。生きた英語をいかにして試すかということに変わってきていましたが、しかしながら、今までの現状のままで、やはり説解あるいは文法といったものが主体になってくると思いませんが、しかしながら、今も大学入試の傾向はかなりそいつたヒアリングのテストというものが大學入試の中に比重を占めつてある。生きた英語をいかにして試すかということに変わってきていましたが、しかしながら、今も大学入試の傾向は

それから、今大体待遇の関係では、給料は一律年額三百六十万円ということを交付税で組んでお

りますので、そういった経費が出ている。宿舎等につきましてはこれは要請しております。地方公共団体において適宜その宿舎について御面倒願うということで、なるべく快適な環境を提供すべく御尽力をいただいておるという現状でございます。

また、来られた方も日本のことがよくわかつて

いない、それから日本の教育方法もよくわからな

いということとござますので、まず、日本に来

られたときには当初四日間、日本の教育制度それ

から日本の教育のあり方、やり方、そういうた授

業方法等についてもオリエンテーションをいたし

ます。そういうオリエンテーションをまず四日間

やつて、そして現地に散つていただく。そして年

度の中間期にまた二日間のそういうた情報交換あ

るいはオリエンテーションのようなことをやつ

て、そして、いわゆる授業に実際に役に立つよう

なそういうた協議もしていくというようなシステ

ムで現在動かしているところでござります。

○高木健太郎君 大体わかりましたけれども、こ

の AET の人たちは一年に何回か集まって研修会

を開いています。ことしは十二月六日から三日間、静岡でそ

ういう AET の先生方が集まって何か研修会を開か

ざいます。

そこで、英語の先生との間は私もそういったこ

とを聞きます。英語の先生が AET の前でしゃべ

るのが非常に気が引けるとか、あるいは AET の

方がおっしゃることが英語の先生がよく聞けなか

ったとか、そういったことはございますが、こう

いった問題は徐々に克服していくようがな

い問題だろうと。具体的にこうしたらしい、あ

したらしいというふうな方策があるわけじやござ

いませんが、現実問題、なるべく英語の先生も A

E T の方とよくそいつたコミュニケーションを

交わされて、よく聞けるようにしていくといふこ

とも必要じやないかというふうに思うわけでござ

います。

○政府委員(古村達一君) 年度の真ん中ぐらいに

なったけれども、全然高校には入らなくなつた

生徒の感想を何かでお調べになつたことがござ

りますか。私は、そういうことは毎年これやる、あ

るいは何回かこれやるべきことであると思ひます

ので、お聞きいたします。

まして、その地区的 AET の方々に集まつてい

だくということでそういう会を設けておりますの

で、そこには文部省の教科調査官が行きます。

いろいろな苦情とか、あるいはいわゆる日本教育

に対するいろいろな御意見というものは逐一承つ

てまいるようにいたしております。

○高木健太郎君 いや、それから生徒の方、それ

からまた父兄の方、それからまた日本の教師の方

の言い分も聞いて、今後これがうまくいく、せつ

かくこういう制度をおつくりになったのなら、こ

れがうまく動くようになります。しかし、その

点は答弁が落ちておつたんじゃないかと思いま

す。

○政府委員(古村達一君) 今おっしゃつた点、私

たちも県の教育委員会を通じていろいろな現場で

の父兄とか、あるいは教師の御意見というものを

吸い上げるようにいたしておりますが、なおそ

ういった点に十分目配りをしていきたいとい

うふうに考えております。

○高木健太郎君 去年ですか、これは八百名くら

いが最初に来られたようなんですね、昨年八百

名。だから、もうそろそろ何か結果が出ているわ

けで、ことしももう十二月になつているわけです

から、そういうことはこういうふうになつております

と、そういう返事を、御答弁をぜひいたしました。

○政府委員(古村達一君) もう一年半ぐらい、去

年からですから一年ちょっとたつておりますが、

そういうた去年の状況につきまして調査を求めて

おりまして、それの今集計の途中でござります。

したがつて、そいつた点で、どういった意見が

集約されるか、ひとつそいつたことができまし

たら、また御報告をさせていただきたいといふ

に思います。

○高木健太郎君 ぜひそういうことを、せつかく

つくつた制度ですから、それを活用して、まあい

るい的な注文があるでしょうから、全部を満足さ

れるようなことはなかなか面倒だとは思ひますけ

れども、しかし父兄の方から言ふと、英語はうま

くなつたけれども、全然高校には入らなくなつた

生徒の感想を何かでお調べになつたことがござ

ります。

○高木健太郎君 その点も十分検討をしていただ

きたい。

言葉というものは、我々は初め文法習って日本語がしゃべれるようになつたんじやないわけなんですね。まあそんなことは言わぬでもわかつてのことなんですか。昔から人力車の車夫の人が英語をやるわけですね、外人に。その中の言葉に揚げ豆腐というのがあるわけです。揚げ豆腐というのは、私めわからなかつたんですけれども、アイ・ゲット・オフというのを揚げ豆腐と言うんですね。そういうふうに覚えると、これなかなか忘れられないです。私は英國へ行きまして、バスに乗りました。次の駅でおりると、揚げ豆腐と言つたわけです。非常によくわかつたんですね。それが。バス、とまってくれたんです。こういう英語が通じるということに私、意を強くしたんですね。

そういうことが私はスピーキングであり、ピアリングであると思うんです。だから文法というものが入つて、それから言葉を覚えるというのは言えるんじやなくて、揚げ豆腐で教えたらどうかと、こういうふうに思うんです。それで、小学校あたりのこともお考えになつたらどうだと。本当に生きた英語といなら、そこら辺から少しづつ入れておく必要があるんじやないか。あるいはまた、今の父兄の人たちは、やはり英語を覚えさせた方がいいというので、英語の塾に行つているわけですね。それで、外人が来つていろいろな小さな塾があります。そういうところへもう子供のときから入れているわけですね。

だから、それを学校でやるのはどうかとお考えになるかもしませんけれども、何かの形で、その子供のまだナインブな頭に、そういうふうな形で英語を入れておいた方が私は将来は生きた英語にならぬのではないか。高等学校に行くと文法を知つていますからね。だから、文法を知つたり字を知つたりする。どうしても離ぎはぎの英語にならぬんですね、生きた英語にはならない。だから、

今局長が言われたように、生きた英語ということがもしもこれの本当の目的であるならば、もっと小さいときからこのような制度をひとつ活用してみると、これもひとつぜひお考へいただきたいと思ひます。これがいかがですか。
○政府委員(古村達一君) 確かに、そういつた小学校の段階から英語をやつたらどうだという御意見があることもよく承知いたしておりますが、片方、今の子供は少しいろいろなことを教え過ぎて、詰め込み過ぎではないかという御意見もあるわけでございまして、言葉で言いますと、國語の能力が足りない、作文能力が悪い、これで英語を考えて、やっぱりおつしやるとおりなるべく語学というのは小さいときから教えた方がいいのです。さしあたてて、今は後の検討課題にかかるわけでございまして、私たちいろいろなことをしていただきたいというふうに考えております。
○高木健太郎君 いや、何も学校の教科を無理するというのではなくて、このAET制度で、生徒の力が落ちるとは私は思わないですね。だから、そんなんに怖がらなくて、もう実際に塾なんか行つて、今のがんばりがんばり英語を覚えさせいるんだから、そういう意味ではもつと低学年かた方がいいというので、英語の塾に行つているわけですね。それで、外人が来つていろいろな小さな塾があります。そういうところへもうよくおわかり下さいから、ひとつ御考慮をお願いしたい。

次は、ちょっと幼稚園のことでございますが、幼稚園の目的というのは、これは私、古いやつから引きましたからわかりませんけれども、「心身をして健康なる発育を遂げ、善良なる習慣を得せし」とあります。これ以上はあれですが、もうよくおわかり下さいから、ひとつ御考慮をお願いしたい。
○政府委員(古村達一君) 就園率といふことの中には大変おもしろいと言つて、このAET制度で、生徒の生きた英語といなら、そこら辺から少しづつ力が落ちるとは私は思わないですね。だから、そんなんに怖がらなくて、もう実際に塾なんか行つて、今のがんばりがんばり英語を覚えさせいるんだから、そういう意味ではもつと低学年かた方がいいというので、英語の塾に行つているわけですね。それで、外人が来つていろいろな小さな塾があります。そういうところへもうよくおわかり下さいから、ひとつ御考慮をお願いしたい。

現在、幼稚園には大体全国でどれくらいの入園率があるのか。都会と田舎ではもちろん違うと思います。それの傾向はどうなつてあるか。これが第一点です。それから、公私立の幼稚園の数はどれくらいですか。次は、公私立の比率はどうなつてありますかということです。
○政府委員(古村達一君) 幼稚園の数は全体で一万五千百十三園でございます。そこで国立が四十八、公立が六千二百五十一、それから私立が八千八百十四ということと、その比率でいきますと、公立が四一・四%、私立が五八・三%ということと、幼稚園の数ではそうでございますが、今度は園児数ということと比較してみますと、在園児の数が全体で一百四万一千人でございますが、その

うち公立が四十六万七千人、私立が百五十六万人と、いうことで、園児の数では圧倒的に私立が多くて、私立は大体七六・八%、公立が二二・九%という状況になつております。

○高木健太郎君 同じ年ごろの人の何%ぐらいが幼稚園に入つておられますか。その傾向をお尋ねします。

○政府委員(古村達一君) 就園率といふことでも幼児教育が必要であるというふうなことを、脳の機能といふものとの発達と比べながらお話をしたわけですね。レクチャーミたいになつて甚だ恐縮でございましたけれども、今は現在幼稚教育が大変抜けているんじゃないいか。それが小中学校に来て影響が出てきているんじゃないいか。いろいろの非行問題とかその他は、そういうことも考えておかないと単に社会が悪い、学校教育が悪いだけでは済まないのでないか。こういうことをお話ししました。

また、家庭教育が重要であるということは大臣もよく御存じでございましょうけれども、現在の婦人といふのは、女性は、ウーマンリブといふような傾向がございまして、あるいは男女雇用均等法ですか、そういうものができまして、外で働く人、女性が自分を生かして生きていくという、そういう傾向も多い中で、だんだん子供を早くからそなに負担にならないし、そのため国語の能

は幼稚園の就園率は高いということと、大体合わせますと五六%。それから五歳児にまいりますと七四%ぐらいということでございまして、これは地域別にどうだということはございましたが、これらは保育所と幼稚園とは両方でいろいろ似たような機能をやっておりまして、保育所の多いところは幼稚園の就園率は低い、保育所の少ないところは幼稚園の就園率は高いということと、大体合わ

りますと九十数%の子供が保育所、幼稚園どっちかに入つてゐるという現状だというふうに認識をいたしております。

○高木健太郎君 九十何%ですか、そんなんにたくさん入つてゐるんですか。

○政府委員(古村達一君) ちょっとここに保育所と掛け合わせた数字がございませんが、九〇%ぐら

いにはいつてゐるというふうに私たちは思つております、両方幼稚園と保育所と合わせますと。

○高木健太郎君 私もつと少ないかと思つております。それは私は大事なことだと思うようになります。それには、ほんどの子供が幼稚園か保育所で幼児教育を受けてゐる、保育教育を受けてゐる、こ

ういうことになるわけですね。そうすると、ますますこれは私は大事なことだと思うようになります。それには、ほんどの子供が幼稚園か保育所で幼児教育を受けてゐる、保育教育を受けてゐる、こ

ういうことになるわけですね。そうすると、ますますこれは私は大事なことだと思うようになります。それには、ほんどの子供が幼稚園か保育所で幼児教育を受けてゐる、保育教育を受けてゐる、こ

ういうことになるわけですね。そうすると、ますますこれは私は大事なことだと思うようになります。それには、ほんどの子供が幼稚園か保育所で幼児教育を受けてゐる、保育教育を受けてゐる、こ

ういうことになるわけですね。そうすると、ますますこれは私は大事なことだと思うようになります。それには、ほんどの子供が幼稚園か保育所で幼児教育を受けてゐる、保育教育を受けてゐる、こ

ういうことになるわけですね。そうすると、ますますこれは私は大事なことだと思うようになります。それには、ほんどの子供が幼稚園か保育所で幼児教育を受けてゐる、保育教育を受けてゐる、こ

ういうことになるわけですね。そうすると、ますますこれは私は大事なことだと思うようになります。それには、ほんどの子供が幼稚園か保育所で幼児教育を受けてゐる、保育教育を受けてゐる、こ

ういうことになるわけですね。そうすると、ますますこれは私は大事なことだと思うようになります。それには、ほんどの子供が幼稚園か保育所で幼児教育を受けてゐる、保育教育を受けてゐる、こ

育課程が今までの従来のままでよいのかという、そういう問題が起りますし、また、この前も言いましたように、脳の発達というようなものの科学あるいは医学といいますか、生物学が非常に発達してきた現代で、昔の教育課程をそのままおいておくと、例えば心理学であるとか単なる経験による教育課程といううんではなくて、もう少し科学的な見地に立った教育課程の作成が必要だと思つてますけれども、そういう教育課程の改定については、どういう審議会なりあるいはそういう委員会なり、どういうところで検討をしておられるでしょうか。教育課程改定の何か委員会、何かそういうのをおつくりになるとか、あるいはそういうものを見ようとしているという、そういうことを聞いておりますが、その点はどうですか。

○政府委員(古村達一君) 現在、教育課程の改定につきましては、昨年十一月に、教育課程審議会

が幼稚園から高等学校まで全体を見通した教育課程の改定ということを提言いたしましたがござります。したがいまして、幼稚園につきましては昨年の十一月に教育課程審議会の答申があつた、その答申を受けて今度は学習指導要領を具体的に決めていくという作業を今やつておるわけでございまして、それはいろいろな専門家を集めて学習指導要領を告示いたしたいということで、今鋭意最後の詰めに入つておりますが、具体的に申し上げますと、今度の改定の考え方といつしましては、基本的にはいわゆる就学前教育でござりますから、そういう知識といつたようなことを教えるということはやりません。これは前と同じでございますが、考え方といつしましては、環境を通して行うということを幼稚園の基本とすることを明確にいたしまして、幼児期にあわしい生活が展開されるように、あるいは遊びを通して総合的な指導が行われるようだ、あるいは幼児一人一人の発達の特性に応じた指導が行われるようだ、などを環境を通して行う教育の中でもやつていきました。

それから、今後社会が変化いたします。そういう

つた変化に対応してやっぱり人とかかわりを持つ力を養う、対人関係の力を育成する、あるいは自然との触れ合い、あるいは身近な環境というものに對して十分理解をするといいますか、そういうふうな生活習慣や態度を育成する、こういったことを

今回の改定の柱にいたしたいというふうに思つて

おります。

なお、いろいろなことがございまして、一日の

教育時間というのは大体今一日四時間ということ

を基本に考えておりますが、地域的に言います

と、もうちょっと長くあってほしいというふうな

御意見もございます。そういう点については幼

稚園や地域の実情によって彈力的に運用できるよ

うに、ある程度その彈力的運用の幅を広げておき

たいということを考えている次第でござります。

○高木健太郎君 今環境というお話をございました

けれども、やっぱり広さというものが大事なんです

が、幼稚園というのは町の中にあるわけですから

ども、そんなことできますかね。そういうことは

どういうふうに処置されますか。環境がいいところ

で、どううと苦しい幼稚園をたくさん見ますが

れども、あんなところでいいのかなと思ひますけ

ども、それは言葉では言えてもなかなかやれな

いんじゃないでしょうか。そこら辺もひとつ何と

かこれ工夫をされることが必要だと思います。

それから、短期大学を出てきた方はいろいろの

知識は持つておられるでしようけれども、結局実

習というものが余りよくなかったんじゃないかな。

○政府委員(古村達一君) 父兄が負担するお金の額でございますが、いわゆる授業料と入園料とい

うのが二つございまして、幼稚園は一年保育ある

いは二年保育ということが主体でござりますの

で、その二つを合わせて申し上げますと、公立の

幼稚園では五万七千円ぐらいでござります。それ

から私立の幼稚園では十八万五千円ということ

で、その格差は十二万八千円ぐらいの差が、いわ

ゆるその父兄が負担する金においてはこれが一年

間の格差でございます。

それから、いわゆる先生と児童の数で比率でござりますが、公立の幼稚園におきましては本教

員一人当たり十八・三人の子供の数でございま

す。それから私立の幼稚園では二十一・三人とい

うことにして、やはり公立の幼稚園の方がいわゆ

る先生一人当たりの子供の数は少ないというのが

現状でございます。

○高木健太郎君 ここに私、公私立幼稚園の教育費

は現在の基準では、小学校の場合と同じように

四単位の教育実習を行つていただくということに

なっている次第でござります。

そこで、今幼稚園に入りたいという子供の入学

試験といふんでしょうか、入園試験ですね。それ

は公立の方がずっと難しいんじゃないかと思いま

すが、朝から並んで札取つてといふような話もよ

ります。

それで、今回提案をしております免許法の改正

でございますけれども、これにおきましても、小

学校などと同じように事前事後の指導ということ

で一単位増加することを予定している次第でござ

ります。こうしたことによりまして、従来の教育

実習がさらに構造的にしっかりしたものになつて

いくことを私どもとしては希望している次第でござ

ります。

私立の幼稚園とそれから公立の幼稚園と比べると

倍以上なんですね。ところが、実際の合計を見ま

すというと、今度は実際のお金から見ますと公立

の方がはるかに多いわけです。例えば、これ川崎

市でいわゆる公立の幼稚園では十万ぐらいです

ね、十万九百九十円。ところが私立の方で見ます

と三万三千円ぐらい。そうすると五倍ぐらいもう

公立の方は全体の経費を使つていて。しかも授業

料の方は、授業料といいますか、父兄の負担費の

方がくらいますというと、公立の方は四千四百

円、ところが私立の方は一万八千円で、これは四

倍ぐらいになつていてるわけです。だから父兄負

担の方が非常に多くて、しかも全体の経費として

今は今度は公立の方がはるかに多いということな

ります。

○高木健太郎君 幼稚園の方にお聞きしますと、

先ほど私立と公立のお話をございました。で、私

立の方が非常に大勢の子供さんを持っておられる

というお話をしたですね。ところが、私立と公立

とのいわゆる父兄の負担費ですね。それからいわ

るファカルティーレンジオといいますか、先生と

子供の数の比ですね。そういうものはどうなつて

おりますか、平均的でいいんですけれども。

○政府委員(古村達一君) 父兄が負担するお金の額でございますが、いわゆる授業料と入園料とい

うのが二つございまして、幼稚園は一年保育ある

いは二年保育ということが主体でござりますの

で、その二つを合わせて申し上げますと、公立の

幼稚園では五万七千円ぐらいでござります。それ

から私立の幼稚園では十八万五千円ということ

で、その格差は十二万八千円ぐらいの差が、いわ

ゆるその父兄が負担する金においてはこれが一年

間の格差でございます。

それから、いわゆる先生と児童の数で比率でござ

りますが、公立の幼稚園におきましては本教

員一人当たり十八・三人の子供の数でございま

す。それから私立の幼稚園では二十一・三人とい

うことにして、やはり公立の幼稚園の方がいわゆ

る先生一人当たりの子供の数は少ないというのが

現状でございます。

○高木健太郎君 ここに私、公私立幼稚園の教育費

は現在の基準では、小学校の場合と同じように

四単位の教育実習を行つていただくということに

なっている次第でござります。

そこで、今幼稚園に入りたいという子供の入学

試験といふんでしょうか、入園試験ですね。それ

は公立の方がずっと難しいんじゃないかと思いま

すが、朝から並んで札取つてといふような話もよ

ります。

それで、今回提案をしております免許法の改正

でございますけれども、これにおきましても、小

学校などと同じように事前事後の指導ということ

で一単位増加することを予定している次第でござ

ります。こうしたことによりまして、従来の教育

実習がさらに構造的にしっかりしたものになつて

いくことを私どもとしては希望している次第でござ

ります。

く聞くわけですね。こういうふうなことはどこにあるんだろうかと思つてみますと、公立の方は市であれば市費の援助が非常に大きいわけです。それから県費はほとんど出しているところはございませんけれども、名古屋なんかは出ているんですね。国費というのはゼロというわけではないですけれども、まあゼロですね。国費は全然出ておりません。国費はやっぱりこれも名古屋で、何か名古屋ばかりもついて悪いですけれども、名古屋がごくわずか、ズメの涙ほどもらっているということなんですね。

これは私はこういうことを申し上げるのは、先生のいい人を集める、ここにきょうの教員免許法からいうと、教員の資質であるとかを高めるといふことが今度の法律改正の非常に大きな目的の一つなんですねけれども、手ぶらではなかなかやれないと、だから実習を、足りないから研修をさせてやろうと思つてもお金がないというようなことから公立と私立の間に非常に大きな格差が出でてくる。集まる先生の方もいわゆる先生が集まつてこない。九〇%も行つていて、ほとんど半分ぐらいは私立の幼稚園に行つていて、もうとたんに行つていて、そういうところで全然経費が足りない。これは私は児童教育という面から考え、それが将来大人になつていく一番重要な時期の教育政策としてはよくない、何とかここにもつと力を入れなきゃいかぬ、こう思つてます。

これは私立の幼稚園ですから、国費は出しつく

いといふことがおありかもしませんが、名古屋は出してもらつていて、しかし、私立大学はかなりたくさん、二分の一補助といふようなことを目指して、それでも足りませんけれども、八〇%か七〇%の大学生を私立の大学は引き受けている。それは人件費といふ意味で、いわゆる二分の一補助をやつておりますが、幼稚園に対するはどうしてこんなに少ないんでしょうか。それから、これを上げていくくといふことはできぬものでしょか。その点について何か大臣、これどうお考えになるか、ひとつお聞きしておきたいと思う

んです。

私は、児童教育というのは、今まで老人の方の話ばかりしておきましたが、やはりこれから伸びる若い人たちを立派にしなきやいかぬ。それから、非行だとなんかも総務省から出でておられました。それでも非行少年は問題であつて、総理府調査をしまして、いじめ、深夜遊び、家出、無断外泊、校内暴力、家庭内暴力といふのがまだあるわけですね。これが少しも減つてない。それの非行の原因を分析、これが合つていてかどうかわかりませんけれども、家庭のしつけが不十分だということをここに統計としては載つてゐるわけです。その家庭が実は日本では、アメリカ式に婦人が外に出て働くというようなことがだんだんふえていく。じゃ、だれが一体子供を見るのだ。そこにはスキンシップも何もないじゃないか。それは幼稚園で一人の先生が二十人の子供を持つてゐる。公立でも十八人の子供を持っている。その中でスキンシップが得られるのだろうかというよ

うなことを私は思うわけです。それに国庫の補助

が全くない。名古屋にちよつとある、そういうこ

とで本当にいいのか。

だから、幾ら後で校則というものをたくさんつ

くりまして、中学にも高等学校にも校則をつくつ

て、髪の毛はここまで、スカートのひだは幾つあ

る、朝は何時までに出でこいとか、そういうばか

な校則をつくつて人を縛りつけて、そんなことで

人間といふものは私でいいかと思つてます。

抜けているんだろうかといふふうに思つます。

○高木健太郎君 それは交付金としてやつてお

る金が補助金である、都道府県が補助する場合には

国が補助します、こういふことですから、そ

れぞれ抜けているんだろかといふふうに思つます。

○高木健太郎君 それは交付金としてやつてお

る金じゃないですか。幼稚園に直接それが必ず

行くようになつてゐるんでしょか。

○政府委員(野崎弘君) 高校以下の助成につきま

しては、これは幼稚園も含めて都道府県に対

して補助いたしまして、この都道府県に対する補

助の意味というのは、都道府県の行う経常費助成

での水準の格差は正を圖る、それと同時に引き上

げを図るということで、都道府県が補助する場合

に国がそれを補助するということで、したがつて

道府県からの補助といふのは当然私立幼稚園の方

にも行つておるわけございます。むしろ国の補

○政府委員(古村豊一君) 大臣が御答弁申し上げ

る前に私ちょっと現状について御説明いたします

が、私立の幼稚園に対する国の予算といふもの

重立つたものを申し上げますと、一つは私立幼稚

園の施設整備費補助金、これが十三億五千九百万円ございます。それから二番目が私立高等学校等

経常費助成費の補助の幼稚園分、私立の幼稚園に

対する経常費補助が百五十三億一千五百万円ござ

ります。それから三つ目が私立の特殊教育に関する

補助、いわゆる特殊教育の子供に対して特別の

補助をするということで、これは一億七千六百万円ございます。それから四番目に、幼稚園の就園

奨励費補助として百二十八億六千九百万円とい

う経費がございまして、大体合わせますと三百億ぐら

い、この金が私は十分であるというふうに申し上げておるわけございませんが、こういった経費でもつて一生懸命に児童教育について今やつておりますという御報告をまずいたしておきます。

○高木健太郎君 それじゃ、私が持つておる

は、これは政令都市であるから出ないということ

でしょうか。どういうことでしょう。

○政府委員(古村豊一君) 政令都市であつても出

ることは出るはずでございまして、経常費補助は

都道府県の補助になりますから、都道府県に対し

ての補助金である、都道府県が補助する場合には

国が補助します、こういふことですから、そ

れぞれ抜けているんだろかといふふうに思つます。

○高木健太郎君 ここのこところがよくわかりませ

んで、また後でよく私の方も調べまして、どう

してこれが抜けているのかと/orを、もちろ

ん自治体からはかなりの補助が出てるんですけど

が、國から出たものを市に回して、そこから出

いるということではないんですね、これは

幼稚園に対する補助金でござります。

○政府委員(古村豊一君) 施設設備の補助でありますと直接國から学校法人に向けて出ます。それ

から、先ほど申し上げましたように、経常費補助

の補助金は都道府県に行きまして、都道府県がそ

れの上に継ぎ足しをしましてそれを学校法人に、

私学に持つていい、こういうシステムになりま

す。それから、就園奨励費の場合も同じように市

町村に就園奨励費の金が文部省から行きます、一

人当たり幾らという形で。それに市町村は継ぎ足

しをしまして、そして幼稚園に行くと、いふことで

から、幼稚園側から見ると市からお金が来て

るということになるわけですが、その財源のある

部分は國が負担をしているということになります。

○高木健太郎君 そうすると、それはわかるんで

すが、保育園の方は非常にたくさんの国費が来て

いる。これは恐らく厚生省から来てますから割

と多いんでしようが、それは実はたくさんあってせつかく文部省お出しになつてもこういうものに何にも載つておらぬのです。それは市費としうな素人はそう思ひうわけです。これはぜひこううところもはつきりさせていただきたいし、それから市が出しているといましても、例えば市立の幼稚園とそれから私立の幼稚園とを比べましても、市費といいましても市立の幼稚園には物すごく多いわけですね。例えばさつき川崎で言いましてたけれども、川崎の六十三年度の市費としての補助は公費負担額として九万六千五百九十九円。ところが私立の方には六百四十六円しか来ていません。これはどういうわけでしょう。

○政府委員(古村豊一君) 確かにおっしゃいます

ように、いわゆる公立の幼稚園というものは全部市

が経営するわけですが、それはその市

が全部金を持たなきやいかぬわけですね。ですか

らそれは多くなる。私立の場合には、原則的には

学校法人が経営をするということです。ざいますか

ら、学校法人がその金を出すという、それは授業

料収入であれ入学金収入であれいろいろな収入

をサイドに置きながら、そういうものを本体に置

きます。それに市としては補助をしますといふこ

とですから、その格差は当然大きくなつてくる

んじゃないかというふうに思います。

○高木健太郎君 何回も言うようですが、それ

にしても少ないといふのはちよと考え方られない

六百何十円といふのはちよと見えられないので、京都の市立の、公立のやつは五万四千幾ら

とすると、今度は私立のは千四百円ですね。おか

いじやないかなというふうな印象を受けちゃつ

た。ところが今お聞きすると、三百億も出してい

ますよということですか、それは結構ですか

ども、しかしそれはやっぱり怠じやないかなと

いう、結論的にはそう思うのです。

そこで、時間もなくなりましたから、文部大臣

から幼稚園教育につきまして将来どういうふうにし

たらいいか。もちろん臨教審の方でもお考えでし

ます。いろいろの審査会でもお考えでしようけれ

ども、何だか大学とかそういうものに比べて幼稚

園の場合は、やっぽり弱いですかね。自分自身は

主張できないわけなんですね。そういう意味では

非常に弱い立場にあるから、これは百年の計とし

て文部大臣にぜひひとつ認識をしておいていただきたい。これについての大臣のひとつ御所感をお伺いしたい、こう思います。

○国務大臣(中島源太郎君) 高木先生からの幼稚

教育の重要性というものを伺つておりますが、私は

もうそう思います。中学、高校になってからいろいろな問題が起きますが、それを目前のこととして

対策をとるのも大切であるけれども、その幼稚園期

の影響が出てきてることも多いのではないかと

いうお話をございました。実はこの間の百四十億

の脳細胞のお話とか、縦線横線だけしか見せない

で育てる猫のお話ですか、あれは私も伺いました

て、うちへ帰りました、うちの女房に、やっぽり

幼児教育といふのは大変だといふお話をきょう聞

いたという話をいたしたところでございます。

そういう面では、家庭の重要性ももちろん大事

でありますし、文部省としては三歳児、四歳児、

五歳児から始まるわけだと思いますが、これは金

目で申し上げることばかりではないと思ひますけ

れども、今申しましたように、経常費補助あるいは施設整備の補助あるいは市町村が行います就園

奨励事業に対しまず補助これを含めて今やつて

おりますが、三百億といふことではまだまだ道遠

いという感じがいたしますので、今後とも幼児教

育の重要性にかんがみまして、その面でも六十四

年度概算要求はしておりますけれども、これから

さらに努力をいたしまりたいとつくづく感じますよということですか、それは結構ですか

ども、しかしそれはやっぱり怠じやないかなと

いう、結論的にはそう思うのです。

そこで、時間もなくなりましたから、文部大臣

から幼稚園教育につきまして将来どういうふうにし

たらいいか。もちろん臨教審の方でもお考えでし

ます。いろいろの審査会でもお考えでしようけれ

ども、何だか大学とかそういうものに比べて幼稚

園の場合は、やっぽり弱いですかね。自分自身は

主張できないわけなんですね。そういう意味では

非常に弱い立場にあるから、これは百年の計とし

て文部大臣にぜひひとつ認識をしておいていただ

きたい。これについての大臣のひとつ御所感をお

伺いしたい、こう思います。

○国務大臣(中島源太郎君) あなたの顔を見ておるといろいろ言いたいことが

あるから、じゃ、あつちの内閣委員会が終わつた

ら早く帰ってきてください。

法案に即して質問します。

前回も免許なし非常勤講師の問題について質

問をいたしまして、この新しい制度によります

と、自衛隊員が教科の一部を担当する道が法律の

仕組みとしてあり得るんだといふことを答弁の中

で言われているわけであります。その前に聞き

ますが、この免許なし非常勤講師、クラブ活動

及び教科の一部を担当するというのですが、教科

の一部、具体的には何を指しますか。何が想定さ

れますか。

○政府委員(倉地克次君) 私ども「教科の領域の

一部に係る事項」として想定しておりますのは、

家庭科については例えば調理でございますとか、

社会科では郷土史でございますとか、英語では英

会話がございますし、音楽では器楽実技指導とい

つたようなものが考えられるだろうと思います。

それから、この条文はちょっと読みにくいけ

どござりますけれども、「教科に関する事項で文部

省令で定めるもの」というのがございまして、こ

れは広い意味の教科でございまして、教育課程と

いうふうにお考えいただいてよろしくうござい

ますけれども、これにつきましては、特活の中の

クラブ活動なんかを予定しておる次第でございま

す。

○佐藤昭夫君 この法案は文部省提出法案とい

うよりも内閣として出した法案でしよう。だから、

当然防衛庁も含む内閣、そこでこの法律によつて

今私が質問している事項がどうなるかということ

を子細に検討もしておらぬという。法案出して何

いっただつておるんですか、春から出してくれる

日たつておるんですか、春から出してくれる

いですか、この法案は、全く怠慢ですよ。

しかも言つなら、次行きましょう。自衛隊法六

十条の第一項「法令に別段の定がある場合を除

き、その勤務時間及び勤務上の注意力のすべてを

その職務遂行」に用いる。こうなりますと、さ

つきもあるた、できるだけ早く本務に戻るよう

に職務に従事できる態勢をとらぬといふと言いま

したけれども、学校の授業というものは、授業をす

る前にいろいろ準備が必要んですよ。それから、

授業が終わった後に生徒がいろいろな質問に來

ればならない」という定めをしておりますけれども、自衛隊員でこの免許なし非常勤講師としての仕事についた人はこの五十四条は適用免除されんですか。

○説明員(三井康有君) 私どもは、本件につきま

していまだ文部省あるいは都道府県の教育委員会

から御相談とか御調整をいたいでございませんので、具体的な問題としての検討は一

切行つておりません。

したがいまして、純粹に条文解釈の問題として

お答えさせていただきますが、この第五十四条の

趣旨といいますのは、防衛といふことの任務の特

性上、隊員はその職務に従事していない場合、つ

まり勤務時間の外におきまして、もつと具体的に

申しますと、平日の夕方から翌朝まで、あるいは

日曜、祭日ですか、あるいは休暇をとっている

日々といったようなときにおきましても、もし必要

が生じますれば努めて早く職務に従事できるよう

な態勢をとつておらなくちゃいけない。したがい

まして、そいつた勤務時間外におきましても連

絡態勢をはつきりさせる、居場所を明確にする

といったようなことを求めているわけでございま

す。

○政府委員(倉地克次君) これが生じますれば努めて早く職務に従事できるよう

な態勢をとつておらなくちゃいけない。したがい

まして、そいつた勤務時間外におきましても連

絡態勢をはつきりさせる、居場所を明確にする

といったようなことを求めているわけでございま

す。

○佐藤昭夫君 この法案は文部省提出法案とい

うよりも内閣として出した法案でしよう。だから、

当然防衛庁も含む内閣、そこでこの法律によつて

今私が質問している事項がどうなるかということ

を子細に検討もしておらぬという。法案出して何

いっただつておるんですか、春から出してくれる

日たつておるんですか、春から出してくれる

いですか、この法案は、全く怠慢ですよ。

しかも言つなら、次行きましょう。自衛隊法六

十条の第一項「法令に別段の定がある場合を除

き、その勤務時間及び勤務上の注意力のすべてを

その職務遂行」に用いる。こうなりますと、さ

つきもあるた、できるだけ早く本務に戻るよう

に職務に従事できる態勢をとらぬといふと言いま

したけれども、学校の授業というものは、授業をす

る前にいろいろ準備が必要んですよ。それから、

授業が終わった後に生徒がいろいろな質問に来

る

る、それに対し答えるとか、こういう事前事後指導のための時間をとる。あるいは、当然新しい勤務場所に勤めるわけだから、そのための通勤の時間がかかる。こういう時間というのは、その六十条一項で言う職務専念義務は免除されるんですか。

○説明員(三井康有君) お答え申し上げます。

まず、その勤務態勢を維持するための五十四条の規定でござりますが、これは具体的に何時間たてば、あるいは何分たてば職務に戻ることを要求しているかといったようなことは一概には申し上げることができないわけでございまして、例えれば海外に旅行しているような隊員もあるわけでございまして、そういう隊員につきましては当然日にち単位で帰つてくるといふことにならうかと思うわけでございます。

他方、今、後半にお尋ねがございました職務専念義務でござりますけれども、これは自衛隊員に限らず公務員といらものはすべて負つておるわけでございますが、この職務専念義務につきましては、もとより条文上に明記されておりますように、法令に別段の定めがある場合にはこれは当然に解除されおるわけでございまして、その解除も、もとより休暇といたことを正規の手続を経て、防衛庁長官等の承認を得て兼業・兼職に従事するといった場合には職務専念義務から解除されるというところでござります。

○佐藤昭夫君 そういう一般論を聞いているんじやなくて、繰り返し言葉ようですが、内閣として法案を出したんだから、この法律に基づいて非常勤講師として学校に行く、そういう場合に事前事後の指導もあるでしよう。それなくしては、非常勤講師とはいえた教育の務めは務まらないわけですから、そういうものは六十条で言う職務専念義務から外れるのか、外してもらえるのか、そこをイエス、ノーで答えてください。

○説明員(三井康有君) その事前の準備等といふものが必ず防衛庁職員としての勤務時間中に行われなければならないものというふうには考えておりませんので、それは十分に両立し得ることではあります。しかし、個々のケースによっては労働組合に入らぬか、このように考えております。

○佐藤昭夫君 あいまいな答弁で納得できませんよ。

次に、自衛隊法六十四条の一項、これは組合加入の禁止を定めておるんです。世界にも例がない、我が国は自衛隊員、警察職員、消防、こういう者の組合加入を一切禁止している。こうなりますと、学校の授業をやる者の中で特定の人たちだけは組合に入つたらいかぬということが、学校といたいところは教師がお互いに腹感なく話し合つて、いかにして子供に役に立つ教育をやるかという職場でしょう。これが特定の者だけ組合に入つたらいかぬ、のけ者だということになる。この点、文部大臣どう思いますか。

○國務大臣(中島源太郎君) 政府委員からまず答えさせます。

○政府委員(倉地克次君) 非常勤講師の制度でござりますけれども、これは社会的経験を有しておるわけでござりますが、この職務専念義務につきましては、いかにして子供に役に立つ教育をやるかという最も代表的、典型的な例といいますのは休暇といたことなのでござりますけれども、それ以外にも同じ自衛隊法の中に明記されておりますように、兼業あるいは兼職といったことを正規の手続を経て、防衛庁長官等の承認を得て兼業・兼職に従事するといった場合には職務専念義務から解除されるというところでござります。

○佐藤昭夫君 そういう一般論を聞いているんじやなくて、繰り返し言葉ようですが、内閣として法案を出したんだから、この法律に基づいて非常勤講師として学校に行く、そういう場合に事前事後の指導もあるでしよう。それなくしては、非常勤講師とはいえた教育の務めは務まらないわけですから、そういうものは六十条で言う職務専念義務から外れるのか、外してもらえるのか、そこをイエス、ノーで答えてください。

個々の者はいえ、柔道、剣道は自衛隊の人なん

かは割合得意な人がいますね。だから、そういう人が入つてくるというのはあり得ることなんだ。教育委員会、任命権者が任命したらできるんです。しかし、個々のケースによっては労働組合に入つてもいいということですか、自衛隊員、警察の方に言つたのはケースによつては労働組合に入つてもいいということですか。

○佐藤昭夫君 問題であるから入つたらいかぬのですよ。あいまいにするな、問題を。

○政府委員(倉地克次君) この非常勤講師の規定によって非常勤講師として任用するかどうかは、その方がこの規定の趣旨に合つた方がどうかという個々の判断に従うものだというふうに考へるも

ざりますけれども、これは社会的経験を有しておるわけでござりますが、この職務専念義務につきましては、いかにして子供に役に立つ教育をやるかといつて、特定の分野につき専門的知識、技能を有する方をできるだけ活用しようということで設けられれている規定でござります。そういうことでござりますので、一定の職業についてどうこう申し上げるよりも、その個々の方がこの制度に適しているかどうかという観點から考えるべきものだといふふうに考える次第でござります。そういうことでござりますので、特に必要があると認めるときは、そういうふうに考へる次第でござりますけれども、その場合におきましても授与権者の許可を得てそういうことをするということになつて、慎重な手続をとつてやつておるわけでござりますから、一概に一律にどうこうということはならないのではないか、そういうふうに考へる次第でござります。

○佐藤昭夫君 意見を述べることはできるかもしかどうかといふのは自衛隊の方の御判断でござりますけれども、仮に先生がおつしやつたように、非常勤講師となつた方について、学校の方でいろいろ御要望があればそれを申し上げることは別に非難せんか、大臣。

○政府委員(倉地克次君) 自衛隊の服を着られる

かと思つてごまかしてもだめだ。第六条の第二項には「營舍内又は船舶内」、宿舎とか何とかいうことは書いてあるけれども、自衛隊と違うところへ働いておるときには着ぬでもいいとかそんなことは書いてないよ。確かに官房長または隊長が許可をした場合には制服を着なくていいというのが第六項に入つてゐる。しかし学校長が学校といふ場には自衛隊の制服を着てのこのこ來てもらつたらふさわしくないということを言う権限がないんですよ。私はこれは教育上大問題だと思います。そう思ひませんか、大臣。

四番目。自衛隊の服装規則というものがあります。この第六条で服装の着用を除外する場合について六つほど定めていますね。その場合に、兼職の職務を行う場合というのは制服を着なくていいという特例として入つていいんですよ。そうすると、どうですか、これは、学校の非常勤講師で行くときには制服を着てのここ行くんです。

○説明員(三井康有君) 自衛官に対しましては、自衛隊法の第五十八条によりまして、「長官の定めあるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない」という規定がござります。

これを受けまして、自衛官の服装規則と申しま

す。これは防衛庁の訓令でござりますが、これの中で長官が具体的に着用の場面等について細部定めておるわけでござりますが、確かにその第六条といふのは書いてあるけれども、その方に言つたのはケースによつては労働組合に入つてもいいということです。かわりと申しますか、自衛官が勤務することなく自衛隊の施設外にある場合は制服を着用しないことができるというふうに明記されておりまして、現にこういった場合はほとんどの制服を着用しないでおるというのが実情でもあるわけでござります。

○佐藤昭夫君 そんなことは書いてないよ。素人だと思ってございませんが、第六条の第二項には「營舍内又は船舶内」、宿舎とか何とかいうことは書いてあるけれども、自衛隊と違うところへ働いておるときには着ぬでもいいとかそんなことは書いてないよ。確かに官房長または隊長が許可をした場合には制服を着なくていいというのが第六項に入つてゐる。しかし学校長が学校といふ場には自衛隊の制服を着てのここ来てもらつたらふさわしくないということを言う権限がないんですよ。私はこれは教育上大問題だと思います。そう思ひませんか、大臣。

○佐藤昭夫君 意見を述べることはできるかもしかどうかといふのは自衛隊の方の御判断でござりますけれども、仮に先生がおつしやつたように、非常勤講師となつた方について、学校の方でいろいろ御要望があればそれを申し上げることは別に非難せんか、大臣。

○政府委員(倉地克次君) 先ほど申し上げましたように、それは自衛隊の方の御判断でござります

けれども、学校側がいろいろ御意見があれば幾らでも申し上げることは可能だと思います。

○佐藤昭夫君 だから、権限は自衛隊側にあるんですよ、最終的な判断権は。

大臣、いろいろ例を申し上げてきました。学校の教科の一部を担当するということで自衛隊の職員、警察の職員、この警察の中には公安を任務とする、いわばスパイ活動を任務とする、そういう職員も含む警察ですから、こういう人たちが学校なんかへ入ってくるという、こういうことは、教育基本法の理念に照らして反することだと私は思うんですが、どうでしょうか。

○國務大臣(中島源太郎君) 私どもは受け入れる方でございますので、したがって、佐藤委員は限定しておっしゃるわけではありませんが、私どもは幅広い分野から教育の社会にいろいろな方を受け入れたい、こうしたことありますと、今申し上げているのは、特定分野で社会的な経験を有する方がその教育の分野を定めて、しかも授与権者が許可をいたしまして、そして教室に迎え入れよう、それは今までの、免許状を持つていない方でも、そういう社会の職業についたままで、そういう方をその教育の分野から経験も技術も教員として教室に受け入れよう、こうしたことございまして、それをお願いをしておるので、やみくもにというわけではございません。したがって、先生が特定分野の、特定の服装の者をおっしゃられても……。

○佐藤昭夫君 いや、しかし、そこが問題だから場もございません。

○佐藤昭夫君 提案者の責任者は文部大臣ですよ。内閣を代表して提案しているんだ。それが何

だ、そのことについてお答えする知識も能力もない、そんなことでは困りますよ。そんな提案者はい、ほしいというふうに言いたくなるんですね、そこまで言わねにしても。

自衛隊については合意論、違憲論があると

いうことは御存じですね、大臣。これは政治家に聞いた方がいい、政治家。

○政府委員(倉地克次君) 私どもは……

○佐藤昭夫君 黙れ。黙れ。文部大臣指名したんだ。

○國務大臣(中島源太郎君) 後段の御質問に対しては、違憲論、合意論両方あることは存じております。

それから、せっかくですから先ほどの件は、例えば服装について申し上げたのが申し上げる知識も立場にもないと申し上げたのが申し上げる知能も立場にもないと申します。

私は、具体的な問題につきましては、例えは服装については防衛府なら防衛府の方にお決めになる定めがあるはずでありますし、ただ私どもは、そういう社会的な経験のある方々を幅広く受け入れよう

ということを御提案をいたしておるわけございまして、それにはそういう社会的な経験、それから分野で秀でたものを持っておられる方を特定の分野に限つてということと、それから授与権者の許可を必要としてという、こういう幾つかのハードルがございますから、そういう方々の知識がそ

こに入つてくるわけありますから、私が個別で決めてしまうというのは、これは問題でございまして、私が今どういう時点で、こういう方をこの学校に入れるについて私が決めてしまふというふうな知識と立場にはない、こう申し上げたわけです。

○佐藤昭夫君 そういう一般論でごまかしたらいいかぬと思うんですよ。

とにかく特定の技術や能力に秀でた人を幅広く受け入れようという趣旨だと。だってまさか泥棒

の技術に秀でた人を、これも幅広く受け入れよう

といふような、そういうことにはならぬでしょ

う。どこかで線があるんでしょ、教育の場にふさわしい人という。この点で、自衛隊をめぐって

は違憲論もある。こういう状況のもとでこういうことがどんどん起こつたら、これはこの教育

基本法が侵されるおそれがあるんじゃないですか。

○政府委員(倉地克次君) 憲法は国的基本にかかるものでござりますので、これは高校教育を担

うことを言つているんです。

そこで、これから議論しておるわけにもいかぬから聞きますが、決めるのは教育委員会ですね。そういう法律の仕組みになつていますが、文部省としては自衛隊員や警察職員がどんどん授業を担当するという方向に進んでくることを好ましいと思いますが、好ましくないと思いますか。

○政府委員(倉地克次君) まだ現段階では自衛隊員の方々がどんどん来るということを予想して御提案しているわけではございませんから、そのことについて特段の判断をしていくわけではございません。ただ、この規定の趣旨はあくまで、「教授又は実習について特に必要がある」と認めるとき」にその適任の方をお迎えするということです。

○佐藤昭夫君 現在の段階では予測つかぬといつたって、そういう人たちが入つてくるということが法律の仕組み上あるわけでしょう。そこで、実際に任命するのは教育委員会だけども、そういうことがどんどんとあえる、そういう人たちがあえるということを、せめて私は余り好ましいことじやないと思いますという答弁があつてしかるべきだと思ふんですが、そういう答弁できないですか。

○政府委員(倉地克次君) 先生は余り好ましくないとおっしゃいますけれども、特段それの根拠となるようなことも見出せないわけでござりますので、特段のことをお答えするわけにはまいらないんじゃないかというふうに考える次第でございま

す。

○佐藤昭夫君 現在の段階では予測つかぬといつたって、そういう人たちが入つてくるということが法律の仕組み上あるわけでしょう。そこで、実際に任命するのは教育委員会だけども、そういうことがどんどんとあえる、そういう人たちがあえるということを、せめて私は余り好ましいことじやないと思いますという答弁があつてしかるべきだと思ふんですが、そういう答弁できないですか。

○政府委員(倉地克次君) 大学みたいなあいひどい大学あるんですけど、うふうに考へると、そういうことでも、そういうことが起るかわからぬ。その教育法規の中で、教育基本法はまさに

教育の基本を定めておる、事教育に対してはまさに大学みたいなあいひどい大学あるんですけど、うふうに考へると、そういうことでも、そういうことが起るかわからぬ。その教育法規の中で、教育基本法はまさに

当する方につきましては、やはり一般的かつ基礎的な教養として履修していくのが適当だといふふうに考へる次第でございます。そういう観点から、今回の改正案では、一般教育科目について必修ということで義務づけようということで御提案してある次第でござります。

○佐藤昭夫君 もうあなたは局長失格だ。

○政府委員(倉地克次君) うものを履修すべきかということはいろいろあるかと思ひますけれども、これについてはいろいろの御審議を通じてたくさん御要望をお聞きしているところでござりますけれども、やはり大学における教員養成という観点から見ますと、どうしても具体的科目の設置の問題につきましては大学当局が御判断いただくのが一番適切ではないかといふふうに考へる次第でござります。

○佐藤昭夫君 その教育法規の中で、教育基本法はぜひ重視すべきだということを文部省として指導すべきや否やということについて、検討する

意思ないですか。

○政府委員(倉地克次君) 重ねてのお尋ね大変恐

縮でございますけれども、やっぱり教育法規の一環としての話になるかと思いますので、そうした観点から大学御当局いろいろ御検討いただくのが適切ではないかというふうに考える次第でござります。

○佐藤昭夫君 まさに文部省の教育基本法輕視の思想のあらわれだと思うんですよ。

念のため、文部大臣としてはどう思われますか。今は必修科目に指定しておらない、しかし必修科目に指定すべきでないかどうかということを検討の俎上に上せるという気持ちないですか。

○国務大臣(中島源太郎君) 二つ御答弁申し上げます。

一つは、私ども文教行政にあります者は、教育基本法の精神を遵守してまいりておるつもりでございます。

二番目は、今の点でございますが、教育基本法は、日本国憲法、その憲法に示された理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである、こういうことでございます。その受け取り方でございますが、まず憲法がある。そして、それを受けたものでございますから、教育法規の一つとして学校の自主的な判断に任せることでございませんが、この政府委員の答弁で正しいのではないかと私も考えております。

○佐藤昭夫君 教育法規の中で、ぜひ教育基本法が教えられることが望ましいということは言えませんか、大臣。

○政府委員(倉地克次君) 大変恐縮でございますけれども、教育基本法は大変重要な法律だということは十分私どもも認識しておるわけでございますけれども、やはり個別の科目をどうこうということになりますと教育法規との関連が非常に重要なことになりますと教育法規との関連が非常に重要なことになるわけでございます。私どももいたしましては、教育法規ということを履修するのであれば当然教育基本法も履修されていくといふには考えている次第でございます。

○佐藤昭夫君 臨教審でさえ教育基本法というの大事だということを言って、それは確かに大学

特別免許状制度について聞きます。この特別免許状、教科の一部について発行するというんでありますけれども、想定をされる教科目、逆に与えてはならない教科目、具体例を言ってください。

○政府委員(倉地克次君) 特別免許状の与えられる教科でございますけれども、これは四条の六項に規定されている次第でございます。小学校につきましては音楽と図工と家庭と体育でございますし、中学校でございますと、これは全教科といふことになる次第でございます。それから高等学校につきましては全教科と、それから教科の領域の一部に係る事項についての免許状がございますので、それに相当するものについても与えることができるということになる次第でございます。

○佐藤昭夫君 そのあなたの言うた教科の一部についてどういうそことなんですか。教科の一部については柔道、剣道、インテリア、デザイン、建築、計算実務などです。教科の一部についても免許法で定める「教科の領域の一部に係る事項」と申しますのは、現行法では柔道、剣道、インテリア、デザイン、建築で、与えてはならない教科の一部、何ですか。

○佐藤昭夫君 そのあなたの言うた教科の一部についてもたたくさんあるわけでございましたが、たしかに、これは法律の五条の三項の推薦の要件として掲げられているものでございます。こうした立法例はほかにもたくさんあるわけでございまして、社会的信望、必要な熟練、識見という文言が各法律に出てくるわけでございます。いずれの法律におきましても、この文言をさらに細かい基準に分けているという例はないわけでございまして、私はもとの文言どおり受け取るべきものと、いうふうに考えております。

○佐藤昭夫君 だから、それが横着だと言つんだけよ、それが、そんなことを言うたら社会的信望とは何か、熟練とは何か、識見とは何か、任命権者が恣意的な解釈をしてどんどん特別免許状の発行をし出したらどういうことになるの。

では逆に聞きましょう。社会的信望というのにお金持ちを含むのか。それから教育愛、教育に対する熱意、かつて勤務評定のときに京都の嵯峨知事が言ったたんだ。教育愛という項目があつたんですね。教育愛とは抱きつく力だ、こう言った。教育に対する熱情とは抱きつく力。識見とは何か、例えば本をたくさん持つておるということが、イニス・ノーで答えてください。

○政府委員(倉地克次君) この社会的信望、それから熱意、識見というのは売春防止法以下幾つかの法律にも載っているわけございまして、その点で、これについてはよろしいという場合には、

もう一つ聞きましょう。この社会的信望、それからいろいろな特別免許状を出すあれについて、ちゃんとしておくというのが本来の法律なんですよ。欠陥法なんですよ、この法律は、この点からいつても。

もう一つ聞きましょう。この社会的信望、それからいろいろな特別免許状を出すあれについて、本当に恣意的な解釈でとんでもないことが、とんでもない者に特別免許状が発行されかねない。物差しがないんです、物差しが、物差しを示さずしてこんな法律を出してきたということは、この点でも私は欠陥法、この法律は撤回すべきです。といふことを強く言っておきたいと思います。

そこで、こういうわざわざ特別免許状というものが片方でつくるわけですけれども、片一方で膨大な臨時教員がおるんでしょう。教員の免許状も取った、それから採用試験も受けたけれども定員の枠の関係で本採用ができないので、常勤的非常勤講師ということで長年本採用になれないまま悲哀をかこつておる諸君がいるわけです。今回、特別免許状という、こういう制度を出すんですけども、その後あなたが言つたように、小学校だったら音楽とか図工とか体育とか何かこう言つたね。それから中学校に至つては大体全教科が該当するわけでしょう。そうしたらこの臨時教員を優先採用するという指導を、と言うのは、任命するには教育委員会だから、各県教育委員会に指導する意思はありますか。

○政府委員(倉地克次君) 採用試験を受けられまして採用候補者名簿に登載された方々の実態を若干御説明させていただいた方がよろしいかと思うわけでござりますけれども、六十二年でございまして、候補者名簿に登載されている次第でござります。それで、六十三年五月一日現在でこのうち約二万八千四百余名が採用されたわけでございまして、約三千人の方々はまだ名簿に残っているわけでござりますけれども、これはやはり毎年相当数の辞退者があるということや、退職者の見込みで、これについてはよろしいという場合には、

上回った名簿を登載しているわけでございます。

ただ、実際問題としては、大体この名簿に載つた方につきましては、多くの県では当該年度中に正式採用になつてゐるというのが実態でござります。

○佐藤昭夫君 いやいや、そんな甘い状態じやないんです。全国でそうやって待ちぼうけされておる諸君がたくさんいるんだから。だから組織をつくつてどんどん各県で運動をやつておることは耳に入つておるでしょ。私が聞いているのは、そういう人たちを優先採用すべく各都道府県教育委員会を文部省として指導する気はありますかと、これを聞いています。

○政府委員(倉地克次君) その優先採用というのがちょっと私理解できないわけでございますけれども、特別免許状においてそういうことを、採用試験でござりますから、残つた方々を次の試験の場合に優先的に採用するということは、やはり試験制度の趣旨から若干問題があるのではないかと考える次第でございます。

○佐藤昭夫君 あんた、臨時教員というのを余りよく知らぬのだね。臨時教員というのは採用試験受かっているんだよ。しかしながら定員の枠の関係で本採用ができないという諸君なんだ。だからそういう諸君だから、片一方で特別免許状なんという制度をつくるんだつたら、その中で臨時教員の諸君をせめて優先採用するという、こういう方向とつたらどうだと、こう言つた。

○政府委員(倉地克次君) 私ども候補者名簿に載つた方につきましてはできるだけ採用するよううにという御指導はしている次第でございます。ただ、先生のおっしゃつておられる臨時的任用の先生の方の話ですと、これは採用候補者名簿に載つていい方々の臨時的任用の問題ではないかと、いうふうに私は考える次第でございます。

○佐藤昭夫君 私はそういう名簿に載つておる人をお聞きなさいよ。

もう時間がないから、次、官房長戻つてきたか

らあなたに言わなくちゃいけない。あの高石問題です。本来は理事会一致の確認で高石氏を当委員会に早く出席をさせて眞実を明らかにするといふふうに入つておるでしょ。私が聞いているのは、そういう人たちを優先採用すべく各都道府県教育委員会に早く出席をさせて眞実を明らかにするといふふうに入つておるでしょ。私が聞いているのは、そういう人たちを優先採用すべく各都道府県教育委員会を文部省として指導する気はありますかと、これを聞いています。

○政府委員(倉地克次君) その優先採用というのがちょっと私理解できないわけでございますけれども、欠陥診断書といふことで、やつと毎日理事会で委員長がわざわざ電話で尋ねたところによると、一ヵ月の静養をするという口頭補足があつた。こつちから尋ねてみて初めてですよ。といふことで、高石氏というのは、文部大臣が今度の日曜日会いたいと言つたつてけつちん食らはすよも、事この段階では参考人として出てこいというようななまぬるいような態度だから、のさばり返つた。こつちから尋ねてみて初めてですよ。といふことで、高石氏は本当にけしからぬ男ですけれども、事この段階では参考人として出てこいといふことだ。

○佐藤昭夫君 あんた、臨時教員というのを余りよく知らぬのだね。臨時教員というのは採用試験受かっているんだよ。しかしながら定員の枠の関係で本採用ができないという諸君なんだ。だからそういう諸君だから、片一方で特別免許状なんという制度をつくるんだつたら、その中で臨時教員の諸君をせめて優先採用するという、こういう方向とつたらどうだと、こう言つた。

○政府委員(倉地克次君) 私ども候補者名簿に載つた方につきましてはできるだけ採用するよううにという御指導はしている次第でございます。ただ、先生のおっしゃつておられる臨時的任用の先生の方の話ですと、これは採用候補者名簿に載つていい方々の臨時的任用の問題ではないかと、いうふうに私は考える次第でございます。

○佐藤昭夫君 私はそういう名簿に載つておる人をお聞きなさいよ。

う。とにかく三割増しにしたわけだ、定年前退職だから。それで明らかに三月の段階で福岡では出

馬をおわす記者会見やつておる。そして四月では議運で問題になつたでしょ。在職中のくせに事前運動みたいなことやつておつて何だと。おまえといふようなことで議運で問題になつたんですよ。ということから、本当を言えど総務庁の通達に照らしても三割の割り増し退職金なんというものは出すべきじゃない。それを出しておる、三割といふとこの六千五百万の三割といったら千五百円です。

○委員長(杉山令肇君) 佐藤君、時間ですから簡潔に願います。

○佐藤昭夫君 ということで以上申し上げて答えてしまさい。

○政府委員(加戸守行君) まず五十項目の質問書でございますが、これは文部省として実情を把握したいという観点で文部省対高石前次官の間におかげで公表を前提としないで質問申し上げた事柄でございますのでお許しをいただいたということがあります。

それから高石前次官の退職金に関する事柄でございますけれども、先ほど参議院の内閣委員会でも同じような質問ございまして答弁申し上げました。それで公表を前提としないで質問申し上げた事柄でございますのでお許しをいただいたということがあります。

○佐藤昭夫君 それでは、最初に中島文部大臣にお伺いしたいというふうに思います。

〔委員長退席、理事林寛子君着席〕

○勝木健司君 初任者研修はもう既に導入が決まつておるわけで、従来から各省とも事務次官等の退職手当について金額を公表いたしておりませんのでお許しいただきたいたいと思います。それから、この事柄につきましては、国家公務員の退職手当法の規定により正規に計算されたものでございます。

なお、政治的な立候補との関係の問題でございまして、國家公務員の退職手当法の規定により正規に計算されたものでございます。

ますが、高石前次官は六十一年に就任いたしまして二年を経過したわけでございまして、従来から文部省の事務次官は一年ないし二年で定年以前に御勇退をいただいて後進に道を譲るという慣例がございます。そういう意味でいわゆる人事の刷新あるいは後進に道を譲るという視点から行われ、それが事実と違うなら違

す。

○佐藤昭夫君 大臣。

○國務大臣(中島源太郎君) 私に対する御質問は五十項目のものはなぜ表に出せなかつたかということがあります。これも官房長からお答えをいたしましたけれども、私はもう一つちょっと理由があります。これも官房長からお答えをいたしましたから、重要な点とで、ようやく本日着いた。着いたのを見ると、書には何日間の静養を要するかといふことも書いてないような、ちょっと通常の診断書としては通らぬような、そういう私、欠陥欠陥と言いますけれども、欠陥診断書といふことで、やつと毎日理事会で委員長がわざわざ電話で尋ねたところによると、一ヵ月の静養をするという口頭補足がある。こつちから尋ねてみて初めてですよ。といふことで、高石氏は本当にけしからぬ男ですけれども、事この段階では参考人として出てこいといふことだ。

○佐藤昭夫君 あんた、臨時教員というのを余りよく知らぬのだね。臨時教員というのは採用試験受かっているんだよ。しかしながら定員の枠の関係で本採用ができないという諸君なんだ。だからそういう諸君だから、片一方で特別免許状なんという制度をつくるんだつたら、その中で臨時教員の諸君をせめて大臣がワープロ打つたといふあの五十項目のこの質問項目だけでもどういうことを質問しているのかといふことを資料で出してくれ言つたらこれ出さないといふんです。私は本当にけしからぬといふことで、なぜそうするのか、これは大臣にお尋ねします。

それから官房長に聞きます。高石氏の退職金問題ですよ。新聞にも朝日新聞に出ました。プライバシーだとか称して依然として数字を明らかにしないで、国家百年の計と子供たちのよりよき将来を願う観点から、教育改革に本腰を入れて取り組んで、いわゆる教員の資質向上に関する二つの大改革が日の目を見ようとしておるわけであります。が、私どもは教育のかなめは教師にありといふことで、国家百年の計と子供たちのよりよき将来を願う観点から、教育改革に本腰を入れて取り組んで、いわゆる教員の資質向上に関する二つの大改革が日の目を見ようとしておるわけであります。しかし今国会では今問題となつておりますリクルート問題におきまして、文部省とリクルートとのかかわりが取りざたされたります。一日も早くさまざまな疑念というものが解消してもらつて教育改革の推進に全省挙げ

げて取り組んでいただきたいところでありますけれども、けさほどの理事懇で大臣発言メモをいたしておりますが、改めて中島文部大臣からこの問題に対する御見解と御決意のほどをお伺いしたいというふうに思います。

○國務大臣(中島源太郎君) 勝木委員おっしゃいますように、高石前文部事務次官の問題から派生をいたしておりますが、その後一連の事態がふくそういたしまして、複合して文部省に対します信頼が著しく損なわれておる状態であるというふうに認識をいたします。

高石氏のことを含めまして、また文部省とリクルートと今おっしゃったように思いますが、確かにそういう感覚でとらえられているとするならば、これはもういち早く私どもはそれを精査し、そして今後再びこのような疑念を持たれることがないように払拭していかなければならぬといふことから出直しまして、特に教育改革を進める上におきましては、多くの国民の方々の御理解、または現場の教員の方々の御理解、そういうものを含めてまいりませんと、とても教育改革は進められるものではない、そういう状態の中ではございませんので、私が考えまして今とり得る方法といふ三つあると。

その一つは、まず責任者たる私自身がみずから自戒をいたさなければならない。同時に、全職員に綱紀の肅正を求めるには幹部職員がまず改めなければならないということで、とり得る方法としては、私から事務次官、官房長に対して厳重注意を申し渡した。同時に、それで終わるのかということではいけませんので、今後服務規律に照らしまして、再び過ちがないようになりますたまに、服務調査指導委員会といふものをみずから省内に設け、これからの事態に再び誤りないようになります。そこで、それと並んで信頼が一丸となつて信頼の取り戻し、回復に全力を傾けようということを誓い合つたところでございます。

○勝木健司君 この問題につきましては、朝の理

事務でも、この法案の中でやるといふことも大事でありますけれども、切り離して引き続き文教委員で問題として取り上げていこうということをだいておりますが、改めて中島文部大臣からこの問題に対する御見解と御決意のほどをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(中島源太郎君) まず、文部省の予算等々についてお伺いをいたいと思います。そして、時間の関係で次に進ませていただきたいと思ひます。

次に、文部省の予算等々についてお伺いをいたいというふうに思います。ことしの十一月十日付の時事通信社の官庁速報によりますと、大蔵省は学校事務職員や学校栄養職員の人事費を国庫負担の対象から外していいことになりました。しかし、地方交付税による一般財源化措置に切りかえる方向で検討を始めたというふうな記事が載っておりますけれども、これが事実なのかどうかお伺いをいたいというふうに思ひます。

○政府委員(加戸守行君) これは例年のことになりますのが公務員のペースアップ、特に文部省関係でございますと、教職員の給与ペースアップの財源が多額に上るわけござります。それを

事実上不可能でござりますので、いつも予算編成時期になりますと、事務職員あるいは学校栄養職員の国庫負担を廃止して一般財源化すればその分がベースアップの財源に充てられるのではないかという観点で例年このよだな動きが出てございましたが、そこでございまして、本年につきましては当然財政当局からそのようなお話をすることは事実でござります。

ただ、文部省といたしましては、事務職員ある

いは学校栄養職員が学校の基幹的な職員であるといふ考え方の基本のものに、この制度を堅持したままですが、非常勤講師の問題といふことで、免許状がなくとも授与権者の許可があれば教科の領域の一部に係る事項の教授または実施を担任する非常勤講師として社会人が教壇に立つことになるとされておるということであります。

○勝木健司君 それでは法案の方に移らせていただきますが、非常勤講師の問題といふことで、免許状がなくとも授与権者の許可があれば教科の領域の一部に係る事項の教授または実施を担任する非常勤講師として社会人が教壇に立つことになります。

○政府委員(倉地克次君) 先生御指摘のように考

「教科の領域の一部に係る事項等」とはどういうもののかということ、そしてまたこの問題についての具体的な事例を挙げて説明をいただきたい。それで、高校の先生がまた小中高校段階での先生が教えること、この制度で可能になるのかどうかということもあわせてお伺いをいたしたいということ。また大学の先生が小中高校で、高校の先生がまた小中学校でといった他の科目を受け持つというようなことは可能であるのかどうかということ。また大学の先生が小中高

ますとか、それから学校の教育内容の問題、それから児童生徒の状況などという問題もございまして、学校におきまして実践的指導力を身につけた教師というのが非常に熱望されているところでございます。そろした考え方から、養成段階におきましても実践的指導力の基礎を養うことが必要だという考え方立ちまして、今回免許基準の引き上げということを考えている次第でございます。

それでございまして、主に一般大学にも関係のあります中学校、高等学校の例をとりますと、これは五単位の引き上げということになっているわけでござりますけれども、これは昨年十二月の教育職員養成審議会の御答申にもありますように、教育の方法、技術でございますとか、特別活動に関する科目でございますとか、それから生徒指導に関する科目でございますとか、それから教育実習の事前・事後指導などについて単位を引き上げるという考え方をとっている次第でございます。

○勝木健司君 現在教員免許を取得するためには取得しなければならない科目というのは、いわゆる教育原理とか教育心理学等の教職に関する専門科目、また教科ごとに定められている教科に関する専門科目、そういうふうに大きく分かれておる専門科目、教育原理とか教育心理学等の教職に関する専門科目について、免許法の施行規則の中でも「一般的包括的な内容を含むものでなければならない」というふうにされておるわけではありませんけれども、しかし実態としてそれぞれの学問の専門家が担当することになるため、極めて狭くまた特殊な内容の講義になることもあります。じやないかということで、教員志望者にとって不満なものになつておるというふうにも聞いておるわけでありますが、この教科教育法等、また教科に関する専門科目との連携、といふのも十分図られるといった意味で教員養成過程における専門科目のあり方についてどういうふうにお考えなのか、

〔理事林寛子君退席、委員長着席〕

そういうふうにお考えなのが、

○政府委員(倉地克次君) 先生御指摘の点は大変重要な点だというふうに私どもも認識しているわけでございます。教科専門科目が「一般的包括的な内容を含むものでなければならぬ」わけでござりますけれども、先生御指摘のようなものがあることも否定しがたいた事実ではないかというふうに考えるわけでございまして、私ども今後ともこういう点につきましてはいろいろな会議でおこなうことと想定されると、そのように考えておる次第でございます。

○勝木健司君 今言いましたように一般教育、そして教科に関する専門科目、そしてまた教職に関する専門科目というのも大事だということです。この三領域だけで本当に果たして十分であるかどうかというふうに考える次第でございます。

○勝木健司君 今までの如きましてはいろいろな会議で大変重要な点だといつておられたように、私はその三領域だけではどのようになりますけれども、ここでは高等教育、その高校社会科は地歴と公民とに再編されるということになるというふうに聞いておりますけれども、この再編は免許法改正の中ではどのように対処されていくつもりなのか、お伺いしたい。

○政府委員(倉地克次君) 教育職員養成審議会の答申が昨年の十二月に出ているわけでございますけれども、ここでは高等学校の教育課程において社会科が再編成され、教科として地歴及び公民が設けられた場合には、免許教科として地歴及び公民を認める必要があるというふうに指摘されています。私は省令の改正が行われました場合には、免許法を改正いたしまして地歴とそれから公民の教科を免許教科として規定していく必要があるのでありますけれども、そのように考えておる次第でございます。

○勝木健司君 この法案と離れて、少し若干時間も余りありませんけれども、教員養成の全般について質問をしたいと思いますが、教員養成の年限の問題でありますけれども、教養審の答申の中でも教員養成の年限の延長というものが今後の検討課題となつておるというふうに思います。現在の大学学部四年間プラス一年間の初任者研修で果たして十分なのかということになります。現在の初任研をさらに試補制に改めたり、また養成期間を延長するなりしなければ、今この法律で言う専門性が高くなるあるいは視野の広い教員というものが養成できなしないんじやないかというふうに危惧されますけれども、これは事実であるかどうかというふうに考えておる次第でございまして、この点の不均衡とか不公正に何

お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○政府委員(倉地克次君) 先生御指摘のように重要な点だといつておられた方につきましては十五年ゼロ単位の規定はもう適用になりませんし、それがそのまま適用されるわけでございます。それから四月一日からお入りになる方については十五年ゼロ単位の規定はもう適用になりませんし、それがそのまま適用されるわけでございます。

○政府委員(倉地克次君) 先生御指摘のよう、うところでの配慮というのが必要になつてくるんじゃないかなというふうに思われますけれども、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員(倉地克次君) 先生御指摘のように、うところでの配慮というのが必要になつてくるんじゃないかなというふうに思われますけれども、お伺いをいたしたいといつておられます。それで、四年以上おたちの方につきましては十五年ゼロ単位がそのまま適用されるわけでございます。

○政府委員(倉地克次君) 先生御指摘のように、うところでの配慮というのが必要になつてくるんじゃないかなというふうに思われますけれども、お伺いをいたしたいといつておられます。それで、四年以上おたちの方につきましては十五年ゼロ単位がそのまま適用されるわけでございます。

○政府委員(倉地克次君) 最初に試補制度の問題でござりますけれども、これは昭和四十六年の中間任命権者の計画画のもとに実地修練を行なわせ、その成績によって教諭に採用する制度」というふ

うにあるわけでございまして、試補制度といいますと、これが試補制度ではないかというふうに考える次第でございますけれども、これは特別な身分の導入ということが現行の公務員制度の基本にかかるわって来る、そういうことからその実施が見送られてきたものだというふうに考えておる次第でございます。

それから、教員養成年限の延長の問題でござりますけれども、これは他の学部との関連もいろいろあるわけでございまして、大学制度全般にもかかわつていく問題であるという認識から教育職員養成審議会の御答申におきましても、今後引き続き検討すべき課題とされていところでございませんけれども、これは慎重に対応していく必要があるんじゃないかというふうに考える次第でございます。

また、初任者研修制度が創設された次第でございますけれども、これは実践的な研修でございまして、これは慎重に対応していく必要があるんじゃないかというふうに考える次第でございます。六十四年度から校種ごとに実施されることになっておりますので、私どもはその円滑かつ効果的な実施に十分努めてまいりたい、そのように考えておる次第でございます。

○勝木健司君 次にお伺いしますが、現在免許状を持ちながら教職についていない人の数はどれくらいあるのか、いわゆるペーパーティーチャーの存在について文部省はどういうお考えなのかお伺いしたい。そしてまた、一つの考え方でありますけれども、このペーパーティーチャーを排除して、本当に先生にならうという人が免許取得するためにはやっぱり免証状に期限を付すべきだというややり方も考えられると思われるわけでありますけれども、文部省の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(倉地克次君) いわゆるペーパーティーチャーの数字をちょっと今持ち合わせておりますので大変恐縮でございますけれども、私ども大学における開放制の原則のもとに教員養成を行うということであれば、いわゆるペーパーティーチャーが出てもそれはやむを得ないのではないか

という考え方を持つておる次第でございます。

それから、免証状に期限を付して更新時に研修を義務づけるという問題でござりますけれども、これは我が国の医者でございますとか弁護士などいろいろな職業の資格があるわけでございませんけれども、そうしたものにはほとんど例がないわけでございます。それから、更新できない場合に、さしてどうするかということがあるわけでございませんけれども、これは我が国の雇用慣行とか、公務員における身分保障の関係なんかから大変大きな問題があるのでないかというふうに考える次第でございます。

それから、そうしたことでございますので、この問題については私どもも慎重に対応していく必要があるのではないかというふうに考える次第でござります。事前指導またオリエンテーションといふもののが各大学あるいは短大で十分行われておるのかどうかということ。また実習生を送り出す大學側と受け入れる学校側との連絡調整といふのは具体的にどのように図られておるのか、お伺いをしておる次第でございます。

○勝木健司君 教育実習についてでありますけれども、現在の教育実習は実習生の受け入れ側にとって大変な負担になつておるというふうに聞いております。事前指導またオリエンテーションといふものも、お考へ方をお聞きしたいと思います。

○政府委員(倉地克次君) 先生御指摘のように、

ござりますけれども、これは大学に教育実習連絡

でないかというふうに考える次第でございます。

それから、免証状のようないくつかの事務でございまして、この方が実習校側との連絡や実習指導教員を配置するようにお願いしているわけでありますと免許制度の根幹にもかかわつてくるわけでございまして、なかなか困難な点が多いといふふうに考へておる次第でございます。

○勝木健司君 それでは、現在教員養成学部で教員需要の減少に伴つて学部の衣がえをしておるところもあえておるというふうに聞いておりますが、これらの動向についての所見をお伺いしたいというふうに思ひます。

同時に、一般の大学学部でかつて教職専門科目に最低限の教員しか置かない、形だけの事務で実際に免許を出しているところが見かけられた傾向があつたわけでありますけれども、最近はその辺り改善されておるのか、あわせてお伺いをしたいというふうに思ひます。

○政府委員(國分正明君) 国立の教員養成大学学部の改組の問題でございますが、御案内のように、地域によって事情は違つておりますけれども、我が国全体としまして児童生徒数が減少しているわけでございまして、これに伴いまして教員採用数の減少ということから国立の教員養成大学に、地城によって事情は違つておりますけれども、我が国全体としまして児童生徒数が減少しているわけでございまして、これに伴いまして教員採用数の減少といふことは低下しているところにござります。現在六〇%を切つていて、こういう状況になつておるわけでござります。

○政府委員(倉地克次君) 先生のお考へも一つの番の問題は、教育実習といふのは大学の教育課程の一部をなしておるというところに一番の問題があると思う次第でございます。

それから教育実習の重要な問題でござりますけれども、これはやはり児童生徒と直接接觸することによって初めて大学で学びました知識や理論というものを現実の学校教育に適用する能力の問題でござりますとか、学習指導案の作成等の準備、それから模擬実習などにつきまして、事前に適切な指導をしていただきたいというふうに考へている次第でござります。

○政府委員(倉地克次君) いわゆるペーパーティ

ーチャーが出てもそれはやむを得ないのではないか

話といったしまして、この教育実習は欠かせないの

が、六十四年度におきましても、これはまだ概算要求段階でございますけれども、十三大学についてただいま申し上げました方法での整備をしようということで概算要求をしている、こういう段階でございます。

これらにつきましては、今後とも、ただいま申し上げました報告、これに沿いまして、ただ地域によって随分実情も違うわけでございますし、また各大学の御意向というのもござりますので、それらを踏まえて対処してまいりたい、こんなふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(倉地克次君) 養成課程におきます教員組織の問題かと思うわけでございますけれども、これにつきましては課程認定の際にその教員組織についても御提出いただき、私どもが審査している次第でございます。ただ、その後の問題につきましても、私ども課程認定を受けられましたときの組織を維持されるように今後とも十分留意し御指導してまいりたい、このように考える次第でございます。

○勝木健司君 時間がありませんので次に進ませていただきますが、いわゆる六年制中高一貫の中学校について教養審でも新たな免許状の設置といふものが求められておるよう思います。教育課程や教員免許など六年制中等学校設置にはいろいろの問題があるといふふうに思うのですが、その最大のネックの一つは、やはり教育基本法の第四条の義務教育を九年とするという条項があるため、前期三年あるいは後期三年の接続をどうするかという問題であるといふふうに思うのあります。仮に、学校教育法を改正して現在の中学校と並んで六年制中等学校を創設するといふことをいたしたいといふふうに思います。

○政府委員(古村謹一君) 六年制中等学校の問題については臨教審の第一次答申におきまして、こういったことを考えたらどうかといふ御提案をい

ただいたわけでございますが、そのうち文部省としては三つございまして、一つはその意義と課題といふものをもう少し詰めるべきだということが一つ。それから、後期中等教育が今後多様化、弾性化していくだろう、そのときの動向に合わせてこのところをどう考えるんだという基本的な視点を考慮する。それから三番目として、いわゆる設置者というのは都道府県になるが市町村になるか、その設置者側の意向といふのはまだ十分来ていないということから、もうちょっとと検討すべきです。

したがいまして、私たちいたしましては、現議を持っておりますので、そこでも後期中等教育全体の問題として今後なお検討すべき問題であるというふうに考えておるわけでございます。

○勝木健司君 最後にありますけれども、免許状の失効及び取り上げについてお伺いをしたいといふふうに思います。

教育職員免許法第五条、第十一条、第十三条から八条までに規定する免許状の取り上げは、母や生徒に大きな迷惑をかけているという例が見受けられるわけでありますが、これらに対しても免許状の取り上げ、失効ができるのかどうか、お伺いをしたいといふふうに思います。

またあわせて、いわゆる成田闘争などに参加している過激派に地方公務員が見られるといふふうに聞いておりますが、果たして教員は含まれておるのかどうか。もしもた場合に、第五条第一項に該当するのかどうか、あわせてお伺いをいたしたいといふふうに思います。

○政府委員(倉地克次君) 免許状の失効の問題でありますように、禁治産者、準禁治産者に該当する場合、それから禁錮以上の刑に処せられた場

合、それから政府を暴力で破壊することを主張する団体を結成し、またはこれに加入した者に該当する場合ということになつておる次第でございます。それから、免許状を取り上げる処分の場合でございますけれども、これは、法令の規定に故意に違反した場合、それからふざわしくない非行があつて、その情状が重いと認められる場合といふことになつておる次第でございます。

それで、今先生成田闘争のことを御指摘になつたわけでございますけれども、私ども、その具体的な事情について、大変恐縮でございますけれども、まだつまびらかにしておりませんので、ひとつその点については御検討の時間を与えていただきたいといふふうにお願いする次第でございます。

○勝木健司君 時間ありますけれども、終わります。

○委員長(杉山令堅君) 午後五時まで休憩いたしました。

午後四時三十一分休憩

午後五時六分開会
○委員長(杉山令堅君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○下村泰君 まず、大臣にお伺いしたいと思う質疑のある方は順次御発言願います。

○下村泰君 まず、大臣にお伺いしたいと思うのですが、本当に御苦勞さんです、あちらこちら飛んで歩いて。それこそ何といいますか、脈拍も落ちつかない状態じゃないかと思うんですけれども。いわゆる文部省ですね、大臣の頭の中に描いていらっしゃるこの先生、教師というのは、一体どういう像を考えていらっしゃるのか。教師の、先生の資質向上なんといふことが書いてありますけれども、資質向上にとどまらず、つまり文部省として期待している先生の姿、この教師像というの

はどういう姿を描いて、この法をつまり改正されんでしょうか。まずひとつ、それを聞かせていただきたい。

○国務大臣(中島源太郎君) 二つ申し上げます。それが、一つはやはり文部省的なお答えをまず申し上げます。

それにはやはり、教育に対する使命感あるいは発達段階に応じた理解力、それから子供たちに対する愛情、それから専門的な知識、それと豊かな教養とそれをもとにした実践的な指導力、こういふことに相なります。やや役所的なお答えになります。

そこで、ある週刊誌の記事なんですがね。改正に賛成する立場の、これは全ニホンと読むんですか、全ニッポンと読むんですか、教職員連盟の幹部の方に聞くと、ある記事の記者がお尋ねになつてゐるんですけども、この幹部の方は、非常に話を歴史的に解釈している。

「昔、教員が尊敬されたのは、父母より教員の方が学歴が高かったことにもよる。かつては教員の標準は師範学校卒だった。教員というの

は、医師と同じく、目的養成だった。ところが戦争で人材が払底し、仕方なく、女学校を出てさらに臨時教員養成所で二年勉強すれば教員になれるようになつた。戦後も先生が足りないから、目的養成から開放制に変り、どこの大学でも教員を養成することができるようになつた。しかし、今は父母の方も学歴が高くなつて、教員免許を取つておる父母もどんどん増えてい

で、この記者は

従つて、父母の信頼を得るために教員の学歴を引き上げようというのだろうか。

ある教員養成大学の教授は、「学歴の高い親から突っ込まれると、短大出の先生などはシドロモドロで答えられないことがある。基礎学力が足りないから当然です。日教組は先生同士の競争を嫌うが、それが事なき主義の先生を増やしている。今度の改正のねらいは、短大卒の先生を減らしていき、それと共に、向上心のない先生を排除しようということです。一つの試みとしてはいい」

こういうことを言っていますね。

問題は学歴そのものよりも先生の「やる気」なのだ。その点に関して、先の全日本教職員連盟の幹部は、「本当は、教員の給料を上げるのが一番いい。四十九年の人材確保法で、教員の給与を五〇%上げた。そのため、五十四年ごろ採用された先生は優秀です。大勢集まつて競争が起つたからです。だが今はまた下つて、教員の給与は、一般行政職の人より一七%高に過ぎない」

教員の質の向上には決め手はないといわれる。

こういうふうに書かれているんです。あとはくどいふうに書いてござりますけれども、これをお聞きになつて大臣はどういうふうな御感想をお持ちになりましたでしょうか、今私が読んだものをお聞きになつて。

○國務大臣(中島源太郎君) 全く否定もいたしませんけれども、しかしそういう中で私どもは今までございましたので、それに沿つて言えば教育の向上と活性化を考えますと、人を教えるのは教員でござりますから、教員の方々の、教員になられましてもやはり現職研修ということであらび研修をしていただく。同時に、幅広いところから研修をしていてください。

ふさわしい方々を教育の場にお呼びして、そして活性化をする、その二つを大きな目標にしてこの免許法の一部改正をお願いいたしておるところでございますので、今せつかくお読みになつたこと

に直接のお答えにならなくて申しわけないんです。が、以上のように考えながら伺つておりました。

○下村泰君 それじゃ、また障害者の教育の問題に触れてまいりますけれども、先日大臣に御紹介しましたカニングハム・久子さん、この方が、ニューヨークの特殊教育の担任は修士以上の資格が必要なんだそうです、あちらでは。しかし学歴と資質は別でチームワークが悪いとかいろいろな問題があるんだそうですね。向こうでも、修士以上でありますけれども、この点はいかがでござりますか。

○政府委員(倉地克次君) 今先生おっしゃいましてたように、学歴と指導力が直接的に結びつくかどうかということになるとなかなか難しい問題もありますけれども、何とかして基礎免許状だけではなくて特

も。それで、ある先生が一生懸命その子の名前を呼んで、そしておをスキンシップしながら毎日毎日大体五分か十分間ぐらい続けて、三ヵ月目には笑つたというんですからね。これが私は本当の教育だと思うんですよ、こういうあたり方が。ですから、そういった状態、状況を見ますと、いかに教育者というのは愛情が一番根本であるかということになりますと、そう学歴というものは関係ないような気がするんですね。

それで、初任者研修の問題のときにもお話ししたんですけれども、特殊教育における特殊教育免許の取得ですね。この率が非常に低いんですけど、その理由はどういうふうにお考えになつてますか。

○政府委員(倉地克次君) 一つの理由でございますが、それとも、特殊教育の免許を取るために、まず小学校とか中学校とか高等学校、いわゆるこれ

うふうに書いてござりますけれども、それを取つた上できちんと二十三単位程度の単位を取らなければいけないということになつております。そういうふうに考えております。

○下村泰君 事実ここにも、六十一年の十月一日現在になつていてるんですけども、私、一応表を持っていますけれども、盲学校、聾学校、養護学校でもとにかくバーセンテージでいくと盲学校が七三%、聾学校が五七%、養護学校が五一

かなかの方方が私は大きなウエートがかかると思うんです。

たしか、いつかここでもお話ししたと思いますけれども、何の表情も示さない、まるで植物的にただ寝ているお子さんの耳もとで、それは聞こえないと思つてますよ、本当に聞こえない、幾ら言っても

う方たちが特殊学級とかそういう子供さんたちの面倒を見る。だから、これ当分こういう形になつてゐるんでしょうね。この問題についてどういうふうに今お考えになつていますか、これから先の問題として。

○政府委員(倉地克次君) 今先生御指摘の点につきましては、私どももそうでございますし、各都道府県の免許状の授与権者もそうでございますけれども、何とかして基礎免許状だけではなくて特

殊教育免許状もお取りいただきたいと、そういうふうに考えておるのが実情でございます。それで、各都道府県も認定講習とすることをやっていきますけれども、その実情を見ますと、やはり全然特殊な免許を持っていない人にぜひ免許を取つてもらいたいということで、二級の免許状をお取りいただくような講習会をやっていきますけれども、その実情を見ますと、いかに教育者というのは愛情が一番根本であるかということになりますと、そう学歴というものは関係ないような気がするんですね。

それで、実情でございますけれども、その実情を見ますと、いかに教育者というのは愛情が一番根本であるかということになりますと、そう学歴というものは関係ないような気がするんですね。

そこで、初任者研修の問題のときにもお話ししたんですけれども、特殊教育における特殊教育免許の取得ですね。この率が非常に低いんですけど、その理由はどういうふうにお考えになつてますか。

○政府委員(倉地克次君) 一つの理由でございますが、それとも、特殊教育の免許を取るために、まず小学校とか中学校とか高等学校、いわゆるこれ

うふうに書いてござりますけれども、それを取つた上できちんと二十三単位程度の単位を取らなければいけないということになつております。そういうふうに考えております。

○下村泰君 事実ここにも、六十一年の十月一日現在になつていてるんですけども、私、一応表を持っていますけれども、盲学校、聾学校、養護学校でもとにかくバーセンテージでいくと盲

学校が七三%、聾学校が五七%、養護学校が五一%の方が要するに資格のない方々ですね。こうい

う方がいると思うのです。そういう方たちがそういう

う認定講習を受けようと思つても現在のあのとおりなんですから。そうしますと、いつも申し上げますけれども、こういった教育の充実した姿が、世界の方から見れば、日本というものは大変すばらしい国である、そういうことに対するすばらしい先進国であるといふ姿として映るわけですねけれども、この間のニューヨークの問題でもそうでした、おくれていますわ。こういう状態ではこういつた先生方が育たない。まして遠くの方へ行かなければ、行つてはいらぬといふような事情もありましよう。ですから、少なくとも私はこれは各県にそれこそ一ヵ所ぐらいずつなきやいだらうが。こういう状態ではこういつた先生方が育たない。まして遠くの方へ行かなければ、行つてはいらぬといふような事情もありましよう。ですから、少なくとも私はこれが、もしも補足があれば政府委員から答えさせます。

○國務大臣(中島源太郎君) 私も率直に言つてそう思います。ただ具体にどのよくな方策がとれるのか、もしも補足があれば政府委員から答えさせます。

○政府委員(倉地克次君) 先生御指摘の点は、私ども真剣に受けとめなきやいかぬ問題ではないかというふうに考える次第でございます。率直に申し上げて、各県の実情もよく調べまして、推進の方策などを今後いろいろと検討してみたいといふう思います。ただ具体にどのよくな方策がとれるか、もしも補足があれば政府委員から答えさせます。

○下村泰君 しかし、実際は、私は基本的にはこれ逆だと思うんですね。すべての教師が障害児のことを知る、学ぶ、触れ合う、これを必修とすべきだと思うんです、本来。基礎免許を取得する上で、障害児教育を知るため、経験するための時間を十分に確保するべきだと思うんですね。もつと広く解説して、福祉教育とかいわゆる社会保障教育、それから環境教育といった人間そのもののあり方がテーマになるこういう学習が欠けているよ

うな気がします。

この前、前回たしか御紹介しましたけれども、内村鑑三先生のお話をここでさせていただきまして、多くの人が障害児教育の重要性を訴えているんです、私もその一人ですけれども、この世には障害を持った子供と持たない子供と、こ

れ一通りしかないんですね。ところが、今の養成課程では持たない子、それもいわゆる平均な子

供のことしか学べない。いきなり多様な子供に接する、それはもう先生なんかも大変、お手上げになるわけですね。ですから、教師になる前からいろいろな経験を持つて教員になつてもらうことになります。ですから、教師になる前からが一番大事だと私は思うんです。ですから、初仕事修もそろそろ必要ないと思いますよ。例えば、後で触れますけれども、教員実習の一部を障害児教育の実習にするというのも一つの方法だと思います。

○政府委員(倉地克次君) 率直に申し上げて、先生の御指摘は、教員養成課程の中で特殊教育関係のことももっと勉強せたらどうかということも含めての御質問だと思います。

それで、今回の教職に関する専門科目の改正でござりますけれども、これは教育の本質と目標とかもをそういうふうに分野とそのねらいを明らかにして、その中身はひとつ大学で御研究いただいて、つくりてもらいたいということにしたわけでございますので、そういう特殊教育を学生に勉強させることも大学は今後やりやすくなつていくのは事実でございます。だから、基本的には大学の判断でございますけれども、現在のところ三十二程度の大学で特殊教育の科目が設けられているだけ養成課程の学生が何らかの形で特殊教育にかかわりを持った方がベターではないかというふ

うに感ずる次第でございます。

ただ、実際にそのかかわり方の問題でございますけれども、先生がおっしゃるように、養成課程で勉強するのも一つの方法でございますし、それから教育実習の事前事後指導で、そんなことを言つたら恐縮でございますけれども、養護学校を見学するとか、重度心身障害児施設を見学させていただくとか、そういうかかわり方でも私は非常に有意義ではないかというふうに思うわけでございます。

そういうことで、基本的にはどういう勉強をされるかは大学が自主的に御判断になるとではありますけれども、いろいろな大学との会議などがありましたときには、先生の御質問も含めていろいろ御希望はしてまいりたい、そのように考える

次第でございます。

○下村泰君 大分局長も進んできましたな。結構なことです。

もう一つ、私気になるのは、この障害児の特殊教育、殊に特殊学級なんかありますね。こういうところの専門に携わっていらっしゃる先生の担任する期間が非常に短いということです。こういうふうに考へる次第でございます。

○下村泰君

それで、兩々相まってやつていくべきだと思

ころは。

○政府委員(倉地克次君) 先生のお尋ねの点の実態をまず申し上げたいと思うわけでございますけれども、特殊学級の大半を占めます精神薄弱、特殊学級の担任期間といふものを調べてみると、大体三年以上の方が五五%程度を占めているわけ

でございます。

ただ、この特殊学級を担任なさるという方は、やはり特殊教育について熱意と識見を持つた方がおられます。そういう点で、一方では非常に長い方がおられるとともにベターでございますけれども、一方でできるだけ多くの方にその特殊教育を経験していただく、そういう観点から、やはり余り長いというだけでもない適切な期間、特殊学級を担任していただくという人事上の配慮も必要じゃないかというふうになっている次第でございます。

ただ、この特殊学級を担任なさるという方は、やはり特殊教育について熱意と識見を持つた方がおられます。そういう点で、一方では非常に長い方がおられるとともにベターでございますけれども、一方でできるだけ多くの方にその特殊教育を経験していただく、そういう観点から、やはり余り長いと

いうだけでもない適切な期間、特殊学級を担任していただくという人事上の配慮も必要じゃないかというふうに考へる次第でございます。そういうふうに考へる次第でございます。

○下村泰君 やはりそういうお答えしか返つてこられませんけれども、極端に短い特殊学級の担任といふものは、これはやはり適当ではないんじゃないのか、そういうふうに考へる次第でございます。

○下村泰君 やはりそういうお答えしか返つてこられませんけれども、極端に短い特殊学級の担任といふものは、これはやはり適当ではないんじゃないのか、そういうふうに考へる次第でございます。

昨年でしたか、日本特殊教育学会が貢、聾、養護の三免許制度を一本化することで一致したという報道がありましたが、この専門的判断はわかりませんけれども、障害の重度重複が進むことの一つのあり方かとは思いますけれども、文部省はこれにどういう見解を持っていらっしゃいますか。

このことは、学校ごとにその障害について専門を

深めていくという観点からはなかなか難しい問題があるのじゃないかことは考へるわけでございます。

それで、昨年の教育職員養成審議会の答申におかれましても、これがいろいろ議論された末でござりますけれども、一本化して障害の種類に対応した専攻分野を表示したらどうかということが議論になつたわけでござりますけれども、これは今後の検討課題としたいということが答申の最終的な結論になつている次第でございます。そういうことでございまして、私どももその審議会の答申の趣旨を尊重して、今後とも慎重に対処していく問題ではないか、こういうふうに考へている次第でございます。

○下村泰君 教員養成における教育実習についてもよと伺いますが、その前に、この前お伺いしてお伺いできなかつた放送大学それから通信大学における障害学生の入学者数を教えてください。

○政府委員(國分正明君) 放送大学、通信制大学における障害者の入学状況でございますが、現在における放送大学それから通信大学の通信教育を実施しておりますのは、放送大学のほか、大学で二校、それから短期大学で九校でございますが、全入学者数が十三万九千人でござります。そのうち、障害を持つ大学生の数は五百六十一名といふになつております。これは六十三年五月一日現在でございます。

○下村泰君 そういう人たちのいわゆるスクリングですとか認定試験、さらに点字教科書、こういうものに対する保障というようなものはどうなつておられるんでしょうか。

○政府委員(國分正明君) 身障者に対する配慮といつしまして、例えば放送大学におきましては学習センターにエレベーターとかスロープの設置はもとよりでござりますけれども、再視聴設備の点字表示の整備、それから単位認定試験受験の際には点字あるいは音声テープによる出題の措置といふありますと一時間半の余裕があるとか、そういうふうに思つます。

○政府委員(國分正明君) 身障者に対する配慮といつしまして、例えは放送大学におきましては学習センターにエレベーターとかスロープの設置はもとよりでござりますけれども、再視聴設備の点字表示の整備、それから単位認定試験受験の際には点字あるいは音声テープによる出題の措置といふありますと一時間半の余裕があるとか、そういうふうに思つます。

いうような配慮をして実施しておるわけでございます。

また、一般的の通信制の大学あるいは短大におきますけれども、やはりエレベーターとかあるいは身障者用のトイレ、スロープ、手すりの施設の整備といふような点でそれぞれ大学が工夫して配慮しているという実情にございます。

ただ、点字の教科書等につきましては、例えば放送大学について見ますと、開設科目数が二百七十五科目といふような大変な数でござります。それで、今後検討していかなければならぬ課題ではあるうと思いますけれども、なかなか当面難しい問題を抱えておるという実情にあるわけでござります。

○下村泰君 お答えそれで結構ですけれども、やつぱりそういうところが完全にされておりませんと、いわゆる門戸の開放なんというのは口先ばかりで中身が伴わないということになりますから、それはしっかりと願いしたいと思います。

現在、障害を持つ学生の教育実習、大抵これは出身校方式による事例が多いと聞いています。が、その実情はいかがございましょうか。

○政府委員(倉地克次君) 先生御指摘のように、教育実習でござりますけれども、出身校にゆだねているのが多いという事が事実ではないかといふように考へる次第でございます。それで私どもといたしましては、障害を持つ方々の実習についていろいろ考へなければならぬ問題があるのでないかという意識は持つております。

○下村泰君 障害を持つ学生が教育実習を受け

さんの希望を、有名な市立習志野の野球部の監督で石井という人がいますけれども、その監督さんとの盲学校とが大変交流をしていて、この先生の希望を入れてこの先生が習志野の高校でいわゆる教壇に立っている、こういう記事があるんです。

京都の方へ行きますと、ここ数年九千五百人ほど教育実習生が送り出されているんですが、そのうち十数名前後が障害を持つ学生なんだそうです。それそれが受け入れについてケース・バイ・ケースで対応しているんですが、中には障害の種別や程度によって教育実習にかかる条件から困難だと言わわれているんですね。事前に学生の希望や熱意とは反対に履修を断念せざるを得ないというケースも出でているんだそうです。

障害があろうとなかろうと、将来教員になろうとして強い希望と教育的熱意のある学生について、その希望を実現するよう努力すべきだと思うんですが、こういう特に卒業生しか受け入れないとする出身校方式などが壁になつていて。いわば現場で負担になるからといふことがあるんだろうと思いませんけれども、事前に十分な話し合いをして理解を得るようにすることが大切だと思うのですが、単に個々のケースによる解決を求めるんじやなくして、文部省としてできる限りのことをするべきだと思うんですが、いかがでしょうか。例えばそういう方に介護者をつけるとか、そういうことをすればできるよう思うんだけれども、どうですか、文部省の方ではそんなような指導をするような御意思はござりますか。

○政府委員(倉地克次君) 教育実習の問題でござりますけれども、これは何と申しましてもその大學の教育課程の一部ということになつておりますので、教育実習をどこでどのように受けさせていただかというのはやはり第一義的には大学の責任だとかいうのはやはり第一義的には大学の責任だ

ら、出身校に限らずそしめた学校についてもいろいろとひとつそういう方については、まず御相談をしていただくのが第一のことじゃないかと思う

ときには大学と教育委員会と、それから学校の三者の協議会もあるわけでございますから、そういったところでひとつ十分御相談いただいて、まず次第でございます。その後、どうしても難しいといふときは大学と教育委員会と、それから学校の三者の協議会もあるわけでございますから、そう

いふところで、大体私は三十分に限られておりますけれども、採用後に心身の障害によって教壇から去る方も多いと聞いておるんですけども、復職を困難にしている面がどこにあるのか、きちんと分析をする必要があると思うんです。

○下村泰君 大体私は三十分に限られておりますけれども、採用後に心身の障害によって教壇から去る方も多いと聞いておるんですけども、復職を困難にしている面がどこにあるのか、きちんと分析をする必要があると思うんです。

○政府委員(古村豊一君) これは具体的にケース・バイ・ケース、その障害の程度とかあるいはその学校の環境とか、いろいろなことが影響すると思いますが、そういう中で例えば盲人になられたというような方が今度は一般の学校で教えるとどうすればいいかなど思ふのですけれども、そういうのは非常に難しいだろう。となれば盲学校でやつていただくとか、そういう具体的なケース・バイ・ケースでもつて処理をしていく。そして

そういうふうに思つますけれども、これは課程認定のときに実習協力校などといふものお申し出になつてゐるわけでございますか

ざいますから、そいつたところで勤務をしてい

ただくとか、せっかく身につけられた教育者としての経験をそういうところで生かしていただくと、いろいろな具体的な人事配置ということで、やつぱりよくその方の身になって検討すべき問題だらうというふうに考えます。

○下村泰君 次に、障害学生の教育採用についてちょっと伺いますけれども、一般校、普通校と特殊教育関係諸学校を分けて、障害を持った教諭の雇用率というのはどのくらいになりますか。

○政府委員(倉地克次君) これ先生の今のお求めに適切な資料になるかどうか疑問でございますけれども、私どもが教員採用試験実施状況の調査ということで十九県のデータとして持っているものでございますと、これは盲、聾、養護学校については一・六%、それから小学校、中学校、高校についても○・二六%という状況になっている次第でございます。

○下村泰君 私は、この場合の雇用率というのは、一般校の方にもこういう、先ほど申し上げましたように障害を持つた先生方が多く入っていいんじゃないかというような気がするんですね。そうしますと、前に文部大臣にもお話ししましたけれども、今統合教育とか交流教育ということがたくさん行われています。いわゆるいじめとか、それからいびりだとかということをなくそうとするには、子供のときから人を愛するという教育が一番大事なんですね。そうすると、先生の中にもやっぱりそういう障害を持つた先生がもしらして、その先生にその子供が接することによって、その先生から本当に愛情のある教育を受けたとする。そうすると、その子供たちが果たして仲間をいじめたり何かするような子になるだろうかと。私は人間というものは善意だと思いますから、そういうふうに物を考える。そうしますと、やっぱりそういう先生が普通校におってもいいんじゃないかな。またむしろいなければいけないんじやないかな、こういう感じを抱くんです。これに関しては、ひとつ大臣のお考えを聞いて私は終わりたいと思

います。

○政府委員(倉地克次君) 障害者の雇用の問題については法律があるわけでございますけれども、そこではやはり小学校ということになりますと、これは全教科担当でございますので、小学校とか

養護学校とか養護学校については、その適用がされないという建前になっている次第でございます。そういうことでございますので、それ以外の中学校とか高等学校とか盲学校につきましては、先生御指摘のように、障害であるということによって採用されないということでは適當ではないと思つておりますので、やはりその法律の趣旨に従いまして、今後とも都道府県を指導してまいりたいと、このよう思います。

○國務大臣(中島源太郎君) おうしゃる意味、私も素直にわかります。ただ実際には今政府委員がお答えしたような若干の壁があるようでございますけれども、しかしあらゆる意味で全教科でない場合もありましょうし、そういう方々との触れ合は、一般的な方々との触れ合は、一・六%、それから小なりさきの高石問題質疑に時間が取れども、しかしあらゆる意味で全教科でないといいうのはぜひ必要だと、このように考えなが

いんじやないかというような気がするんですね。そうしますと、前に文部大臣にもお話ししましたけれども、今統合教育とか交流教育ということがたくさん行われています。いわゆるいじめとか、それからいびりだとかということをなくそうとするには、子供のときから人を愛するという教育が一番大事なんですね。そうすると、先生の中にもやはりそういう障害を持つた先生がもしらして、その先生にその子供が接することによって、その先生から本当に愛情のある教育を受けたとする。そうすると、その子供たちが果たして仲間をいじめたり何かするような子になるだろうかと。私は人間というものは善意だと思いますから、そういうふうに物を考える。そうしますと、やっぱ

るのが前提であることを全会派一致で申し合わせてきましたのに、彼の病氣と称するあいまいな理

由で、その実施を見ないままに質疑終局をする、私は臨床尋問などの方法を提起をしましたが、それが行うことなく質疑終局することは断じて賛成ができないということあります。

第一に、本法案の質疑は、臨教審関連六法案の中でも極めて重要な一つであります。確かに一定の審議はしましたが、どの会派も時が時であるだけに、大なり小なりさきの高石問題質疑に時間を費やさざるを得ず、法案自体の審議は極めて不十分なまま残っているということであります。

第三に、文教委員会の定例日としては会期末まで二十二日、二十七日となお二日間もあるのに、なぜ本日議了、採決を急ぐのか、委員長からも与

党側からも納得できる説明がありません。推測するところ、二十一日税特委で消費税法案の強行採決となると、二十二日以降の文教委員会の開催も怪しくなる、そのため本日じゅうに採決をという党略が働いているのではないかと思わざるを得ません。もしそうならば、まさに文教行政に無責任な運営であり、いずれにいたしましても審議不十分なままの議了提案には断固反対をいたします。

○委員長(杉山令壁君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、林田悠紀夫君が委員を辞任され、その補欠として久世公堯君が選任されました。

[賛成者挙手]

○委員長(杉山令壁君) 多数と認めます。よつて、本案に対する質疑は終局することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○佐藤昭夫君

ただいまの委員長提案による質疑

原則と教員養成を特定の大学に限定することな

く、所定の単位修得者には資格を付与するという開放制の原則の「大原則のもとに発足し、昭和二十四年に教育職員免許法が制定されたのであります。

今回の改正案は免許法制定以来の大改正であります。さらにほぼ同趣旨の法案が昭和五十九年の第二百一国会に提出はされたものの、教育関係者等の強い反対があり、廃案になつたのであります。このような経緯から、何にも増して国民の合意を得る慎重な対応が求められておりますが、政府・自民党はそうした努力を払うどころか、異例の超長期間会を利用して強引に成立を図ろうとしているのです。

本委員会において私どもが指摘した多くの問題点、危惧等は何ら払拭されないまま質疑が打ち切られたことは極めて遺憾と言わざるを得ません。

また、提案理由によれば、本法案は臨時教育審議会の答申を受けて提出されたとのことです。しかし、臨時教育審議会では今回の改正の中られたことは極めて遺憾と言わざるを得ません。

また、提案理由によれば、本法案は臨時教育審議会の答申を受けて提出されたとのことです。しかし、臨時教育審議会では今回の改正の中られたことは極めて遺憾と言わざるを得ません。

まず第一は、大学院修士課程修了者のための専修免許状の新設についてであります。

政府は事あるごとに受験地獄を初めとした教育荒廃の元凶は学業偏重社会にあると言つてしまつた。しかし、大学院を修了したという形式的な歴史により、新たな免許状を設けることは学歴社会は正の理念に逆行するものと言わざるを得ません。

また政府は、専修免許状と一種免許状との間に上下関係はないと説明します。しかし、専修免許

状の創設が大学院修了者を教育界に誘致すること

を目的としている以上、待遇等で有利に扱われる

書答申を背景に出された本法案の審議に当たつて終局に反対の意見を述べます。

その理由は、第一に、本委員会理事会では臨教事務次官を招致し、リクルート疑惑等の解明をする

表として、教育職員免許法等の一部を改正する

法律案につきまして反対の討論を行います。

戦後、我が国の教員養成制度は、学問の自由と

大学の自治が保障された大学における教員養成の

ことになる危惧はまことに強いのであります。その結果、教員の上下関係は一層鮮明になり、教員相互のチームワークや教員に対する父母や子供の評価、信頼関係に悪影響を与えるばかりではなく、教員は上級の免許状取得を志向し、本来の授業や自主的な研究を軽視するおそれも出てくるのであります。

また、仮に制度化するとしても、専修免許状取得の機会がすべての教員や学生に平等に付与されなければならることは当然であります。

しかし、教育学関係の大学院を設置している例は私立大学で非常に少ないばかりか、国立大学でも全国で二十一大学にすぎません。絶対数の不足と地域格差が著しいのであります。これでは制度発足の前提条件が整っていないと断ぜざるを得ません。

なお、現職教員が大学院を受験する際には教育委員会の同意が必要ですが、受け皿が少ないと、ために同意条件は厳しく、恣意的に行われていることになります。

第一は各免許状の免許基準の引き上げについての問題です。

現行教職課程のカリキュラムですら免許法でがんじがらめであるとの指摘が強いにもかかわらず、この上さらに取得単位数を引き上げることには、一般大学における教員養成が困難になり、開放制の原則が脅かされるとともに、教育技術偏重の教員養成とならざるを得ないのであります。その結果、詰め込み教育を余儀なくされ、創造的な授業方法の改善等に取り組むことが至難になるなど、大学における自主的、主体的な教員養成が困難になることが予想されるのであります。

第三は、二級免許状の教員が十五年間の教員経験のみで一級免許状を取得できた特例措置を廃止することについてであります。

現職教員が十五年間に一種免許状を取得できな

い場合は、教員経験年数により取得した三十五単位を一切認めないとしているのであります。僻地や教育困難校の勤務など、やむを得ない事情を考慮せず、今までの教職経験による実践的指導力の向上等の成果を全て否定する措置はペナルティーであり、一種の見せしめであります。およそ教育的、合理的措置とは言えません。

この特例措置を廃止すれば、大学等における単位修得が義務づけられることになります。しかしながら、単位修得の間の授業を穴埋めする代替教育の補充も行わず、受け入れる大学側に対しても教育定数や施設設備等の整備拡充策は講じない方針なのであります。これでは夏休みなどにおける安易な認定講習に依存させられ、行政研修の強化につながり、一種免許状への移行が円滑に進むことに懸念を感じるものであります。

第四は、社会人を教員に登用する問題であります。社会で活躍する人々の協力を得て学校教育を運営することは有意義なことであります。しかし、教職員検定で特別免許状を社会人に付与する結果、教員は子供より教育委員会や校長の方に目を向けるを得なくなり、学校の管理化は一層進むことになります。

第一は各免許状の免許基準の引き上げについての問題です。

現行教職課程のカリキュラムですら免許法でがんじがらめであるとの指摘が強いにもかかわらず、この上さらに取得単位数を引き上げることには、一般大学における教員養成が困難になり、開放制の原則が脅かされるとともに、教育技術偏重の教員養成とならざるを得ないのであります。その結果、詰め込み教育を余儀なくされ、創造的な授業方法の改善等に取り組むことが至難になるなど、大学における自主的、主体的な教員養成が困難になることが予想されるのであります。

第三は、二級免許状の教員が十五年間の教員経験のみで一級免許状を取得できる特例措置を廃止することについてであります。

現職教員が十五年間に一種免許状を取得できな

い場合は、教員養成機関の充実策等について国民的論議を喚起することが不可欠であります。

優秀な教員を育て、教育界に誘致するために、教育委員会が教員という職業に誇りを持つことができるようになることが肝要であります。そのための教育行政、学校現場の環境づくりこそ先決であることを指摘して、反対討論を終わります。

○林寛子君 私は、自由民主党を代表いたしまして、教育職員免許法等の一部を改正する法律案につきまして、賛成の討論を行います。

我が国は、社会経済、科学技術などあらゆる分野で国際化、情報化、高学歴化などが急速に進展しているのであります。さらに、学校教育についても、入試地獄、受験準備偏重教育、いじめ、非行、登校拒否の多発など、困難な問題が山積しております。このように、教員や学校教育を取り巻く環境は厳しいものがあるために、教員の資質能

力の向上の必要性は高まり、それを求める国民の声も切実なものになってきております。こうした国民的要請にこたえることは、國、とりわけ教育行政の大きな責務であります。

こうした状況のもとにおいて、臨時教育審議会及び教育職員養成審議会の答申を受けて、教員免許制度の改善を図り、眞に教員にふさわしい人材を育成することは、時宜にかなつた必要な措置と確信するものであります。

まず、第一は、大学院修了者のための専修免許状の創設についてであります。

まず、第一は、大学院修了者のための専修免許状の創設についてであります。

高い資質能力の教員を求める国民の声が高まる中で、大学院修士課程で特定分野について高度の資質能力を修めた人を教員に誘致することは非常に重要なことであります。

しかし、高学歴化が進んでいるにもかかわらず、教員採用者全体の中でも大学院修了者はわずか3%にすぎないのであります。こうした状況を改め、大学院修士課程修了者を積極的に教育界に誘致するとともに、現職教員が大学院において研修

が不可欠であります。

なお、専修免許状は特定分野における高度の専門性を示すものであり、一種免許状との間に上下関係はないとのことであります。したがって、学校における教員間の協力関係等に悪影響を与える懸念はないと確信しております。

第二は、各免許状の免許基準の引き上げを図ることについてであります。

現在、学校現場からも、父母あるいは養成してもらっているのであります。そのため、大学の養成においても、実践的指導力の修得を重視することが求められております。したがって、開放制の原則の立ち、一般大学でも可能な範囲でそうした科目の単位数を引き上げることは、社会の要請、教職の重要性に配慮した適切な措置と考えるのであります。

第三は、二級免許状の教員が、十五年間の教員経験のみで一級免許状を取得できる特例措置を廃止についてであります。

このたびの改正では、学部卒業者に対する一種免許状を、教員の資質能力の標準的な水準を示すものと位置づけております。そのため、短期大学を卒業程度とする二種免許状の教員は、さらに研修が必要であり、一種免許状の取得の努力義務を課していることは当然であります。すなわち、教員それぞれの意見を聞いて単位修得の機会を設定することこそ、長い教職経験を生かし、その資質向上に一層資する措置であるからであります。

第四は、社会人を教員に登用する問題についてであります。

したがって、教員免許制度について、国民の教育行政に対する信頼を回復した後、再検討すべきであります。その際は、戦後の大学における教員養成、開放制の原則を再確認すること、さらにはその制度の維持、発展を基本として教員養成制度

身の知識の修得、資質向上に資するなど学校教育

の活性化や教員の意識の変革をもたらす有意義な制度と考えるものであります。

以上の理由をもちまして、本法律案に賛成であります。最後に、教員養成を行う大学の教育、研究諸条件の整備充実、現職教育の機会の拡充等に取り組むことを申し述べまして、賛成の討論を終わります。

○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、教育職員免許法改正案に対し、反対討論を行います。

まず、初めに指摘しなければならないのは、政界、官界を巻き込んだ未曾有の大疑惑事件であり、本法案の基礎となっている臨教審教育改革の中核に広がるリクルート疑惑について、中曾根前首相を始め、森元文相、高石前文部事務次官など汚職の疑惑が未解明なまま、特に理事会で全会派で一致していた高石氏の招致を実現しないまま、法案も不十分な質疑で採決を強行することには断然反対するものであります。戦後最大の教育反動化法案とも言える本法案の質疑時間は、高石問題を除けば十時間にも満たない極めて不十分なものであります。

次に、法案の内容についてであります。

第一に、戦後の教師養成と免許制度の原則を根本から変え、初任者研修制度とともに教師の分断支配と国家統制を一段と強化しようとするものであります。

普通免許状の三種類化によって、一九七一年の中教審答申の人事上の五段階格差と賃金導入の構想をベースにして、若手管理職層の登用と給与の改善をうたう臨教審答申を受けて、教師間に学歴による給与上、人事上の格差を持ち込みを意図していることは、文部省のこれまでの発言からも明白であります。

十二月六日の当委員会での私の質問に対し、人事院は、職務内容の違いがない限り給与の違いはないと言え、文部省も免許状の種類の違いで職務内容の違いはないと言えているのに、今後とも給与差をつける考えはないと明言しないことから、

その危惧が強いのであります。

それは教師が子供に対し科学的真理、眞実のみに従って教育の使命に専念し、学力向上やいじめなど深刻な教育荒廃に立ち向かって互いに對等、平等に協力し、励まし合わなければならぬ教師相互の関係を破壊し、非教育的な競争主義を教育現場にもたらすものであり、さらに教師に対する子供と父母の信頼関係も損なわざるを得ないのであります。

一種免許状の教師が希望する専修免許状を取得できるように大学院を拡充する計画も示さず、免許状を三種類化することは、管理職養成と教師の権力統制の強化をねらっているものと言わざるを得ないのであります。

第二に、社会人の活用を口実とした特別免許状と免許状なしの非常勤講師制度の創設は、大学における教員養成の原則のじゅうりんであるばかりか、学校の体育教科やクラブ活動などへの現職の自衛隊員、警察職員の導入にも道を開くものであります。これは教育基本法の精神をじゅうりんし、教育の軍国主義化に新たな局面をつくるものとして極めて重大であります。

戦前の師範学校が学問研究を軽視し、國家主義的、軍国主義的な教育を担う教師の養成機関となつたことへの厳しい反省に立ち、憲法、教育基本法に基づく教師養成は、原則として大学において法行うことによって広い教養と専門性を身につけた平和的で民主的な教師づくりを目指したのであります。この大学での教員養成の原則を無視し、都道府県の基準もあいまいな教育職員検定試験にかけ、その専門的な技術、知識のゆえに免許状のない教師を採用しようとするもので、教職の人間形成という本来の任務の否定であります。

それはまた、財界が求める産業構造の転換に見合った多様な労働力の養成のために、企業職士を学校に送り込む道を開こうとするものであります。

第三に、大学における免許状取得に必要な専門

教員養成に必要と考える自主的で個性的なカリキュラムを編成することを妨げるのみならず、画一

的教員養成へと変質させるものです。さらに、など深刻な教育荒廃に立ち向かって互いに對等、すべての大学での教員養成という開放制の原則を崩し、私立大学などの教員養成をも困難にするものであります。

以上述べた理由により、本法案に断固反対する意見を表明して、討論を終わります。

○委員長(杉山令蔵君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山令蔵君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(杉山令蔵君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、柏谷君から発言を求められておりますので、これを許します。柏谷君。

○柏谷照美君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読します。

○委員長(杉山令蔵君) 教育職員免許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、教員免許制度の重要性にかんがみ、本件の事項について、特段の配慮をすべきである。

○委員長(杉山令蔵君) ただいま柏谷君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(杉山令蔵君) 多数と認めます。よつて、柏谷君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(杉山令蔵君) 多数と認めます。よつて、柏谷君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

一種免許状を有する教員が専修免許状を取得しようとする場合は、本人の意見、教職経験等を配慮して適切に行うとともに、必要な諸条件の整備に努めること。
なお、教員免許状取得等にかかる教育休暇制度については、今後の課題として検討を進めること。
四 特別免許状、特別非常勤講師等社会人を教員に採用する制度の実施に当たっては、大学における教員養成の原則、免許状主義の原則、本制度創設の趣旨にかんがみ、処遇面の配慮等適切な人材の確保に努めること。
員に採用する制度の実施に当たっては、大学における教員養成の原則、免許状主義の原則、本制度創設の趣旨にかんがみ、処遇面の配慮等適切な人材の確保に努めること。
五 省令で免許教科を定める場合には、免許教科法定主義の趣旨を尊重して行うこと。
六 教員養成大学・学部についてその大学院を含め整備充実に努めるとともに、教員養成における開放制の原則が堅持できるよう一般の大学における教員養成のための諸条件の一層の充実に努めること。
以上でございます。

○委員長(杉山令蔵君) ただいま柏谷君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(杉山令蔵君) 多数と認めます。よつて、柏谷君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(杉山令蔵君) 多数と認めます。よつて、柏谷君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(杉山令蔵君) 多数と認めます。よつて、柏谷君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(杉山令鑑君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時八分散会

十二月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育費国庫負担制度の堅持と復元に関する請願(第四二二七号)

一、臨教審関連法案反対、行き届いた教育の保障に関する請願(第四一九七号)

一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(第四一九九号)

一、義務教育費国庫負担制度の維持・復活に関する請願(第四三〇一号)

一、臨教審関連法案反対等に関する請願(第四三四四号)(第四三〇九号)

一、義務教育費国庫負担制度の堅持と復元に関する請願(第四四〇一号)

一、私学に対する公費助成の大増額等に関する請願(第四四二四号)

第四二二七号 昭和六十三年十二月一日受理 義務教育費国庫負担制度の堅持と復元に関する請願

請願者 名古屋市中区栄一ノ二五ノ二八
大橋幸代 外四百九十九名
紹介議員 下村 泰君

現在、大蔵省を中心昭和六十四年度国家予算案の編成作業が進められているが、政府・大蔵省は、昭和六十四年度も義務教育費国庫負担制度の見直しを検討していると伝えられている。既に、旅費と教材費が全額削除され、共済費追加費用と恩給費の国庫負担率の引下げ、更に地方交付税不交付団体の退職手当と共済年金長期給付費の国庫負担率引下げが行われている。加えて、昨年来の臨教審、新行革審、財政審の各答申・報告は、い

ずれも義務教育費国庫負担制度の在り方の見直しを求めている。また、今年度で期限切れの補助金一括法の後、本法に戻さず全面見直しに動くおそれもある。学校事務職員は、学校予算の計画・執行などの教育諸条件整備の仕事を通して、また栄養職員は、安全で豊かな給食づくりの仕事を通して、子どもたちに行き届いた教育を保障するために努めている。学校教育は、学校に働くすべての教職員の協力共同によって保障されるものである。したがって、今日、学校事務職員制度・栄養職員制度の充実こそ求められているのであり、文部省においても学校になくてはならない基幹職員と位置づけている。このように、学校教育に重要な役割を果たしている学校事務職員・栄養職員の給与費を、単に教壇に立たないからという理由で国庫負担から外すということは、制度の根幹を搖るがすばかりでなく、行き届いた教育を保障するため、次の事項について実現を図られたい。

一、学校事務職員・栄養職員の給与費を国庫負担から適用除外しないこと。
一、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、既に削減・除外された教材費・旅費・共済費などの国庫負担を復元すること。

第四二九七号 昭和六十三年十二月五日受理 臨教審関連法案反対、行き届いた教育の保障に関する請願

請願者 大阪府岸和田市紙屋町一ノ三〇
七野タマエ 外二十三名
紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三一六七号と同じである。

第四二九九号 昭和六十三年十二月五日受理 義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市南平野五ノ三 松田 芳久
紹介議員 林 寛子君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

第四三〇一號 昭和六十三年十二月五日受理 義務教育費国庫負担制度の維持・復活に関する請願

請願者 岐阜市加納梅田町塙屋第一ビル
川瀬勝 外六千二百二十九名
紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

第四三〇九号 昭和六十三年十二月七日受理 臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 福岡市東区香住ヶ丘一ノ二八ノ八
後藤泰子 外一万二千五百三十
名
紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

第四三一四四号 昭和六十三年十二月六日受理 臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県佐久市大字平賀四、一六五
小林久美子 外三万七千百四十
名
紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

第四三一四九号 昭和六十三年十二月七日受理 臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 福岡市東区香住ヶ丘一ノ二八ノ八
後藤泰子 外一万二千五百三十
名
紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

第四四〇一號 昭和六十三年十二月八日受理 義務教育費国庫負担制度の堅持と復元に関する請

請願者 現行の学校事務職員制度は、昭和二十八年の義務

現行の学校事務職員制度は、昭和二十八年の義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三〇三号)の施行後、学校運営に必要な制度として定着し、以後ますますの制度充実が求められる折、大蔵省は昭和六十年度予算編成に当たつて、義務教育費国庫負担制度を抜本的に見直す方針を明らかにした。この見直しの項目には、学校事務職員・栄養職員の入件費の削除が挙げられていた。幸い、昭和六十三年度までは削除は見送られてきたが、昭和六十四年度予算編成において、再びこの問題が浮上することは必至の情勢である。義務教育費国庫負担法から学校事務職員が外された場合には、職員の必置規制からも外れ、地方交付税化される可能性が強く、各地方自治体の財政事情に左右されることになる。こうしたことは、地方自治体への負担転嫁、教育の機会均等の崩壊とともに、学校事務職員の身分・勤務条件に重大な影響を及ぼすものである。明治の学制以来義務教育費を押し付けられた地方自治体は、その重圧に辛苦し、財政破綻にまで及んだ。この解決策として、昭和十五年に義務教育費国庫負担法(昭和十五年法律第二二号)が施行され、半額国庫・半額具費の制度が実現した。今回の動きは、こうした経緯に逆行するばかりか、地方自治体・教育委員会・学校を混乱させ、義務教育制度を危うくするものである。については、この重大な制度変更を伴う措置に強く反対し、義務教育諸学校の学校事務職員を義務教育費国庫負担制度から除外しないための必要な措置を採られたい。

日本は教育を支えてきた。ところが、大蔵省は昭和六十年度予算編成以来、義務教育費国庫負担制度の見直しを進めていた。学校事務職員・栄養職員の入件費の削減が挙げられており、昭和六十四年度予算編成においても、この問題が取り上げられようとしている。こうしたこととは、教育費の負担を地方自治体に転嫁し、教育の機会均等を破壊するとともに学校事務職員・栄養職員の身分・勤務条件に重大な影響を及ぼすものである。そして、臨調・行革の名の下に定数の削減が予想される。すべての国民(児童・生徒)がひとしく教育を受けられる権利を守るためにも、旅費・教材費の国庫負担を復活させるとともに、義務教育費国庫負担法の維持に努められたい。

願

請願者 名古屋市西区城北町三ノ一三〇

梅原紀夫 外四百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第四二二七号と同じである。

第四四二四号

昭和六十三年十一月八日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市左京区高野東開町一ノ一三

土家篤 外五千七百九十名

紹介議員 佐藤 昭夫君

今日、我が国の高等教育の中で私学は極めて大きな役割を果たしているが、その現状は、教育・研究条件において国立大学より立ち後れ、学費においては父母負担の限界にまで達してきている。昭和五十年に成立した私立学校振興助成法は私学に対する助成を大きく前進させ、教育・研究条件の改善、学費負担軽減の上で少なくない効果を上げてきだが、近年の国の財政事情を理由とした助成金の大削減、授業料・入学検定料を除く教育費への課税の検討など、私学は再び教育・研究条件の悪化と、学費負担の増大という重大な危機に直面している。ついては、我が国の高等教育の一層の充実のため、経常費の二分の一助成早期達成を始めとした次の事項について実現を図られたい。

一、教育・研究条件の改善を図りながら、学

費を値上げしなくとも済むように、私立大

学の経常費に対する二分の一補助を早期に実現すること。特に一般補助についての増額を行うこと。

2 学費抑制の努力を正しく評価し得る配分

方式をとること。

二、私立大学における父母・学生・大学院生の学費負担を軽減するため、授業料補助を実現すること。

三、1 私立大学に対して、日本育英会第一種奨学金及び大学院奨学金の採用人員の拡大・増額を行うこと。

2

日本育英会奨学金選考時における学力基準を撤廃すること。

3 給付制奨学金制度の導入など育英奨学事業の抜本的改革を行うこと。

4 教育研究施設・設備、学生・教職員の福利厚生施設・設備の充実を図るために助成を行うこと。

5 勤労者・社会人を対象とする夜間大学設置校に対する特別助成を強化すること。

6 授業料補助率の引き上げや奨学金制度の充実など、留学生受け入れ政策の重要性に見合った譲讓策の拡充を行うこと。

7 助成金の実質的減額となる教育費への課税については導入しないこと。また、公教育における私学の役割にかんがみ、電気税、ガス税を非課税にすること。

8 父母、学生の学費支出に対する減税措置を講ずること。また勤労学生控除を引き上げること。

昭和六十四年一月四日印刷

昭和六十四年一月五日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C